



平成29年度

## 公募要領

「革新的医療技術創出拠点プロジェクト」  
関連シーズ

橋渡し研究戦略的推進プログラム [2次公募]  
革新的医療シーズ実用化研究事業

平成29年3月  
(第2版)

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構  
臨床研究・治験基盤事業部 臨床研究課

改訂履歴

版	更新日	改訂ページ	改訂前	改訂後
初版	平成 29 年 3 月 28 日			
第 2 版	平成 29 年 3 月 30 日	「革新的医療技術創出拠点プロジェクト」関連シリーズ公募要領 P.2	詳細は、各事業の公募要領 <u>□</u> . 公募研究開発課題を御参照ください。	詳細は、各事業の公募要領 <u>XI</u> . 公募研究開発課題を御参照ください。
		橋渡し研究戦略的推進プログラム公募要領 P.2-17	<p>(以下「チェックリスト」といいます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チェックリスト (提出先: 文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室) <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm</a></li> <li>・研究不正行為チェックリスト (提出先: 文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室) <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374508.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374508.htm</a></li> </ul>	<p>(以下「チェックリスト」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チェックリスト (提出先: 文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室) <u>平成 28 年 6 月以降、別途の機会</u>でチェックリストを提出している場合は今回新たに提出する必要はありません。 <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm</a></li> <li>・研究不正行為チェックリスト (提出先: 文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室) <u>平成 29 年 4 月以降、別途の機会</u>でチェックリストを提出している場合は今回新たに提出する必要はありません。 <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm</a></li> </ul>

		<p>(c) チェックリストの提出の必要性</p> <p>文部科学省系の他事業への応募等に当たって本年度に入り既にチェックリストを一度提出している場合は、同年度における文部科学省系の別事業への応募又は委託研究開発契約締結に際して、新たに提出する必要はありません。</p> <p>なお、これらのチェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドライン及び研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、翌年度以降も、年1回改めて文部科学省へ提出をお願いします。</p>	(削除)
	橋渡し研究戦略的推進プログラム公募要領 P.2-18	<p>(d) 調査への協力</p> <p>(e) 公的研究費の管理条件付与及び間接経費削減等の措置について</p>	<p>(c) 調査への協力</p> <p>(d) 公的研究費の管理条件付与及び間接経費削減等の措置について</p>
	橋渡し研究戦略的推進プログラム公募要領 P.2-23	<p>【ウェブサイト URL】</p> <p><a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360839.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360839.htm</a></p>	<p>【ウェブサイト URL】</p> <p><a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm</a></p>

# 目 次

I. はじめに.....	1
1. 革新的医療技術創出拠点プロジェクトの概要.....	1
(1) プロジェクトの背景 .....	1
(2) プロジェクトの目標・成果 .....	1
(3) 合同公募のスキーム .....	1
2. 橋渡し研究戦略的推進プログラム 2次公募.....	2-1
3. 革新的医療シーズ実用化研究事業.....	3-1

# I. はじめに

本公募要領に含まれる公募研究開発課題は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が実施する「革新的医療技術創出拠点プロジェクト」の公募研究開発課題※です。

※ 本公募研究開発課題は、平成 29 年度予算の国会での成立を前提としているため、平成 29 年 4 月 1 日までに政府予算が成立しない場合は契約内容について別途協議することになります。

## 1. 革新的医療技術創出拠点プロジェクトの概要

### （1）プロジェクトの背景

健康・医療戦略（平成 26 年 7 月 22 日閣議決定）では、真の健康長寿社会の実現に向けて、我が国の高い研究開発能力を医薬品、医療機器等及び医療技術の実用化に着実につなげていくシステムを構築することにより、その成果を国民に還元し、世界最高水準の医療の提供が可能となることを基本理念として掲げています。

革新的医療技術創出拠点プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）は、国が定める「医療分野研究開発推進計画」（平成 26 年 7 月 22 日健康・医療戦略推進本部決定）に基づく 9 つの重点分野の 1 分野であり、基礎開発段階から実用化までシームレスに実施できる拠点の強化・充実を図るとともに、革新的医療技術の実用化を促進しています。

厚生労働省は臨床研究中核病院を医療法（昭和 23 年法律第 205 号）上に位置付けて、平成 28 年度末時点で 11 病院を承認※<sup>1</sup>し、質の高い臨床研究・治験の実施及び他施設の支援を行える環境を整備しています。また、平成 29 年度から開始される「橋渡し研究戦略的推進プログラム」では、アカデミア等における優れた基礎研究の成果を臨床研究・実用化へ効率的に橋渡しができる体制を日本全体で構築し、革新的な医薬品・医療機器等をより多く持続的に創出することを推進するため、1 次公募において橋渡し研究支援拠点として 10 機関の事業実施機関※<sup>2</sup>を採択しました。

#### ※<sup>1</sup> 臨床研究中核病院（11 病院）

東北大学病院、国立がん研究センター東病院、国立がん研究センター中央病院、東京大学医学部附属病院、慶應義塾大学病院、名古屋大学医学部附属病院、大阪大学医学部附属病院、九州大学病院、[千葉大学医学部附属病院、京都大学医学部附属病院、岡山大学病院]\*

\*平成 29 年 3 月 8 日に開催された第 51 回社会保障審議会医療分科会の審議の結果、臨床研究中核病院の名称の承認を行って差し支えないとの結論となった 3 病院

#### ※<sup>2</sup> 橋渡し研究支援拠点（代表機関 10 拠点）

北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、慶應義塾大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、岡山大学、九州大学

### （2）プロジェクトの目標・成果

2020 年までの成果目標（key performance indicator, KPI）は、医師主導治験届出数年間 40 件、及び、FIH（First in Human）試験（企業治験を含む）年間 40 件です。

### （3）合同公募のスキーム

本公募では、革新的医療技術創出拠点プロジェクト関連シーズの 2 事業に係る公募（「橋渡し研究戦略的推進プログラム[2 次公募]」及び「革新的医療シーズ実用化研究事業」）を合同で実施し、一つの課題評価委員会で審査することにより、基礎から実用化まで一貫した研究開発を推進します。

応募にあたっては、公募要領に示す公募研究開発課題（各公募要領Ⅲ.1.公募研究開発課題の概要）の中から応募する課題を一つ選択し、提案書類について府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて提出して下さい。

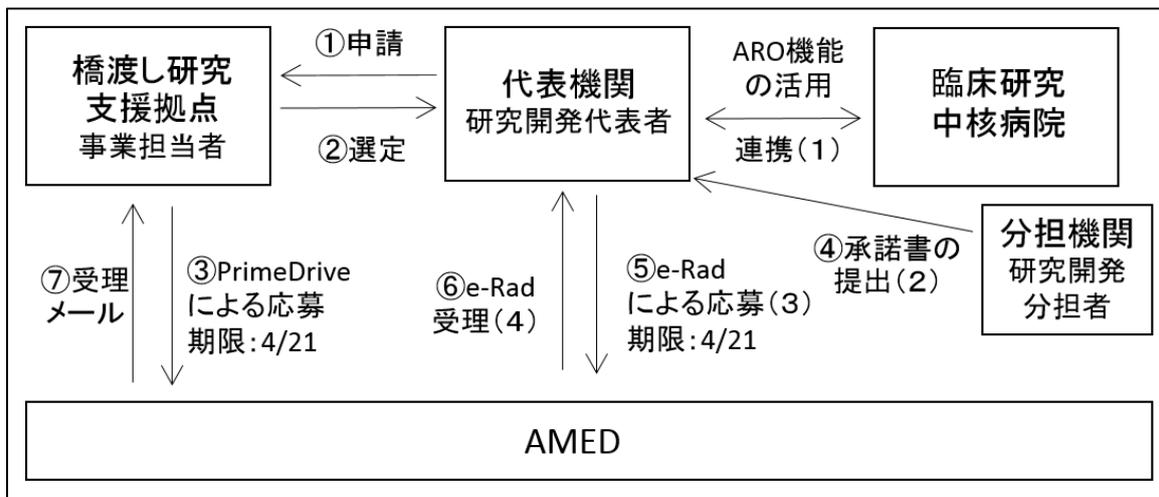
各公募課題については、各々の事業の XI. 公募研究開発課題 1.（1）又は（2）項に示すとおり、それぞれ趣旨・目標等が定められており、基本的には提案される研究開発課題はいずれか一つの課題に合致すると考えられるため、研究の目的等に応じ、より適した公募課題への提案をお願いします。ただし、橋渡し研究戦略的推進プログラムのシーズ C と革新的医療シーズ実用化研究事業については、

一部の研究開発課題において双方の応募条件を満たす場合があることが可能性としては考えられます。その場合、応募はいずれか一方の事業からのみとしていただきますが、応募の際、（様式 5）両事業審査希望書を提出し、他方の応募条件も満たしていることを記載することによって、応募した公募研究開発課題だけでなく、もう一方の事業の審査も希望することができます。

各事業の応募手順は下記のとおりとします。詳細は、各事業の公募要領 XI.公募研究開発課題を御参照ください。

※橋渡し研究戦略的推進プログラム（シーズ B・シーズ C）に応募する場合は下図①～⑦のように、橋渡し研究支援拠点と研究開発代表者の両方から応募書類の提出が必要となります。

※革新的医療シーズ実用化研究事業に応募する場合は下図（1）～（4）のように、研究開発代表者が応募書類を e-Rad を使用して提出してください。





平成 2 9 年度

## 公 募 要 領

2. 橋渡し研究戦略的推進プログラム  
[ 2 次公募 ]

平成 2 9 年 3 月



# 目次

<b>I. はじめに</b> .....	<b>1</b>
1. 事業の概要.....	1
(1) 事業の現状.....	1
(2) 事業の方向性.....	1
(3) 事業の目標と成果.....	1
2. 事業の構成.....	2
(1) 事業実施体制.....	2
(2) 代表機関と分担機関、拠点の役割.....	2
<b>II. 応募に関する諸条件等</b> .....	<b>3</b>
1. 応募資格者.....	3
2. 応募に当たっての留意事項.....	3
(1) 委託研究開発契約について.....	3
(2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について.....	3
(3) 臨床研究登録制度への登録について.....	4
(4) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）.....	4
<b>III. 公募・選考の実施方法</b> .....	<b>5</b>
1. 公募研究開発課題の概要.....	5
2. 研究開発提案書等の作成及び提出.....	5
(1) 提案書類様式の入手方法.....	5
(2) 提案書類受付期間.....	5
(3) 提案書類の提出.....	5
(4) スケジュール等.....	7
3. 提案書類の審査の実施方法.....	7
(1) 審査方法.....	7
(2) 審査項目と観点.....	8
<b>IV. 提案書類の作成と注意</b> .....	<b>11</b>
1. 提案書類等に含まれる情報の取扱い.....	11
(1) 情報の利用目的.....	11
(2) 必要な情報公開・情報提供等.....	11
2. 提案書類の様式及び作成上の注意.....	11
(1) 提案書類の様式.....	11
(2) 提案書類の作成.....	11
(3) 研究開発提案書類作成上の注意.....	12
(4) 研究提案開発提案書以外に必要な書類について.....	12
<b>V. 委託研究開発契約の締結等</b> .....	<b>13</b>
1. 委託研究開発契約の締結.....	13
(1) 契約条件等.....	13
(2) 契約締結の準備について.....	13
(3) 契約に関する事務処理.....	13
(4) 委託研究開発費の額の確定等について.....	13
2. 委託研究開発費の範囲及び支払い等.....	14
(1) 委託研究開発費の範囲.....	14
(2) 委託研究開発費の計上.....	14
(3) 委託研究開発費の支払い.....	14

(4)	間接経費に係る領収書等の証拠書類の整備について.....	15
3.	委託研究開発費の繰越について.....	15
4.	本事業を実施する研究機関の責務等について.....	15
(1)	法令の遵守.....	15
(2)	研究倫理教育プログラムの履修・修了.....	15
(3)	利益相反の管理について.....	15
(4)	法令・倫理指針等の遵守について.....	16
(5)	委託研究開発費の執行についての管理責任.....	17
(6)	体制整備等自己評価チェックリストの提出について.....	17
5.	本事業の研究活動に参画する研究者の責務等について.....	18
(1)	委託研究開発費の公正かつ適正な執行について.....	18
(2)	応募における手続等.....	18
(3)	研究倫理教育プログラムの履修・修了.....	18
6.	研究倫理プログラムの履修等について.....	18
(1)	履修プログラム・教材について.....	18
(2)	履修対象者について.....	19
(3)	履修時期について.....	19
(4)	研究機関等の役割について.....	19
(5)	履修状況の報告について.....	19
(6)	お問合せ先.....	19
7.	利益相反の管理について.....	19
(1)	対象事業・課題について.....	19
(2)	対象者について.....	19
(3)	利益相反審査の申出について.....	19
(4)	倫理審査及び利益相反管理の状況報告書の提出について.....	19
(5)	お問合せ先.....	20
8.	不正行為・不正使用・不正受給への対応について.....	20
(1)	本事業に係る不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等.....	20
(2)	不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について.....	20
(3)	AMED RIO ネットワークへの加入.....	23
9.	採択後契約締結までの留意点.....	23
(1)	採択の取消し等について.....	23
(2)	調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について.....	23
(4)	研究開発計画書及び報告書の提出について.....	24
(5)	研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除について.....	24
<b>VI.</b>	<b>採択課題の管理と評価.....</b>	<b>26</b>
1.	課題管理.....	26
2.	評価.....	26
3.	成果報告会等での発表.....	26
<b>VII.</b>	<b>研究開発成果の取扱い.....</b>	<b>27</b>
1.	委託研究開発成果報告書の提出と公表.....	27
2.	研究開発成果の帰属.....	27
3.	医療研究者等向け知財教材について.....	27
4.	研究開発成果のオープンアクセスの確保.....	27
<b>VIII.</b>	<b>取得物品の取扱い.....</b>	<b>28</b>
1.	所有権.....	28
2.	研究開発期間終了後の取扱い.....	28
3.	放射性廃棄物等の処分.....	28
<b>IX.</b>	<b>その他.....</b>	<b>29</b>

1.	国民との双方向コミュニケーション活動について.....	29
2.	健康危険情報について.....	29
3.	政府研究開発データベース入力のための情報.....	29
4.	リサーチツール特許の使用の円滑化について.....	30
5.	知的財産推進計画に係る対応について.....	30
6.	AMED 知的財産コンサルタントによる知的財産戦略立案の支援等について.....	30
7.	創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援について.....	31
8.	AMED における課題評価の充実.....	31
9.	各種データベースへの協力について.....	31
	(1) バイオサイエンスデータベースセンターへの協力.....	31
	(2) 開発したリソースのナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP) ※1 への寄託.....	32
	(3) その他.....	32
<b>X.</b>	<b>照会先.....</b>	<b>33</b>
<b>XI.</b>	<b>公募研究開発課題.....</b>	<b>34</b>
1.	シーズ B.....	34
2.	シーズ C.....	34
3.	応募に際して満たすべき事項.....	34
4.	研究開発提案書を作成する際の留意事項.....	35
5.	医師主導治験又は臨床試験の研究開発提案の際の要件（一部非臨床試験を含む）.....	36
6.	応募時に必要な書類一覧.....	38
7.	応募書類の提出方法.....	38
8.	応募数の上限.....	39
9.	審査において重視する事項等.....	40
10.	採択課題に課される条件.....	40
11.	採択後、研究実施上の留意点.....	41
別紙 1	シーズパッケージ制度.....	42
別表	AMED において求める各種資料の提出時期と内容の整理.....	44

# I. はじめに

本公募要領に含まれる公募研究開発課題は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が実施する橋渡し研究戦略的推進プログラム（2次公募）の公募研究開発課題<sup>※</sup>です。

※ 本公募研究開発課題は、平成29年度予算の国会での成立を前提としているため、平成29年4月1日までに政府予算が成立しない場合は契約内容について別途協議することになります。

## 1. 事業の概要

### (1) 事業の現状

革新的医療技術創出拠点プロジェクトは、健康・医療戦略（平成26年7月22日閣議決定）等に基づき、日本における優れた基礎研究の成果を実用化まで一貫した支援を行うことを目的として、平成26年度より文部科学省「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」と国際水準の臨床研究・治験の実施環境の整備を行う厚生労働省「臨床研究品質確保体制整備事業」等との一体的な運営を推進してきました。

平成29年度から開始される橋渡し研究戦略的推進プログラム（以下「本プログラム」という）では、医療法上の臨床研究中核病院等と連携して日本全体で橋渡し研究を推進する体制を強化・発展させ、日本発の革新的な医薬品・医療機器等をより多く持続的に創出することにより、世界一の健康長寿社会の実現に貢献することを目指し、橋渡し研究支援拠点として10機関の事業実施機関<sup>※1</sup>を採択しました。

橋渡し研究支援拠点は、本プログラムにおいて、これまでに整備されてきた橋渡し研究支援基盤を強化し、自機関だけでなく他機関のシーズ発掘と支援を行います。そして、戦略的にシーズ<sup>※2</sup>の育成や産学連携、臨床研究中核病院との連携を実施して成果の早期企業導出や実用化の促進、質の高い研究実施体制を構築します。さらには多様な収入源を確保すること等により、本プログラム期間中に基盤整備費の補助なく運用できる体制を構築し、全国で橋渡し研究を継続的に推進する体制の確立を目指します。

※1 事業実施機関：北海道大学（分担機関：札幌医科大学、旭川医科大学）、東北大学、筑波大学、東京大学、慶應義塾大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、岡山大学、九州大学

※2 シーズ：医薬品・医療機器の候補となる物質等

### (2) 事業の方向性

本プログラムでは、革新的医療技術創出拠点の基盤を活用して、全国の大学等の拠点において拠点以外の機関のシーズの積極的支援や産学連携を強化することで、アカデミア等における優れた基礎研究の成果を臨床研究・実用化へ効率的に橋渡しができる体制を日本全体で構築し、革新的な医薬品・医療機器等をより多く持続的に創出することを推進します。将来的には、イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築を強力に推進し、基礎研究から臨床研究、そして実用化へ、また、実臨床現場の知見が基礎研究に生かされることによって新たに実用化を目指すという、循環型研究開発を支援する仕組みの確立を目指しています。

### (3) 事業の目標と成果

橋渡し研究支援拠点では、5年間で1拠点あたり新規シーズ6件以上（このうち、拠点以外の大学等の研究機関におけるオリジナルな基礎研究成果によるシーズについて、拠点以外の機関が実施責任組織となる医師主導治験を2件以上含むこと）の医師主導治験の開始、他の3拠点以上と協力して実施する医師主導治験の開始1件、企業へのライセンスアウト30件以上を目指し、様々な開発段階にあるシーズをシーズA、B及びCに振り分け、拠点の機能を最大限に活かす研究支援を実施します（別紙1：シーズパッケージ制度を参照）。

本公募では、このうち、シーズB及びCを対象として、実用化に向けた更なる研究加速を目指して研究開発費（拠点がシーズを支援するのに必要な経費を含む）の支援を希望するシーズを募集します。

## 2. 事業の構成

### (1) 事業実施体制

医療分野研究開発推進計画に基づき、競争的資金の効率的な活用を図り、優れた成果を生み出していくための円滑な実施を図るため、プログラムスーパーバイザー（以下「PS」という。）及びプログラムオフィサー（以下「PO」という。）等を事業内に配置します。

PS 及び PO 等は、本事業全体の進捗状況を把握し、事業の円滑な推進のため、必要な指導・助言等を行います。また、研究機関及び研究者は、PS 及び PO 等に協力する義務を負います。PS 及び PO 等による指導、助言等を踏まえ、研究開発課題に対し必要に応じて計画の見直し、変更、中止、実施体制の変更等を求めることがあります。本プログラムの実施体制の詳細については、XI. 公募研究開発課題を参照してください。

### (2) 代表機関と分担機関、拠点の役割

本事業において、研究開発課題は代表機関と橋渡し研究支援拠点及び必要に応じて分担機関が実施します。

(a) 「代表機関」とは、研究開発代表者が所属し、AMED と直接委託研究開発契約を締結する研究機関※をいいます。

(b) 「分担機関」とは、研究開発分担者が所属し、AMED と直接委託研究開発契約又は代表機関と再委託研究開発契約を締結する「代表機関」以外の研究機関※をいいます。

※ 本事業における機関との委託研究開発契約の詳細については V. 章を御参照ください。

(c) 「橋渡し研究支援拠点」（以下「拠点」という。）とは、「橋渡し研究戦略的推進プログラム」（1次公募）において採択された10拠点（北海道大学（分担：札幌医科大学、旭川医科大学）、東北大学、筑波大学、東京大学、慶應義塾大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、岡山大学、九州大学）をいいます。

拠点は、拠点外シーズを含むシーズ探索、選考を行い、各シーズの支援、進捗管理の責任者としてプロジェクトマネージャーを指名して進捗管理と評価を行います。拠点は、戦略的な知的財産の確保・活用の支援、企業とのマッチング活動支援、進捗のマネジメント、拠点間連携を活用した迅速な治験完遂支援、シーズの国際展開を目指した国際的に通用する基準での支援、海外の共同研究機関対応、海外規制当局対応支援等を行います。

シーズ支援にあたり、拠点とシーズの研究開発代表者は、情報開示や、研究費の使途、成果の取り扱い等に係る研究開発委託契約等を取り交わすこととします。なお、本プログラムでは拠点の自立化を求めており、本公募で採択されたシーズへの開発支援業務の対価について、料金表等に基づいて請求するなど、拠点は一定の収入を確保することとします。

本公募の応募資格者は拠点の事業担当者（拠点長）です。応募手順の詳細はXI.7を御参照ください。

## II. 応募に関する諸条件等

### 1. 応募資格者

本事業の応募資格者は、橋渡し研究支援拠点の事業担当者（拠点長）とします。拠点を通じて応募するシーズの研究開発代表者は、以下（１）～（５）の要件を満たす国内の研究機関等に所属し、応募に係る研究開発課題について、研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う能力を有する研究者（以下「研究開発代表者」という。）とします。

#### （１）以下の（a）から（f）までに掲げる研究機関等

- （a）国の施設等機関<sup>※1</sup>（研究開発代表者が教育職、研究職、医療職<sup>※2</sup>、福祉職<sup>※2</sup>、指定職<sup>※2</sup>又は任期付研究員である場合に限る。）
- （b）地方公共団体の附属試験研究機関等
- （c）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学及び同附属試験研究機関等（大学共同利用機関法人も含む。）
- （d）研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
- （e）研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条に規定する地方独立行政法人
- （f）その他AMED理事長が適当と認めるもの

※1 内閣府及び国家行政組織法第3条第2項に規定される行政機関に置かれる試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいいます。

※2 病院又は研究を行う機関に所属する者に限ります。

- （２）課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること。
- （３）課題が採択された場合に、契約手続き等の事務を行うことができること。
- （４）課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む。）に対して、責任ある対応を行うことができること。
- （５）本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援本事業に係る必要な手続等を行うことができること。

なお、特定の研究機関に所属していない、若しくは日本国外の研究機関に所属している研究者で、研究開発代表者として採択された場合、平成29年7月1日までに、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることが可能な研究者も応募できます。ただし、平成29年7月1日までに、上記条件を備えていない場合、原則として、採択は取消しとなります。

また、委託研究開発契約の履行能力を確認するため、審査時に、代表機関及び分担機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

### 2. 応募に当たっての留意事項

#### （１）委託研究開発契約について

採択された研究開発課題については、その実施に当たり、研究開発課題を実施する研究機関の長とAMED理事長との間で委託研究開発契約を締結することを原則<sup>※</sup>とします。

※ 詳細はV. 章を御参照ください。

#### （２）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

委託研究開発費においては、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化した府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を用いて応募を受け付けます。応募に当たっては、事業や各公募研究課題の概要等の記載内容をよく確認した上で、提案する研

究開発の実施によりどのような成果を示せるかを十分検討の上、提案書類に記載してください。詳細は、IV.章を御参照ください。

### (3) 臨床研究登録制度への登録について

介入研究を実施する場合には「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等に基づき、当該臨床研究を開始するまでに以下の三つのうちいずれかの臨床研究登録システムに登録を行ってください（委託研究開発成果報告書の提出時に、登録の有無を記載した報告書（様式自由）の添付を求めることがあります）。なお、登録された内容が、実施している研究の内容と齟齬がないか調査を行うことがありますのであらかじめ御了解ください。

- 1) 大学病院医療情報ネットワーク（UMIN）「臨床試験登録システム」  
<http://www.umin.ac.jp/ctr/index-j.htm>
- 2) (財)日本医薬情報センター（JAPIC）「臨床試験情報」  
[http://www.clinicaltrials.jp/user/cte\\_main.jsp](http://www.clinicaltrials.jp/user/cte_main.jsp)
- 3) 日本医師会治験促進センター「臨床試験登録システム」  
<https://dbccentre3.jmacct.med.or.jp/jmactr/>

### (4) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究開発を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制\*が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

\*：現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に炭素繊維や数値制御工作機械等、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）使用する場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）があります。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリ等の記憶媒体で提供する事はもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは、下記を参照ください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック（2014年第8版）  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<http://www.cistec.or.jp/>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

### III. 公募・選考の実施方法

#### 1. 公募研究開発課題の概要

本公募要領に含まれる公募研究開発課題の概要は以下のとおりです。各公募研究開発課題の詳細は XI. 章を参照してください。

#	分野等、公募研究開発課題名	研究開発費の規模	研究開発実施 予定期間	新規採択課題 予定数
1	シーズ B (非臨床 POC 取得を目指す研究 開発課題等)	1 課題当たり年間 70,000 千円程度 (間接経費を含む)	最長 3 年 平成 29 年度～ 平成 31 年度	15 課題程度
2	シーズ C (臨床 POC 取得を目指す臨床研 究開発課題等)	1 課題当たり年間 100,000 千円程度 (間接経費を含む)	最長 3 年 平成 29 年度～ 平成 31 年度	10 課題程度

- 研究開発費の規模等はおおよその目安となります。
- 研究開発費の規模及び新規採択課題予定数等は、公募開始後の予算成立の状況等により変動することがあります。大きな変動があった場合には、全部又は一部の公募研究開発課題について提案書類の受付や課題の採択を取りやめる可能性があります。
- 同一研究者による複数の公募研究開発課題への応募は認められますが、競争的研究資金の不合理的な重複及び過度の集中（詳細は V. 9. (5) を御参照ください）に該当しないことを示すため、同時に応募した研究開発課題の情報を研究開発提案書の該当欄へ必ず記載してください。本公募と合同で公募を実施している「革新的医療シーズ実用化研究事業」への応募については、公募要領 P.1 の I. 1. (3) 合同公募のスキームを御参照ください。

#### 2. 研究開発提案書等の作成及び提出

##### (1) 提案書類様式の入手方法

提案書類の様式等、応募に必要な資料は AMED ウェブサイトの公募情報からダウンロードしてください。

<http://www.amed.go.jp/koubo/>

##### (2) 提案書類受付期間

平成 29 年 3 月 28 日 (火) ～平成 29 年 4 月 21 日 (金) 【15 時】 (厳守)

(注 1) e-Rad への登録において行う作業については、e-Rad の利用可能時間帯のみですので御注意ください。

(注 2) 全ての研究開発提案書等について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんので御注意ください。

##### (3) 提案書類の提出

提案書類の提出は、受付期間内に e-Rad にてお願いいたします。本公募への応募は、研究開発代表者からの e-Rad 提出とは別に、橋渡し研究支援拠点からも支援計画等の提案書類を提出していただく必要があります。詳細は、XI. 7. 応募書類の提出方法を必ず確認してください。提出期限内に提出が完了していない場合は応募を受理しません。研究開発提案書等の記載（入力）に際しては、本項目及び研究開発提案書（様式 1）に示した記載要領に従って、必要な内容を誤りなく記載してください。なお、受付期間終了後は提出いただいた提案書類の差し替え等には応じられません。

##### (a) システムの使用に当たっての留意事項

操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

### 1) システムの利用可能時間帯

サービス時間は平日、休日ともに 00:00~24:00

(注) 上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad の運用を停止することがあります。e-Rad の運用を停止する場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

### 2) 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、「代表機関」(研究開発代表者が所属する研究機関)、「分担機関」(研究開発分担者が所属する研究機関)は、原則として応募時まで e-Rad に登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。応募時点で、特定の研究機関に所属していない、又は日本国外の研究機関に所属している場合においては、別途、提出前に担当課までなるべくお早めにお問い合わせください。

### 3) 研究者情報の登録

研究課題に応募する「研究開発代表者」及び研究に参画する「研究開発分担者」は研究者情報を登録し、システムログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。研究機関に所属している研究者の情報は研究機関が登録します。なお、過去に科学研究費補助金制度などで登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きは e-Rad ポータルサイトを参照してください。

## (b) システム上で提出するに当たっての注意

### 1) 提案書類様式のダウンロード

制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。

### 2) ファイル種別

電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューから行ってください。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、パソコンへインストールしてお使いいただくこともできます。(システムへの負荷軽減と安定稼働の実現のため、旧システムでは可能だった Word 等の形式のままでの提出は行えなくなりました。)。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

### 3) 画像ファイル形式

提案書類に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ(例えば、CAD やスキャナ、PostScript や DTP ソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等)を貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

### 4) ファイル容量

アップロードできるファイルの最大容量は 10 MB です。

### 5) 提案書類のアップロード

提案書類は、PDF に変換しアップロードしてください。

### 6) 所属機関の承認

「研究開発代表者」から所属機関に e-Rad で申請した段階では応募は完了していません。所属機関の承認の手続きを必ず行ってください。

### 7) 受付状況の確認

受付期間終了時点で、システムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっていない提案書類は無効となります。受付期間終了時点までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、所属機関まで至急連絡してください。提案書類の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。

#### 8) 提出後の提案書類の修正

いったん提出した提案書類を修正するには、受付期間内に「引戻し」操作を行い、修正した後に再度提出する必要があります。具体的な操作については研究者向け操作マニュアルを参照してください。

#### 9) その他

上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Rad ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、確認ください。

### (c) システムの操作方法に関する問い合わせ先

システムの操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ポータルサイトのヘルプデスクにて受け付けます（X. 章を御参照ください）。ポータルサイトのほか、「よくある質問と答え（FAQ）ページ」もよく確認の上、問い合わせてください。なお、ヘルプデスクでは公募要領の内容、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

### (4) スケジュール等

本事業における採択までのスケジュールは、公募開始時点で以下のとおり予定しています。審査の実施方法の詳細は III. 章 3. を御参照ください。

書面審査 平成 29 年 4 月下旬～平成 29 年 5 月中旬（予定）

面接（ヒアリング） 平成 29 年 6 月 6 日（火）（予定） ※必要に応じて実施

（注 1）ヒアリングを実施する場合は、対象課題を支援する橋渡し研究支援拠点の事業担当者（拠点長）に対して、原則としてヒアリングの 1 週間前（平成 29 年 5 月 30 日（火））までに提案書様式 6 の連絡先に記載された電子メールに御連絡します（ヒアリング対象外の場合や、ヒアリング自体が実施されない場合には、この御連絡はいたしませんので、採択可否の通知までお待ちください）。ヒアリングの実施や日程に関する情報更新がある場合は、III. 3.（1）項に記載の AMED ウェブサイトの公募情報に掲載しますので、併せて御参照ください。ヒアリングの対象か否かに関する個別回答はいたしかねます。

（注 2）ヒアリング対象課題の研究開発代表者に対して、書面審査の過程で生じた照会事項を電子メールで送付する場合があります。当該照会事項に対する回答は、ヒアリングに先立ち、照会時に AMED が指定する期日までに事務局宛に電子メールで送付してください。

（注 3）ヒアリングの対象者は原則として研究開発代表者及び橋渡し研究支援拠点の担当者等とします。ヒアリングの日程は変更できません。

（注 4）ヒアリング終了後、必要に応じて、研究開発代表者及び橋渡し研究支援拠点の担当者等に対して事務的な確認を行う場合があります。当該確認に対しては、AMED が指定する方法で速やかに回答してください。

採択可否の通知 平成 29 年 6 月中旬（予定）

（注）採択課題候補となった課題の研究開発代表者に対しては、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正を求めるとや、研究開発費合計額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。

研究開発開始（契約締結等） 予定日 平成 29 年 7 月 1 日（土）

（注）この「予定日」は、提案時に研究開始時期を見据えた最適な研究開発計画を立てていただくこと、また、採択決定後、契約締結等までの間で、あらかじめ可能な準備を実施していただき、契約締結後、速やかに研究を開始いただくこと、などを考慮して明示するものであり、**契約締結等をお約束するものではありません**。この「予定日」に契約を締結等するためには、研究開発計画（研究開発費や研究開発体制を含む。）の作成や調整について、研究機関等の皆様の御尽力をいただくことが必要となります。AMED においても、PS・PO との調整などを速やかに実施し、早期の契約締結等に努めていきます。

## 3. 提案書類の審査の実施方法

### (1) 審査方法

本事業における研究開発課題の採択に当たっては、実施の必要性、目標や計画の妥当性を把握し、予算等の配分の意思決定を行うため、外部の有識者等の中からAMED理事長が指名する評価委員を評価者とする課題事前評価（審査）を実施します。課題評価委員会は、定められた評価項目について評価を行い、AMEDはこれをもとに採択課題を決定します。

- (a) 審査は、AMEDに設置した課題評価委員会において、非公開で行います。
- (b) 課題評価委員会は、提出された提案書類の内容について書類選考（書面審査）及び必要に応じて面接（ヒアリング）を行い※、審議により評価を行います。
  - ※ 審査の過程で研究開発代表者に資料等の追加提出を求める場合があります。
- (c) 採択に当たっては、研究開発代表者に対して、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正※を求めることや、予算額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画等の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。
  - ※ 採択された場合、ここで修正された目標等がその後の中間評価や事後評価の際の評価指標の1つとなります。採択課題の管理と評価についてはVI.章を御参照ください。
- (d) 審査終了後、AMEDは研究開発代表者に対して、採択可否等について通知します。なお、選考の途中経過についての問い合わせには一切応じられません。
- (e) 評価委員には、その職務に関して知り得た秘密について、その職を退いた後も含め漏洩や盗用等を禁じることを趣旨とする秘密保持遵守義務が課せられます。また、評価に当たっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないようにしています。
- (f) 採択課題の研究開発課題名や研究開発代表者氏名等は、後日、AMEDウェブサイトへの掲載等により公開します。また、評価委員の氏名については、原則として、毎年度1回、AMED全体を一括して公表します。
- (g) 公正で透明な評価を行う観点から、AMEDの規定に基づき、評価委員の利益相反マネジメントを行っています。評価委員が下記に該当する場合は、利益相反マネジメントの対象としてAMEDに対し申告を求め、原則として当該課題の評価に携わらないものとします。なお、評価の科学的妥当性を確保する上で特に必要があり、評価の公正かつ適正な判断が損なわれないと委員長が認めた場合には、課題の評価に参加することがあります。
  - ① 被評価者が家族であるとき
  - ② 被評価者が大学、国立研究開発法人、国立試験研究機関等の研究機関において同一の学科等又は同一の企業に所属している者であるとき
  - ③ 被評価者が課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に緊密な共同研究を行った者であるとき
  - ④ 被評価者が博士論文の指導を行い、又は受ける等緊密な師弟関係にある者であるとき
  - ⑤ 被評価者から当該委員が、課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に、いずれかの年度において100万円を超える経済的利益を受けているとき
  - ⑥ 被評価者と直接的な競合関係にあるとき
  - ⑦ その他深刻な利益相反があると認められるとき
- (h) 応募しようとする者、応募した者は、AMED役員、PD、PS、PO、評価委員に対し、評価及び採択についての働きかけを行わないでください。

## (2) 審査項目と観点

本事業における課題の採択に当たっては、提案書類について以下の観点に基づいて審査します。分担機関を設定した研究開発課題を提案する場合は、研究開発を遂行する上での分担機関の必要性と、分担機関における研究開発の遂行能力等も評価の対象となります。

### シーズB

- (a) 事業趣旨等との整合性
  - ・事業趣旨、目標等に合致しているか（※）

- ・「応募に際して満たすべき事項」を全て満たしているか（※）
- (b) 事業目標達成の可能性
  - ・3年以内に非臨床 POC 取得等、シーズ B の目標に到達できるか
- (c) 科学的・技術的な意義及び優位性
  - ・革新的な医薬品・医療機器等の創出に繋がる研究開発課題か
  - ・医療上の必要性及び既存治療に対する優位性の根拠は示唆されているか
- (d) 計画の妥当性及び実施可能性
  - ・全体計画の内容と目的は明確であるか
  - ・年度ごとの計画は具体的なもので、かつ、実現可能であるか
  - ・現在の技術レベル及びこれまでの実績は十分にあるか
  - ・申請者等のエフォートは適当であるか
  - ・生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか（※）
  - ・研究開発費の内訳、支出計画等は妥当であるか
- (e) 研究開発実施と支援の体制
  - ・研究開発代表者を中心とした研究開発体制が適切かつ十分に組織されているか
  - ・拠点の開発方針と支援計画、go/no-go 判断の基準は具体的かつ適切か
  - ・年度ごとの研究計画の数値目標・マイルストーンは適切か
  - ・十分な連携体制が構築されているか
  - ・拠点における支援費用の内訳、支出計画等は妥当であるか
- (f) 実用化に向けて総合的に勘案すべき項目
  - ・開発目標の主なハードルと予想されるリスクは明確になっているか
  - ・研究開発期間終了時に企業導出やシーズ C へのステージアップが見込めるか
  - ・実用化までのロードマップを描けているか
  - ・民間企業等との連携は適切か（無い場合は民間企業との連携計画が適切か）
  - ・規制対応の計画は適当な時期に設定されているか
- (g) 総合評価
 

10段階評価により、(a)～(f)を勘案しつつこれらと別に評点を付し、総合評価をする。

(注) (※)を付した項目については、委員会としての評価結果の決定に参加する委員の半数以上が「不適」と判断した場合に、不採択とする取扱いとする。

## シーズ C

- (a) 事業趣旨等との整合性
  - ・事業趣旨、目標等に合致しているか（※）
  - ・「応募に際して満たすべき事項」を全て満たしているか（※）
- (b) 事業目標達成の可能性
  - ・3年以内に臨床 POC 取得等、シーズ C の目標に到達できるか
- (c) 科学的・技術的な意義及び優位性
  - ・革新的な医薬品・医療機器等の創出に繋がる研究であるか
  - ・医療上の必要性及び既存治療等に対する優位性（臨床的位置付け）の根拠が明確か
- (d) 計画の妥当性及び実施可能性
  - ・全体計画の内容と目的は明確であるか
  - ・年度ごとの計画は具体的なもので、かつ、実現可能であるか
  - ・現在の技術レベル及びこれまでの実績は十分にあるか
  - ・申請者等のエフォートは適当であるか
  - ・生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか（※）
  - ・研究開発費の内訳、支出計画等は妥当であるか
- (e) 研究開発実施と支援の体制
  - ・研究開発代表者を中心とした研究開発体制が適切に組織されているか
  - ・拠点の開発方針と支援計画、go/no-go 判断の基準は具体的かつ適切か

- ・年度ごとの研究計画の数値目標・マイルストンの設定は適切か
- ・PMDAが行う薬事戦略相談を活用し、適切かつ十分に研究計画に反映しているか
- ・研究開発者・拠点・臨床研究中核病院との間で十分な連携体制が計画されているか
- ・橋渡し研究支援拠点間の連携を促進する課題か
- ・拠点における支援費用の内訳は妥当であるか

(f) 実用化に向けて総合的に勘案すべき項目

- ・開発目標の主なハードルと予想されるリスクは明確になっているか
- ・製品化と医療現場における使用についての想定が明確になっているか
- ・実用化までのロードマップは適切か
- ・研究開発期間終了時に企業導出が見込めるか

(g) 総合評価

10段階評価により、(a)～(f)を勘案しつつこれらと別に評点を付し、総合評価をする。

(注) (※)を付した項目については、委員会としての評価結果の決定に参加する委員の半数以上が「不適」と判断した場合に、不採択とする取扱いとする。

## IV. 提案書類の作成と注意

### 1. 提案書類等に含まれる情報の取扱い

#### (1) 情報の利用目的

提案書類等に含まれる情報は、研究開発課題採択のための審査のほか、研究開発費の委託業務、Ⅹに記載されている研究支援のために利用されます。

また、提案書要約の情報は、新規事業創出等の AMED 事業運営に資する研究動向の分析にも利用します。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、提案者の不必要な不利益が生じないように、提案書類等に含まれる情報に関する秘密は厳守します。詳しくは総務省のウェブサイト※を御参照ください。

※ 「行政機関・独立行政法人等における個人情報の保護 > 法制度の紹介」 (総務省)  
[http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/horei\\_kihon.html#7\\_2](http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/horei_kihon.html#7_2)

#### (2) 必要な情報公開・情報提供等

(a) 採択された個々の課題に関する情報(事業名、研究課題名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」に該当し、情報開示することがあるほか、マクロ分析に必要な情報は「政府研究開発データベース」(Ⅸ. 3. を御参照ください)への入力のため e-Rad を通じて内閣府に提供され、分析結果が公表される場合があります。

(b) 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、提案書類等に含まれる一部の情報を、e-Rad などを通じて、他府省等を含む他の競争的資金等の担当部門に情報提供(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際にも、同様に情報提供を行う場合があります。

### 2. 提案書類の様式及び作成上の注意

#### (1) 提案書類の様式

提案書類の様式は、「研究開発提案書」とします。簡潔かつ明瞭に各項目を記載してください。提案書類受付期間及び提出に関しては、Ⅲ. 章を御参照ください。

#### (2) 提案書類の作成

応募は e-Rad にて行います。提案書類の作成に当たっては、(3)に示す注意事項も併せて御覧ください。提案書類に不備がある場合、受理できないことがあります。

様式への入力に際しては、以下の事項に注意してください。

(a) 研究開発提案書は、原則として日本語での作成ですが、要約については、日本語と英語の両方の記載が必須となります。記載漏れなど不備がある場合は、審査対象外となる場合があります。

(b) 字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。

(c) 入力する文字のサイズは、原則として 10.5 ポイントを用いてください。

(d) 英数字は、原則として半角で入力してください。(例) 郵便番号、電話番号、人数等)

(e) 提案書類は、下中央に通しページ (-1-) を付与してください。

(f) 提案書類の作成はカラーでも可としますが、白黒コピーをした場合でも内容が理解できるように作成してください。

### (3) 研究開発提案書類作成上の注意

#### (a) 省令・倫理指針等の遵守

研究開発計画の策定に当たっては法律、各府省が定める省令・倫理指針等を遵守してください。詳細は V. 4. (4) を御参照ください。

#### (b) 研究開発課題の提案に対する機関の承認

研究開発代表者が提案書類を提出するに当たっては、代表機関（研究開発代表者が所属し、AMED と直接委託契約を締結する研究機関）の長の了承を取ってください。また、複数の研究機関が共同で研究を実施する研究提案を提出する場合には、参加する全ての研究機関の長の了承を得てください。

#### (c) 研究開発提案内容の調整

研究開発課題の採択に当たっては、予算の制約等の理由から、提案された計画の修正を求められることがあります。また、今後、採択された研究開発課題の実施に当たって、割り当てられる経費・実施期間は、予算の制約等により変わる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

#### (d) 対象外となる提案について

以下に示す研究開発課題の提案は本事業の対象外となります。

- ① 単に既製の設備備品の購入を目的とする提案
- ② 他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業の経費により賄うことを想定している提案

### (4) 研究提案開発提案書以外に必要な書類について

#### (a) PMDA の事前面談・対面助言の記録等

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が実施する「薬事戦略相談」のうち、事前面談を実施済みの場合はサマリー（様式自由；アカデミア側作成の要旨で可）を、対面助言を実施済みの場合は対面助言記録及び別紙（相談内容）を、それぞれ添付していただきます。詳細は XI. 章の各公募研究開発課題に記載されている留意点等を御参照ください。

（注）実用化段階に移行する研究開発課題（「薬事戦略相談」の対象範囲となる研究開発課題）においては、その契約条件として、原則採択後 1～2 年目に対面助言を受けていただくこととなります（受けるべき時期等、詳細は IV. 1. を御参照ください）。応募時点で対面助言を実施済みであることは必須ではありませんが、対面助言を受け、その相談結果を研究開発計画に反映させていることが望まれます。

#### (b) 臨床研究に関する資料等

革新的な医薬品や医療機器の創出を念頭に置いた医師主導治験や臨床試験及びそれらを目指した非臨床試験を行う研究<sup>※</sup>では、治験計画書やプロトコール（目的、対象、選択基準、除外基準、症例数、観察内容、介入内容、統計的手法、研究体制等の情報を含む）（様式自由；応募時点で未実施の場合は案で可）等の臨床研究に関する資料等を添付していただきます。詳細は XI. 章の各公募研究課題に記載されている留意点等を御参照ください。

※ 新しい医薬品や医療機器の創出を目的としていない研究や新しい医療技術の評価、通常の承認プロセスと異なるものは対象外とします。

#### (c) 動物実験に関する自己点検・評価結果

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）又は厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知、平成 27 年 2 月 20 日一部改正）に定められた動物種を用いて動物実験を実施する機関については、本基本指針に基づき、機関自らが実施した本基本指針への適合性に関する自己点検・評価結果のうち、直近で実施したものの写しの提出を求められます。

## V. 委託研究開発契約の締結等

### 1. 委託研究開発契約の締結

#### (1) 契約条件等

採択された研究開発課題については、研究開発課題を実施する機関※の長とAMED理事長との間で、国の会計年度の原則に従い単年度の委託研究開発契約を締結することになります。詳細は採択後にAMEDから御案内します。

契約を締結するに当たっては、課題評価委員会、PS、PO等の意見を踏まえ、採択時に付された条件が満たされていない場合、契約の内容（経費の積算を含む。）や方法が双方の合意に至らない場合等には、採択された研究開発課題であっても契約しないことがあります。

契約締結後においても、予算の都合等により、やむを得ない事情が生じた場合には、研究開発計画の見直し又は中止を求めることがあります。

PS、PO等が、研究進捗状況等を確認し、年度途中での研究開発計画の見直し等による契約変更や課題の中止を行うことがあります。

※ 国の施設等機関等（国の施設等機関及び公設試験研究機関を総称したものをいう。）である代表機関又は分担機関については、相当の事由に基づき当該機関及び当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者が申し出た場合に限り、AMEDとの協議を経て、AMEDから当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者へ間接補助金を交付する方式をとることがあります（その場合、AMEDが定める補助金取扱要領に従うこととします）。このとき、間接補助金の経理に係る事務については当該機関の長に委任していただきます。

なお、研究計画において「代表機関」と「分担機関」の研究内容が一体的に進める必要性が認められる場合等であって、「分担機関」が国の施設等機関等でない場合には、本事業においては、再委託として取り扱うことを認めることがあります。ただし、再委託の場合であっても、再委託先においては機関経理を行うことを原則とし、さらにAMEDの求めに応じて監査等に応じることを条件とします。

#### (2) 契約締結の準備について

研究開発課題の採択後、速やかに契約の締結が進められるよう、受託者は、

- (a) 全体研究開発計画書及び研究開発計画書※の作成
- (b) 業務計画に必要な経費の見積書の取得
- (c) 会計規程及び職務発明規程等の整備

を実施しておく必要があります。

※全体研究開発計画書は、採択時の研究開発提案書を元に研究開発課題ごとに各一通作成いただきます。全実施期間の研究開発構想を中心に、基本計画、研究開発内容、研究開発体制、予算計画等を記載してください。同計画書は、年度における予算配分の検討及び中間・事後評価や課題進捗管理の基礎資料の一つとなります。

研究開発計画書は、各年度の委託研究開発契約締結の際に、契約ごとに各一通作成いただきます。

計画書様式は、採択後に別途御連絡いたします。

#### (3) 契約に関する事務処理

AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※に基づき、必要となる事務処理を行ってください。

※ <http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html> からリンク

#### (4) 委託研究開発費の額の確定等について

当該年度の委託研究開発契約期間終了後、委託研究開発契約書に基づいて提出していただく委託研究開発実績報告書を受けて行う確定検査により、委託研究開発費の額の確定を行います。確定検査等において、研究に要する経費の不正使用又は当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部の返還を求める場合があります。また、不正使用等を行った研究の実

施者は、その内容の程度により一定期間契約をしないこととなります（V. 8. (2)を御参照ください）。

## 2. 委託研究開発費の範囲及び支払い等

### (1) 委託研究開発費の範囲

本事業では以下のとおり費目構成を設定しています。詳細は AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※<sup>1</sup>を御参照ください。

	大項目	定義
直接経費	物品費	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア（既製品）、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用
	旅費	研究開発参加者に係る旅費、外部専門家等の招聘対象者に係る旅費
	人件費・謝金	人件費：当該委託研究開発のために雇用する研究員等の人件費 謝金：講演依頼、指導・助言、被験者、通訳・翻訳者、単純労働等の謝金等の経費
	その他	上記のほか、当該委託研究開発を遂行するための経費例） 研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費、検査業務費、不課税取引等に係る消費税相当額等
間接経費※ <sup>2</sup>	直接経費に対して一定比率（30%以内）で手当され、当該委託研究開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として AMED が支払い、研究機関が使用する経費	

※<sup>1</sup> <http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html> からリンク

※<sup>2</sup> AMED が国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人、特殊法人、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業又は私立大学等と委託研究開発契約を締結して、研究開発を実施する場合に措置されます。国の施設等機関（国立教育政策研究所を除く）に所属する研究者である場合は対象外となります。なお、間接経費は、分担機関（国の施設等機関等を除く）についても、配分される直接経費に応じて配分されます。

### (2) 委託研究開発費の計上

研究開発に必要な経費を算出し、総額を計上してください。経費の計上及び精算は、原則として AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※の定めによるものとします。

※ <http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html> からリンク

(注) AMED における研究者主導治験・臨床試験での委託研究開発契約では、今後、「研究者主導治験又は臨床試験における症例単価表を用いた契約管理方式」を導入します※。採択された研究開発課題がその対象と認められる場合には、あらかじめ定められた内部受託規程（「研究者主導治験又は臨床試験における受託研究取扱規程」（仮称））に基づき治験・臨床研究における症例登録等が行われる体制が研究機関に整備されていれば、症例登録等を研究機関の長から他の医療機関に対して一種の外注形式で依頼できるものとします。詳細は AMED「研究費の運用：研究者主導治験又は臨床試験における医療機関経費の管理について」（[http://www.amed.go.jp/program/kenkyu\\_unyo.html](http://www.amed.go.jp/program/kenkyu_unyo.html) からリンク）を御参照ください。

※ 治験・臨床研究の業務支援体制が充実している施設においては、当分の間、従来方式でも可とします。

### (3) 委託研究開発費の支払い

支払額は、四半期ごとに各期とも当該年度における直接経費及び間接経費の合計額を均等 4 分割した額を原則とします。

#### (4) 間接経費に係る領収書等の証拠書類の整備について

AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※にて確認ください。

※<http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html> からリンク

### 3. 委託研究開発費の繰越について

事業の進捗において、研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難、その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

詳細は、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※にて確認ください。

※<http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html> からリンク

### 4. 本事業を実施する研究機関の責務等について

#### (1) 法令の遵守

研究機関は、本事業の実施に当たり、その原資が公的資金であることを鑑み、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、不正行為<sup>※1</sup>、不正使用<sup>※2</sup>又は不正受給<sup>※3</sup>（以下、これらをあわせて「不正行為等」という。）を防止する措置を講じることが求められます。

\* 1 「不正行為」とは、研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造（ねつぞう）、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによります。

ア 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用：他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

\* 2 「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、公的研究資金の他の用途への使用又は公的研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資金の使用を含むがこれらに限られない）をいいます。

\* 3 「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により公的研究資金を受給することをいいます。

※上記定義において、「研究者等」とは、公的研究資金による研究活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他研究活動又はそれに付随する事務に従事する者をいいます。

#### (2) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

不正行為等を未然に防止する取組みの一環として、AMED は、事業に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務付けることとします。研究機関には、研究者に対する研究倫理教育を実施し、その履修状況を AMED に報告していただきます（詳細は V. 6. 及び AMED のウェブサイトをご覧ください）。

なお、AMED が督促したにもかかわらず当該研究者等が定める履修義務を果たさない場合は、委託研究開発費の全部又は一部の執行停止等を研究機関に指示することがあります。研究機関は、指示に従って委託研究開発費の執行を停止し、指示があるまで再開しないでください。

#### (3) 利益相反の管理について

研究の公正性、信頼性を確保するため、AMED の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」（平成 28 年 3 月 17 日 平成 28 年規則第 35 号）に基づき、研究開発課題に関わる研究者の利益相反状態を適切に管理するとともに、その報告を行っていただきます。

研究機関等が AMED 事業における研究開発において、研究開発代表者及び研究開発分担者の利益相反を適切に管理していないと AMED が判断した場合、AMED は研究機関に対し、改善の指導又は研究資金の提供の打ち切り並びに AMED から研究機関に対して既に交付した研究資金の一部又は全部の返還請求を行うことがあります。詳細は V. 7. 及び AMED のウェブサイトをご覧ください。

#### (4) 法令・倫理指針等の遵守について

研究開発構想を実施するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究開発、個人情報等の取扱いの配慮を必要とする研究開発、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究開発等、法令・倫理指針等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。

遵守すべき関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取消し等を行う場合がありますので、留意してください。

また、研究開発計画に相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。

これらの関係法令・指針等に関する研究機関における倫理審査の状況については、各年度の終了後又は委託研究開発課題終了後 61 日以内に、AMED に対して利益相反管理の状況とともに報告を行っていただきます。

特にライフサイエンスに関する研究開発について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです。このほかにも研究開発内容によって法令等が定められている場合がありますので、最新の改正にて確認ください。

- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 18 年法律第 106 号）
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 特定胚の取扱いに関する指針（平成 13 年文部科学省告示第 173 号）
- ヒト ES 細胞の樹立に関する指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ヒト ES 細胞の分配及び使用に関する指針（平成 26 年文部科学省告示第 174 号）
- ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（平成 22 年文部科学省告示 88 号）
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号、平成 29 年 2 月 28 日一部改正）
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
- 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）
- 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省第 89 号）
- 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 21 号）
- 医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 37 号）
- 再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 88 号）
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
- 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年度文部科学省・厚生労働省告示第 3 号、平成 29 年 2 月 28 日一部改正）
- 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成 27 年厚生労働省告示第 344 号）
- ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号、平成 29 年 2 月 28 日一部改正）
- 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知、平成 27 年 2 月 20 日一部改正）又は農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日農林水産省農林水産技術会議事務局長通知）

※ 生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイトを参照してください。

- ・ 文部科学省ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」  
<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>
- ・ 厚生労働省「研究に関する指針について」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyoyou/i-kenkyu/index.html>

## (5) 委託研究開発費の執行についての管理責任

委託研究開発費は、委託研究開発契約に基づき、その全額を委託研究開発費として研究機関に執行していただきます。そのため、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」※（平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従うとともに、このガイドラインに示された「機関に実施を要請する事項」等を踏まえ、研究機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。

※文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」  
（平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/fieldfile/2014/03/18/1343906\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/fieldfile/2014/03/18/1343906_02.pdf)

## (6) 体制整備等自己評価チェックリストの提出について

### (a) 体制整備に関する対応義務

各研究機関は、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）等に則り、研究機関に実施が要請されている事項につき（公的研究費の管理・監査に係る体制整備を含む）遵守していただきます。

### (b) 体制整備等の確認について

本事業の契約にあたり、各研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を体制整備等自己評価チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）により文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査への対応をお願いする場合があります。また、本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の事業実施は認められません。）

そのため、下記ウェブサイトの様式に基づいて、AMED が別途指示する期日までに、各研究機関から文部科学省に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

- ・ チェックリスト（提出先：文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室）平成28年6月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は今回新たに提出する必要はありません。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)
- ・ 研究不正行為チェックリスト（提出先：文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室）平成29年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は今回新たに提出する必要はありません。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1374697.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm)

#### ※e-Rad への登録

チェックリストの提出に当たっては、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。登録には通常2週間程度を要しますので十分御注意ください。

手続きの詳細は、以下の e-Rad 所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」を御覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

(c) 調査への協力

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省による体制整備等の状況に関する調査に協力をいただくことがあります。

(d) 公的研究費の管理条件付与及び間接経費削減等の措置について

公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)に則り、文部科学省から改善事項及びその履行期限(1年)を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、AMED から研究機関に対し、研究費における間接経費の削減、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなりますので御留意ください。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※下記のウェブサイトをご参照ください。

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906_02.pdf)

また同様に研究活動における不正行為についても、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

5. 本事業の研究活動に参画する研究者の責務等について

(1) 委託研究開発費の公正かつ適正な執行について

本事業の研究活動に参画する研究者等は、AMED の委託研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。

(2) 応募における手続等

研究開発担当者となる研究者等は、応募に際しては、自身が研究開発課題を実施する機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

(3) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

本事業に参画する研究者は、不正使用・不正受給・不正行為を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります（詳細は V. 6. を御参照ください）。なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、委託研究開発費の執行を停止等することがありますので、御留意ください。

6. 研究倫理プログラムの履修等について

(1) 履修プログラム・教材について

後記2の履修対象者は、以下のいずれかのプログラム・教材を履修してください。

- ・ CITI Japan e-ラーニングプログラム
- ・ 「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」  
(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)
- ・ 研究機関等が、上記と内容的に同等と判断したプログラム

(2) 履修対象者について

履修対象者は、研究機関等が、AMED の所管する研究費により行われる研究活動に実質的に参画していると判断する研究者です。

(3) 履修時期について

履修対象者は、原則、研究開発期間の初年度内に履修してください。その後も適切に履修してください（過去の履修が有効となる場合があります）。

(4) 研究機関等の役割について

研究機関等は、自己の機関（委託先を含む。）に属する上記2の履修対象者に、上記1のプログラム・教材による研究倫理教育を履修させ、履修状況を AMED へ報告してください。

(5) 履修状況の報告について

研究機関等が取りまとめの上、AMED が指定する様式の履修状況報告書を、AMED（研究公正・法務部）に電子ファイルで提出してください（押印は不要です。）。

報告対象者：上記（2）の履修対象者

提出期限：翌年5月末日

提出書類：「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」（AMED のウェブサイトより様式をダウンロードしてください。）

URL：[http://www.amed.go.jp/kenkyu\\_kousei/](http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/)

提出先・方法：kenkyuukousei” at” amed.go.jp へ電子メールで送信してください。

”at”の部分を実際@に変えてください

件名【平成29年度履修状況報告書 ▲▲】として、▲▲には研究機関等の名称を記載してください。

(6) お問い合わせ先

研究倫理教育プログラムに関するお問合せは、kenkyuukousei” at” amed.go.jp へ電子メールで送信してください（”at”の部分を実際@に変えてください）。

7. 利益相反の管理について

(1) 対象事業・課題について

- ・研究開発に該当しないもの（基盤整備・人材育成等）については対象外となります。
- ・平成28年4月1日時点において利益相反規定又は利益相反委員会の整備が未了の研究機関等については、平成30年3月31日までAMEDの「研究活動における利益相反に関する規則」の適用を除外するものとします。ただし、これらの研究機関等においても、AMEDの事業に参加する研究者の利益相反につき、適切な管理に努めてください。

(2) 対象者について

研究開発代表者及び研究開発分担者

(3) 利益相反審査の申出について

対象者は、研究開発課題についての各年度の契約締結前までに、利益相反委員会等に対して経済的利益関係について報告した上で、研究開発課題における利益相反の審査について申し出てください。

(4) 倫理審査及び利益相反管理の状況報告書の提出について

各研究機関等は、研究機関等に所属する研究開発代表者及び研究開発分担者について、参加している課題ごとに、倫理審査及び利益相反管理の状況報告書を作成し、研究機関等の機関長の押印を行っ

た上で、各課題を担当する事業課宛に郵送にて提出してください（なお、各研究機関等は、委託先機関における研究開発分担者の報告書も取りまとめて提出してください）。提出期限は、各年度終了後又は委託研究開発課題の終了後 61 日以内となります。

#### (5) お問い合わせ先

利益相反管理に関するお問合せは、kenkyuukousei” at” amed.go.jp へ電子メールで送信してください（"at"の部分を実際に変えてください）。

- \* 詳細については、次のウェブサイトにて確認ください。
- ・ 研究活動における利益相反の管理に関する規則  
[http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan\\_kisoku.pdf](http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_kisoku.pdf)
- ・ 規則 Q&A  
[http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan\\_kisoku-qa.pdf](http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_kisoku-qa.pdf)
- ・ 倫理審査状況及び利益相反管理状況報告書  
[http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan\\_houkokuyoshiki.docx](http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_houkokuyoshiki.docx)

### 8. 不正行為・不正使用・不正受給への対応について

#### (1) 本事業に係る不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等

本事業に関し、研究機関に対して不正行為・不正使用・不正受給（以下、これらをあわせて「不正行為等」という。）に係る告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む。）があった場合は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（平成 27 年 4 月 1 日制定、平成 28 年 2 月 19 日改正 平成 28 年規則第 34 号）に則り、速やかに当該予備調査が開始したことを AMED に報告してください。

研究機関において、本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について AMED と協議しなければなりません。

この場合、AMED は、必要に応じて、本調査中の一時的措置として、被告発者等及び研究機関に対し、本事業の研究費の使用停止を命じることがありますので御留意ください。

また、研究機関は、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（平成 27 年 4 月 1 日制定、平成 28 年 2 月 19 日改正 平成 28 年規則第 34 号）に定められた期限以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を AMED に提出してください。

なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、AMED に報告する必要があるほか、AMED の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を AMED へ提出する必要があります。

研究機関は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、AMED への当該事案に係る資料の提出又は AMED による閲覧、現地調査に応じなければなりませんので留意してください。

研究機関が最終報告書の提出期限を遅延した場合は、AMED は、研究機関に対し、間接経費の一定割合削減、委託研究開発費の執行停止等の措置を行う場合があります。その他、報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）」、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（平成 27 年 4 月 1 日制定、平成 28 年 2 月 19 日改正 平成 28 年規則第 34 号）、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（平成 27 年 4 月 1 日制定、平成 28 年 2 月 19 日改正 平成 28 年規則第 34 号）を参照してください。

#### (2) 不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について

本事業において、不正行為等があった場合、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）、「研究機関における公的研究費の管理・監

査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（平成 27 年 4 月 1 日制定、平成 28 年 2 月 19 日改正 平成 28 年規則第 34 号）、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（平成 27 年 4 月 1 日制定、平成 28 年 2 月 19 日改正 平成 28 年規則第 34 号）に基づき、研究機関及び研究者に対して、次のような措置を行います。

(a) 契約の解除等

AMED は、本事業において不正行為等が認められた場合は、研究機関に対し、委託研究開発契約を解除し、委託研究開発費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降委託研究開発費を交付しないことがあります。

(b) 応募及び参加の制限

本事業において不正行為が認定された研究者や、不正行為等に関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、AMED の事業への応募及び参加の制限を行います。

【不正行為の場合】

※認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で不正行為への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

【不正使用・不正受給の場合】

※ 研究費等の執行停止などを行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正使用及び不正受給の内容を勘案して相当と認められる期間

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※(補助金等を返還した年度の翌年度から)	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)	

※以下の場合には申請及び参加を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

また、本事業において、不正行為等が認定され、応募及び参加制限が講じられた場合、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等の担当に情報提供することにより、関係府省の研究資金制度において、同様に、応募及び参加が制限される場合があります。

(c) 他の研究資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の国又は独立行政法人等が所掌する、原資の全部又は一部が国費である研究資金制度において、不正行為等が認められ応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への応募及び参加資格を制限します。事業採択後に、当該研究者の本事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、当該事業の採択を取り消すこと等があります。また委託研究開発契約締結後に、当該研究者の事業への参加が明らかとなった場合は、当該契約を解除すること等があります。「他の競争的資金制度」について、平成29年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成28年度以前に終了した制度においても対象となります。具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

[http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin28\\_seido\\_ichiran.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin28_seido_ichiran.pdf)

(d) 他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがある場合について

本事業に参画している研究者が、他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがあるとして告発等があった場合、当該研究者の所属機関は、当該不正事案が本調査に入ったことを、AMEDに報告する義務があります。

当該報告を受けて、AMEDは、必要と認める場合には、委託研究開発費の使用の一時停止を指示することがありますので、留意してください。

また、当該研究者の所属機関が上記の報告する義務を怠った場合には、委託研究開発契約の解除等を行う場合があります。

#### (e) 不正事案の公表

本事業において、上記（a）及び（b）の措置・制限を実施するときは、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。また、ガイドラインにおいては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【ウェブサイト URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

\* 詳細については、次のウェブサイトを確認してください。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

AMED「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（平成 28 年 2 月 19 日改正 平成 28 年規則第 34 号）

[http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenyukousei/amed\\_kenyufuseikisoku.pdf](http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenyukousei/amed_kenyufuseikisoku.pdf)

### (3) AMED RIO ネットワークへの加入

AMED では、平成 29 年度に RIO ネットワーク※を構築する予定です。AMED と契約した研究機関は、研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者、及び研究不正と研究費不正に関する実務担当者を登録していただき、RIO ネットワーク活動に参画していただきます。

※ AMED の資金で研究開発を行っている研究機関等の研究公正責任者（RIO：Research Integrity Officer、研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者）とその実務担当者のネットワーク。

## 9. 採択後契約締結までの留意点

### (1) 採択の取消し等について

本課題採択後において、以下の場合においては、採択の取消し等を行うことがあります。

- ・ AMED が指示する提出物の提出期限を守らない場合
- ・ 当該研究に参加する研究者につき一定期間応募・参加制限がされた場合
- ・ 不正行為等に関する本調査が開始された場合等

### (2) 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について

AMED は、委託研究開発契約の締結に当たって、研究機関に対し、次の（a）から（c）について表明保証していただきますので、御留意ください。

（a）研究機関において、本課題の研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び研究開発代表者と研究項目を分担する者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者が、国の不正行為等対応ガイドライン※に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。）ではないこと

（b）研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査（以下「本調査」という。）の対象となっている者が研究開発計画書における研究開発代表者及び研究開発分担者に含まれている場合には、当該対象者について、委託研究開発契約締結日前までに AMED に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき AMED の了解を得ていること

(c) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること

\* AMED と委託研究開発契約を締結している研究機関が第三者と委託契約を締結（AMED からみると、再委託契約に当たります。この第三者について、以下「委託先」といいます。）している場合には、当該研究機関は、委託先に所属する研究者のうち「研究開発分担者」（これに相当する肩書きを付与された者も含む）についても、表明保証の対象となりますので、留意してください。

※この項目における「国の不正行為等対応ガイドライン」とは次のガイドラインをいいます。

- ・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン  
(平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定)
- ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）  
(平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正)

#### (4) 研究開発計画書及び報告書の提出について

採択課題については、研究開発計画書及び報告書の一部を英語での提出を依頼することがありますので、あらかじめ留意してください。

#### (5) 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除について

##### (a) 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（研究開発資金等が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金等が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに AMED の本事業担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

##### (b) 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、本項では、これらを「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間※に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これに準ずる場合

※ 総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率（％）」に基づきます。なお、研究者の全仕事時間と

は、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事を指します。

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかにAMEDの本事業担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(c) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(d) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

提案書類に、他府省を含む他の競争的資金等の受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、予算額、エフォート等）を記載して下さい。記載内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

## VI. 採択課題の管理と評価

### 1. 課題管理

全ての採択課題について、毎年度、委託研究開発成果報告書の提出を求めます。また、PS、PO 等が進捗管理を綿密に行います。進捗管理に当たっては、報告会の開催や、調査票（研究の進捗状況を記入する書類）、ヒアリング（個別課題ごとの面談）、サイトビジット（研究実施場所における実際の研究状況の確認）等を通じて出口戦略の実現を図っていきますので御対応ください。なお、進捗状況に応じて、計画の見直しや課題の中止（早期終了）等を求めることがあります。

加えて、実用化段階に移行する研究開発課題（独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が実施する「薬事戦略相談」の対象範囲となる研究開発課題）においては、その採択条件として、原則採択後 1～2 年目<sup>\*1、\*2</sup>に対面助言を受けていただくことになります。更に研究開発期間中、適切な情報管理のもと、薬事戦略相談における各種面談に AMED が同席することを承諾し、対面助言の記録及びこれに関連する情報を AMED に共有していただきます。

※1 臨床試験（治験）を対象とした研究開発課題については、治験開始前までに実施を求めます。一方、採択前に対面助言を実施済みの研究開発課題については、研究開発期間中に必要に応じて再度受けることで差し支えありません。

※2 応募時点又は採択時点で対面助言を実施済みであることは必須ではありませんが、対面助言を受け、その相談結果を研究開発計画に反映させていることが望まれます。

研究開発期間中、革新的な医薬品や医療機器の創出を念頭に置いた医師主導治験や臨床試験及びそれらを目指した非臨床試験を行うこととなった研究<sup>\*</sup>では、プロトコル（目的、対象、選択基準、除外基準、症例数、観察内容、介入内容、統計的手法、研究体制等の情報を含む）等の臨床研究に関する資料等を提出していただきます。

※ 新しい医薬品や医療機器の創出を目的としない研究や新しい医療技術の評価、通常の承認プロセスと異なるものは対象外とします。

### 2. 評価

本事業では、必要と認める課題については時期を問わず、中間評価を実施することがあります。また、PS、PO 等の総合的な判断により AMED が課題の中止（早期終了）や延長等を決定することがあります。

さらに、全ての採択課題について、課題終了前後の適切な時期に事後評価を実施します。なお、必要に応じて、課題終了後一定の時間を経過した後に追跡評価を実施することがあります。詳細はXI. 章を参照してください。

### 3. 成果報告会等での発表

本事業の成果報告の一環として、採択課題の研究開発代表者等に対して、AMED が主催する公開又は非公開の成果報告会等での発表を求めることがあります。また、追跡調査や成果展開調査の一環として、必要に応じて課題終了翌年度以降においても発表を依頼することがありますので、御協力をお願いします。

## VII. 研究開発成果の取扱い

研究開発成果の取扱いについては、委託研究開発契約に基づき、知的財産権や成果利用に関する事項を遵守することが義務付けられています。

### 1. 委託研究開発成果報告書の提出と公表

受託者は、研究成果を取りまとめた委託研究開発成果報告書を提出していただきます。提出期限は委託研究開発実施期間の終了、委託研究開発の完了・中止・廃止のいずれか早い日から起算して61日以内ですので注意してください。なお、期限までに委託研究開発成果報告書の提出がなされない場合、委託研究開発契約が履行されなかったこととなり、委託研究開発費の支払い等が行えなくなるため、提出期限は厳守してください。

また、成果報告書における一部の項目及び総括研究報告の内容は、公開情報となります。適切な時期にAMEDウェブサイトにて公開します。

### 2. 研究開発成果の帰属

研究を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）における日本版バイ・ドール規定に基づく一定の要件の下で受託者に帰属させることができます。日本版バイ・ドール規定の目的は、知的財産権の受託者帰属を通じて研究開発活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用することにあります。本事業においては、受託者自身が成果の実用化に最大限取り組むことを期待し、この日本版バイ・ドール規定を適用しています。要件の詳細については契約時に定める契約条項によることとします。

受託者におかれましては、国の委託研究開発の成果に係る知的財産権を保有するに当たり、自らが研究開発の成果の実用化に最大限取り組むべき立場にあり、実用化の実現が期待されていることを強く意識し、これに向けて取り組んでください。特に、AMED 知的財産ポリシー<sup>※</sup>に則り、知的財産権をグローバルで適切に保護し活用するため、知的財産権の取得に当たり、間接経費を充当する等、受託者の財源の中で適切な措置がなされるようにしてください。

AMED 知的財産部では、受託者に帰属した研究開発成果の最大化及び実用化に向けて、一貫した支援を行っています。AMED 知的財産部による支援には、①成果の知財化における強化支援、②企業連携戦略等の助言、③企業への導出・ライセンス化活動の支援等があります。

※ [http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai\\_policy.html](http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_policy.html)

### 3. 医療研究者等向け知財教材について

受託者に帰属した研究開発成果の出願戦略、権利化戦略、活用戦略等を検討する上で参考となる医療研究者等向け知財教材をウェブサイト<sup>※</sup>で公開しています。研究を実施する前に、研究者等が知財教材を閲覧することを強く推奨しています。

※ [http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai\\_kyouzai.html](http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_kyouzai.html)

### 4. 研究開発成果のオープンアクセスの確保

受託者は、必要な知的財産等の確保をした上で、可能な限り研究成果のオープンアクセスを確保するよう努めてください。

## VIII. 取得物品の取扱い

### 1. 所有権

大学等<sup>※1</sup>が直接経費により取得した物品等（以下「取得物品」という。）の所有権は、大学等に帰属するものとします。

企業等<sup>※2</sup>による取得物品の所有権は、取得価格が50万円以上（消費税含む。）かつ耐用年数が1年以上のものについてはAMEDに帰属するものとしますが、当該取得物品は委託研究開発期間終了までの間、委託研究開発のために無償で使用することができます。当該取得物品については、受託者が善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。

※1 「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称したものをいいます。

- ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人
- イ 国立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関
- ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、AMEDが認めるもの

※2 「企業等」とは、「大学等」以外の研究機関を総称したものをいいます。

### 2. 研究開発期間終了後の取扱い

企業等に対しては、引き続き当該研究開発の応用等の目的に使用されることを前提に、所有権がAMEDに帰属する所得物品のうち有形固定資産は、原則として耐用年数期間は無償貸与し、耐用年数経過後に有償で譲渡することとします。ただしいずれも、AMEDが当該取得物品を使用し又は処分する場合はこの限りではありません。\*

消耗品扱いとなる取得物品については、特に貸借契約等の手続を行いませんが、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。（転売して利益を得ることは認められません。）

※ 上記取扱いを原則としますが、変更が生じる場合があります。研究開発終了時の賃貸借契約、売買契約、譲渡手続きの時点であらためて御案内させていただきます。

### 3. 放射性廃棄物等の処分

汚染資産等及び委託研究開発の実施により発生した放射性廃棄物は、受託者の責任において処分してください。

## IX. その他

### 1. 国民との双方向コミュニケーション活動について

総合科学技術会議（現：総合科学技術・イノベーション会議）では、「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組が求められています。研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信等の本活動について、積極的に取り組むようお願いいたします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

### 2. 健康危険情報について

AMED では、厚生労働省からの依頼に基づき、研究者が研究の過程で国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危険情報」という。）を得た場合には、所定の様式<sup>※1</sup>にて厚生労働省への通報をお願いしています。連絡先等詳細については、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」<sup>※2</sup>を参照してください。

なお、提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供いただくようお願いいたします。

※1 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/kenkoukiken.doc>

※2 <http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html> からリンク

### 3. 政府研究開発データベース入力のための情報

委託研究開発費により行う研究については、府省横断的なデータベースである政府研究開発データベース（内閣府総合科学技術・イノベーション会議事務局）への入力対象となります。以下の情報については、e-Rad を通じて、政府研究開発データベースに提供されます。

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

#### （1）研究者番号（8 桁）

e-Rad により研究者に一意に付与される研究者固有の番号（8 桁）を「研究者番号」と呼びます。本システムで、対象とする制度・事業について、研究課題名、研究者名、研究期間、配分額等の基本情報を取り扱うに当たって、研究者に対して「研究番号」を発行し研究者の一意性を確保します。

（注）従来の「研究者 ID」とは異なりますので御留意ください。

#### （2）エフォート

「研究開発代表者」等は、研究者が当該研究の実施に必要とする時間が年間の全勤務時間（正規の勤務時間以外の勤務時間を含む。）に占める割合を百分率で表した数値（1未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数値）（いわゆるエフォート）を記入してください。また、このエフォートについては、各研究者が当該研究について何%ずつ分担するのかを問うものではありませんので、誤解のないようお願いします。

$$\text{研究者 A のエフォート率（\%）} = \frac{\text{研究者 A が当該研究の実施に必要とする時間}}{\text{研究者 A の年間の全勤務時間}} \times 100$$

### （3）「研究分野 細目・キーワード一覧」による研究分野

主たる研究分野（研究分野（主））と関連する研究分野（研究分野（副））について、「研究分野 細目・キーワード一覧」より選択し、系、分野、分科、細目番号、細目名を記入するとともに、当該研究の内容に即したキーワードについて「研究分野 細目・キーワード一覧」より選び、キーワード番号、キーワードを記入願います。（最低1つ、最大5つ）

キーワードの記入に際して、「研究分野 細目・キーワード一覧」より最低1つ選択する必要がありますが、「研究分野 細目・キーワード一覧」にないキーワードを記載する際は、「その他キーワード」欄に50文字以内で2つまで記入することができます。そのため、最大で合計7つのキーワードまで記入することが可能です

### （4）研究開発の性格

当該研究については、基礎研究、応用研究、開発研究のいずれに当たるかを記入願います。

## 4. リサーチツール特許の使用の円滑化について

リサーチツール特許については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議（現：総合科学技術・イノベーション会議））に基づき、適切に取り扱うよう努めてください。

## 5. 知的財産推進計画に係る対応について

「知的財産推進計画」は、知的財産基本法（平成14年法律第122号）に基づき、知的財産戦略を強力に推進するために、知的財産戦略本部により毎年策定されている計画です。知的財産推進計画2014（平成26年7月4日知的財産戦略本部）<sup>※1</sup>においては、国際標準化活動を更に活性化するために、認証の戦略的活用を促進することとされており、AMEDにおいても、国際標準化・認証を視野に入れた研究開発の促進に取り組むこととされています。

このため、委託研究開発費において、国際標準化・認証に結びつく可能性のある研究を実施する場合には、個別の研究開発計画において、認証に向けた基準策定を盛り込む、研究開発活動に認証機関を参画させる、公的研究機関においては、認証業務の立ち上げの際はその支援を検討するなど、国際標準化を視野に入れた研究開発に取り組むよう、よろしく願います。

※1 知的財産推進計画2014（抜粋）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikaku20140704.pdf>

第1 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

4. 国際標準化・認証への取組

（2）今後取り組むべき施策

（特定戦略分野<sup>※2</sup>における国際標準化戦略の推進）

・特定戦略分野（市場の規模・成長性、分野の広がり、我が国の優位性、国際標準化の意義といった事項を踏まえて選定）における国際標準化戦略について、国際的な議論を主導するとともに、関係者による自律的な取組を推進する。（短期・中期）（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

※2 特定戦略分野・・・先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギーマネジメント、コンテンツメディア及びロボット

## 6. AMED 知的財産コンサルタントによる知的財産戦略立案の支援等について

AMED が実施する事業で得られた研究成果の実用化を促進するために、一貫した支援を行っていきます。具体的には、①明細書充実のための相談、データ追加のための助言等の成果の知的財産化における強化支援、②開発ステージ移行のための知的財産と連携した企業連携戦略等の助言、③企業への導出・ライセンス化活動の支援等を始め、AMED 知的財産コンサルタント及びAMED 担当課室等との連携を通じた研究開発計画における知的財産戦略・出口戦略の精査や立案支援等を行っていきます。このために必要な情報（研究開発計画や知的財産情報等）を提供します（IV. 1. を御参照ください）。また、必要に応じてヒアリング等を実施する予定です。

知的財産戦略・出口戦略の立案支援等を希望される方は、Medical IP Desk（医療分野の知的財産相談窓口）にお問い合わせください。Medical IP Desk については下記ウェブサイトをご参照ください。

## 7. 創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援について

大学等の優れた基礎研究の成果を医薬品として実用化につなげるため、AMED 創薬支援戦略部（以下「創薬支援戦略部」という。）が本部機能を担い、特定国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、特定国立研究開発法人産業技術総合研究所等で構成するオールジャパンでの創薬支援連携体制「創薬支援ネットワーク」を構築し、主に応用研究から前臨床開発段階までの創薬研究に対して切れ目のない実用化支援を行い、企業導出等に取り組んでいます。

具体的には、創薬支援戦略部が実施する事業の一環として創薬研究に取り組む研究者からの相談を幅広く受け付けるとともに、有望シーズの情報収集・調査及び評価、個別シーズの知財戦略及び製薬企業への導出に向けた出口戦略を含む研究開発計画の策定や、応用研究（探索研究、最適化研究等）、非臨床試験（GLP 準拠）等における技術的支援、CRO（医薬品開発業務受託機関）や CMO（医薬品製造業務受託機関）等の紹介・委託支援、製薬企業への導出等の業務を行っています。

このように、創薬支援戦略部は、創薬研究を行う大学等の研究者に対して、実用化に関する技術的課題の助言や、製薬企業への導出に向けた研究開発戦略の策定支援等を専門に行う部門です。このため、AMED が委託する研究開発のうち医薬品開発に係る研究開発課題については、事業担当課室と調整の上、創薬支援戦略部による支援を積極的に行うことがあります。

つきましては、医薬品開発に係る応募研究開発課題については、その採否に関わらず、創薬支援戦略部に情報提供を行います（IV. 1. を御参照ください）。なお、創薬支援戦略部は研究者に帰属する知的財産等の保全及び守秘を前提として、研究者の要請に基づいて上記の支援を行います。

創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援に関する照会先は、X. 章を御参照ください。

## 8. AMED における課題評価の充実

AMED においては、課題評価委員会を充実し、より適切な課題評価の実施することを目指し、専門領域について高度な知見を有する委員の確保、年齢・性別・所属機関等の観点からの委員の多様性への配慮に取り組んでいます。

このため、課題が採択された場合等には、AMED の評価委員等としてのご協力をお願いすることがあります。

## 9. 各種データベースへの協力について

### (1) バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

・国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC\*では、国内の生命科学分野の研究者が生み出したデータセットを丸ごとダウンロードできる「生命科学系データベースアーカイブ」（<http://dbarchive.biosciencedbc.jp/>）を提供しています。また、ヒトゲノム等のヒト由来試料から産生された様々なデータを共有するためのプラットフォーム「NBDC ヒトデータベース」（<http://humandbs.biosciencedbc.jp/>）では、ヒトに関するデータを提供しています。

・生命科学分野の研究成果データが広く長く活用されるために、NBDC の「生命科学系データベースアーカイブ」や「NBDC ヒトデータベース」へデータを提供くださるよう御協力をお願いします。

・問合せ先：科学技術振興機構 バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）  
アーカイブについては... dbarchive“AT”biosciencedbc.jp

ヒトデータベースについては... [humandbs“AT”biosciencedbc.jp](http://humandbs@ATbiosciencedbc.jp)  
(上記アドレス“AT”の部分を変えてください)

\* : バイオサイエンスデータベースセンター(<http://biosciencedbc.jp/>)では、我が国の生命科学系データベースを統合して使いやすくするための研究開発やサービス提供を行っています。研究データが広く共有・活用されることによって、研究や開発が活性化されることを目指しています。

### (2) 開発したリソースのナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP) ※<sup>1</sup> への寄託

本事業の実施者は、ライフサイエンス分野における研究に資するよう、本事業において開発したバイオリソースを使用し、得られた研究成果を論文等で公表した後は、NBRP の中核的拠点整備プログラム実施機関へ当該バイオリソースを寄託※<sup>2</sup> (ただし、NBRP で対象としているバイオリソースに限る。) し、広く研究者の利用に供することを原則とします。

※<sup>1</sup> ナショナルバイオリソースプロジェクト(NBRP) : <http://www.amed.go.jp/program/list/04/01/043.html>

※<sup>2</sup> 寄託 : 当該リソースに関する諸権利は移転せずに、リソース事業 (保存・提供) への利用を認めていただく手続です。寄託同意書の中で提供条件について定めおくことで、当該リソースの提供を受ける利用者に対して、用途の制限や論文引用等使用条件を付加することができます。

### (3) その他

検体保存やゲノム解析については、既存の研究基盤の利用を積極的に行うことが求められ、AMED が最適な研究基盤に誘導・マッチングを提案する場合もあります。これらへの対応を含め、AMED が指定する各種データベースへのデータ提供を依頼する際は、御協力いただけますようお願いいたします。

#### 10. 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (旧称 Read&Researchmap <http://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

Researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

## X. 照会先

本公募要領の記載内容について疑問点等が生じた場合には、次表に示す連絡先に照会してください※<sup>1</sup>、<sup>2</sup>。また、情報の更新がある場合はAMEDウェブサイトの公募情報※<sup>3</sup>に掲載しますので、併せて御参照ください。

- ※1 お問い合わせはなるべく電子メールでお願いいたします（下記アドレス“AT”の部分を変えてください）。
- ※2 電話番号のお掛け間違いに御注意ください。電話受付時間は、特記なき場合、平日 10:00～12:00 及び 13:00～17:00 です。
- ※3 <http://www.amed.go.jp/koubo/>

照会内容	連絡先
公募研究開発課題、評価、提案書類の記載方法等	AMED 臨床研究・治験基盤事業部 臨床研究課 Tel: 03-6870-2229 E-mail: rinsho “AT” amed.go.jp
不正行為・不正使用・不正受給に関して	AMED 研究公正・法務部 E-mail: kouseisoudan “AT” amed.go.jp
利益相反管理・研究倫理教育プログラムに関して	AMED 研究公正・法務部 E-mail: kenkyuukousei “AT” amed.go.jp
創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援	AMED 創薬支援戦略部 西日本統括部 〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町三丁目 1 番 グランフロント大阪 タワーB Tel: 06-6372-1771（内線 120） E-mail: id3navi “AT” amed.go.jp
e-Rad システムの操作方法	e-Rad ポータルサイトヘルプデスク お電話の前に、よくある質問と答え（FAQ）ページにて確認ください： <a href="https://www.e-rad.go.jp/contact/">https://www.e-rad.go.jp/contact/</a> からリンク →そのうえで、e-Radにログインし、操作マニュアルを確認できる状態で： Tel: 0570-066-877（ナビダイヤル）、利用できない場合は 03-5625-3961（直通） 受付時間 9:00～18:00（平日） ※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く
バイオサイエンスデータベース 生命科学系データベースアーカイブ	国立研究開発法人科学技術振興機構（JST） バイオサイエンスデータベースセンター E-mail: dbarchive “AT” biosciencedbc.jp <a href="http://dbarchive.biosciencedbc.jp/">http://dbarchive.biosciencedbc.jp/</a>
バイオサイエンスデータベース NBDC ヒトデータベース	国立研究開発法人科学技術振興機構（JST） バイオサイエンスデータベースセンター E-mail: humandbs “AT” biosciencedbc.jp <a href="http://humandbs.biosciencedbc.jp/">http://humandbs.biosciencedbc.jp/</a>
AMED の知的財産ポリシー及び委託研究開発における知的財産の取扱い	AMED 知的財産部 Tel: 03-6870-2237 Email: medicalip “AT” amed.go.jp

## XI. 公募研究開発課題

公募研究開発課題は以下のとおりです。本事業全体の概要等については I. 章を、公募・選考の実施方法については III. 章を、それぞれ参照してください。

### 1. シーズ B

#### (1) 目標

関連特許出願済みで、シーズ B に相当する研究のうち、3 年以内に下記の目標への到達を目指す研究開発課題を対象とします。

- ・ 非臨床 POC 取得及び治験届提出を目指す医薬品及び医療機器等の研究開発課題
- ・ 薬事申請用臨床データ取得を目指す体外診断用医薬品等の研究開発課題

#### (2) 求められる成果

非臨床 POC 取得、シーズ C へのステージアップ、企業導出 等

#### (3) 研究開発費の規模等

研究開発費の規模：1 課題当たり年間 70,000 千円程度（間接経費を含む）

研究開発実施予定期間：最長 3 年度 平成 29 年度～平成 31 年度

新規採択課題予定数：15 課題程度

### 2. シーズ C

#### (1) 目標

関連特許出願及び非臨床 POC 取得済みで、シーズ C に相当する研究のうち、3 年以内に以下の目標への到達を目指す臨床研究開発課題を対象とします。

- ・ 健常人又は患者を対象とし、臨床 POC 取得を目指す医薬品等の研究課題
- ・ 治験又は性能試験を行い、承認・認証を目指す医療機器等の臨床研究課題

#### (2) 求められる成果

臨床 POC 取得、企業導出、薬事承認・認証 等

#### (3) 研究開発費の規模等

研究開発費の規模：1 課題当たり年間 100,000 千円程度（間接経費を含む）

研究開発実施予定期間：最長 3 年度 平成 29 年度～31 年度

新規採択課題予定数：10 課題程度

### 3. 応募に際して満たすべき事項

本事業の応募にあたっては、「II. 応募に関する諸条件等 1. 応募資格者」を満たし、かつ、以下の事項を満たしていることが必須となります。なお、応募にあたっては、橋渡し研究支援拠点が提出する提案書（様式 6）応募シーズ一覧に記載されている必要がありますので、御留意ください。応募の手順については、7. を御参照ください。

(1) 大学等の研究機関のオリジナルな基礎研究成果によるシーズであり、革新的な医薬品・医療機器等の実用化を目指す研究開発課題であること。

(2) 「橋渡し研究戦略的推進プログラム」の橋渡し研究支援拠点による支援シーズであること。

- (3) 迅速な承認・認証を目指すシーズであること。
- (4) 市場又は医療現場でのニーズが高い領域に対する画期的な治療法に関する研究でありながら、開発ノウハウや研究資金が不足しており、橋渡し研究支援拠点の支援なしでは開発が難しいシーズであること。
- (5) 原則として、研究開発代表者の所属する研究機関により、関連特許が出願済みであること。
- (6) 原則として、実質的に同一の内容について、国又は独立行政法人による他の競争的資金制度による助成を受けていないこと、又は受けることが決定していないこと。
- (7) 本プログラムでは拠点の自立的運営を求めていることから、研究開発代表者は、委託研究開発費に拠点が提供する研究支援業務の対価に相当する額を計上すること。また、拠点においては研究支援計画を作成した上で料金表等に基づく対価の徴収方法について提案書に示すこと。

#### 4. 研究開発提案書を作成する際の留意事項

- (1) 研究開発代表者が作成する様式について
  - (a) 研究開発期間全体の目標を達成するためのスケジュールを作成し、研究開発項目ごとのマイルストーン及び具体的な達成時期を可能な限り定量的に明記してください。また、年度ごとの計画及び達成目標を事後的に検証可能な客観的指標（可能な限り具体的な数値等）を用いて記載してください。
  - (b) 実施体制図には、研究開発代表者、研究開発分担者、橋渡し研究支援拠点、臨床研究中核病院等の相互連携関係を明示して下さい。シーズCについては、モニタリング・監査・データマネジメント・統計解析等の安全性、倫理性、及び科学性を担保するための研究開発体制も含めて記載してください。
  - (c) 研究協力体制として、知財担当者、生物統計学の専門家の関与を明確にしてください。
  - (d) 知的財産についての記載は、拠点や知財担当者と相談の上、本研究開発に関連する特許権等知的財産権の出願・取得状況についての詳細を記載してください。
  - (e) 本研究開発課題として事前に設定されたマイルストンの達成、又は期待される試験成績が得られることを前提とし、具体的にどのような戦略で企業への導出等に繋げるか、またその見込みについて客観的な根拠等に基づき説明してください。
  - (f) 公的な資金を原資とした委託研究開発事業であることを踏まえ、当該研究により期待される科学的成果及び当該成果によりもたらされる学術的・社会的・経済的メリットを研究開発提案書へ具体的に記載してください。
  - (g) 計画（又は実施）している試験デザインについて、模式図を用いながらわかりやすく記載してください。
  - (h) 開発シーズについての学術的意義、対象疾患に関する説明、想定する効能効果・既存治療に対する優位性、競合品・類似品、開発権保有者、必要経費について具体的に記載してください。
  - (i) シーズ C の研究開発代表者は、医薬品・医療機器等の実用化に向けた研究開発、及び GCP（Good Clinical Practice）等の治験実施に関する教育・トレーニングを十分に受け熟知している者

が望ましいと考えられます。研究開発提案書においてそのことが確認できる内容（例、研修等の受講歴）を記載し、受講証、修了証等があれば写しを提出してください。

## （２）拠点が作成する様式について

- （a）（様式６）応募シーズ一覧は、シーズ B、シーズ C の順に、各々シーズ番号の小さい順に記載してください。なお、拠点において点数評価等に基づく選考順位がある場合には、（様式７）にその評価手順と点数の根拠を記載するとともに、（様式６）備考欄に点数と順位を記載することができます。
- （b）（様式７）シーズ選考の概要には、本公募に係るシーズの募集と応募状況、選考と評価のプロセスについて、２ ページ以内で概要を記載してください。拠点のウェブサイト等で公開している情報がある場合には、その URL を示してください。新規募集を実施せず、既存の登録シーズンから選定を行った場合には、その選定プロセスを記載してください。記載にあたっては、応募・選定件数（拠点内・拠点外）を明記してください。
- （c）（様式８）支援計画には、応募シーズンごとに拠点の担当者（プロジェクトマネージャー等）を明記し、支援に資すると判断した根拠と開発方針、具体的な支援内容、開発目標達成のためのマネジメント計画、薬事対応状況、企業との連携状況、開発目標に至る主なハードルと予想されるリスク、支援継続・ステージアップ・中止を検討する判断基準、係る費用と請求フローについて、簡潔に２ ページ以内で説明してください。拠点外シーズの場合は具体的な支援スキームも示してください。ファイル名は「様式 8-（シーズ番号）」（例：様式 8-C04）としてください。
- （d）（様式９）薬事承認までの工程表（ロードマップ）を応募シーズンごとに１ ページ以内で作成し、本公募において提案する内容は、シーズ開発全体のどこに位置づけられるものか明示してください。様式は自由ですが、拠点が支援する期間と支援範囲がわかるように作成してください。工程表（ロードマップ）については、５．（１）も参照してください。ファイル名は「様式 9-（シーズ番号）」（例：様式 9-B32）としてください。

## ５．医師主導治験又は臨床試験の研究開発提案の際の要件（一部非臨床試験を含む）

AMED では、実用化を目指した臨床研究を推進していくこととしております。そのうち、革新的な医薬品や医療機器の創出を念頭に置いた医師主導治験や臨床試験及びそれらを目指した非臨床試験※を行う研究については、研究開発提案時、医師主導治験又は臨床試験開始時等のそれぞれの開発段階において、適切な資料の用意及び AMED への提出を研究開発者に対し求めることにしました。そのうち、主に研究開発提案時に提出を求める資料を中心に、以下に整理しました（別表参照）。

※非臨床試験とは、医薬品等候補選定の最終段階以後に実施される薬理学試験、毒性試験、薬物動態試験等を、主に念頭に置いています。

### （１）工程表（ロードマップ）

特許出願から新医薬品・医療機器・再生医療等製品承認（企業への導出等）又は新効能追加等の出口までの全体のスケジュールがわかる工程表を作成し、研究開発提案する研究がその中でどの位置づけになるかを明示してください。拠点と研究開発代表者はよく相談の上、作成してください。

### （２）医師主導治験又は臨床試験実施計画書

新医薬品・医療機器・再生医療等製品承認（企業への導出等）又は新効能追加等の出口を見据えた開発・実用化研究（一部非臨床試験を含む）においては、研究開発提案時点において医師主導治験又は臨床試験実施計画書が作成されていることが最も望ましく、その計画書において試験全体の工程表及び実現可能なマイルストーンが明記されている必要があります。また、研究開発提案時点で、医師主

導治験又は臨床試験実施計画書が完成されていない場合においても、プロトコールコンセプト※<sup>1</sup>は必須です。

※1 医師主導治験又は臨床試験実施のための計画が研究者や研究組織内でのコンセプトの段階においては、完成された医師主導治験又は臨床試験実施計画書の提出が難しい場合もあります。その場合には、以下の項目を含むプロトコールコンセプトを提出していただきます。プロトコールコンセプトについては、目的（主要評価項目を含むこと）、背景及び試験計画の根拠（対象、対象に対する標準治療、治療計画設定の根拠）、患者選択基準、効果判定と判定基準、統計的事項（主たる解析と判断基準、目標症例数の算定／設定根拠、登録期間・追跡期間）、研究実施体制に関する記載をしてください。

### （3）薬事戦略相談

新医薬品創出のための承認申請を目指した臨床試験（治験）は省令 GCP に基づき実施する必要があります。非臨床試験の段階であっても新医薬品の創出を見据えた安全性試験等においては、GLP に基づき信頼性を担保した上で実施することが必要となります。また、再生医療等製品、医療機器を含めて、承認申請時に必要となる資料について、十分な理解の下で試験を遂行する必要があります。

実用化段階に移行する研究開発課題（薬事戦略相談において対象範囲※<sup>2</sup>となる研究開発課題）においては、採択条件として、原則採択後1～2年目※<sup>3</sup>に PMDA の実施する薬事戦略相談（対面助言）を受けていただくこととなります。採択前に既に薬事戦略相談（対面助言）を受けている研究開発課題については、研究開発期間中に必要に応じて再度受けることでも差し支えありません。なお、本公募に対する申請時点までに薬事戦略相談（対面助言）を受けていることは必須ではありませんが薬事戦略相談（対面助言）を受け、その相談結果を研究計画に反映させていることが望まれます。

※2 薬事戦略相談に関する実施要綱（平成26年11月21日付）「2. 相談区分とその対象範囲」の項を参照

※3 臨床試験（治験）を対象とした研究開発課題については、「治験開始前まで」の実施を求める。

### （4）生物統計学の専門家／試験統計家／生物統計学者の関与

医師主導治験又は臨床試験を行う際、症例数の設定根拠がその試験の成功に極めて重要な役割を示します。試験全体の計画及び解析においては生物統計家（特に臨床試験・治験に参画した実績をもつことが望ましい）の関与は必須であり、申請時点で明記することが望まれます。研究開発提案がコンセプトの段階である場合においても、生物統計家の関与について記載していただく必要があります。

### （5）知財担当者及び知財・成果導出に向けた戦略

新医薬品・医療機器・再生医療等製品承認（企業への導出等）の為の医師主導治験又は臨床試験においては、研究開発提案時点で知財担当者の有無に関する記載及び以下の通り知財・成果導出に向けた戦略に関する記載を求めます。（企業が知財を有する場合は、可能な範囲で記載してください）

#### （a）自己技術の状況

- ・ 特許出願しているか（している場合には技術内容と特許出願番号の記載、共有特許も含む）
- ・ 特許出願する予定があるか（どの技術・成果をいつ頃出願するか）

#### （b）関連する他者技術の状況（研究開発提案時には可能な範囲で）

- ・ 他者特許の調査結果（調査のキーワードと特許データベースも記載）
- ・ 申請シーズとの関連性（自己技術利用の場合の制限等）

#### （c）研究成果の企業導出（実用化）に対する方針

- ・ すでに企業と連携しているかどうか（連携している場合は連携している知財の内容と今後の知財の活用方針）
- ・ 企業と連携する予定があるか（どの技術・成果をいつ頃知財化して、どのように活用する方針か）

### （6）企業との連携状況

新医薬品・医療機器・再生医療等製品承認（企業への導出等）においては、企業との連携が重要です。研究開発提案時点において、試験結果の企業への導出や、企業シーズの場合、治験薬剤入手と安全性情報の入手などを含む企業との連携状況についての有無の記載をしていただきます。

## 6. 応募時に必要な書類一覧

### ・研究開発代表者が提出する書類

	必須/任意	様式/別添	提出物
1	必須	様式 1	研究開発提案書 ①基本情報
2	必須	様式 2	研究開発提案書 ②概要
3	必須	様式 3	研究開発提案書 ③実施計画
4	必須※	様式 4	承諾書 ※分担機関がある場合のみ必須（分担機関ごとに作成）
5	任意	様式 5	両事業審査希望書 ※両事業での審査を希望する場合必須
6	任意	別添①	研究開発代表者の各種トレーニングに関する受講証、修了証等の写し
7	任意	別添②	臨床試験実施計画書（プロトコール）※（案）又はプロトコール骨子も可
8	任意	別添③	統計解析計画書※（案）も可
9	任意	別添④	対面助言を実施している場合は対面助言記録の写し及び別紙（相談内容）、事前面談のみ実施の場合は概要 等
10	任意	別添⑤	企業等と連携して研究を実施する場合は、当該企業等との共同研究であることを示す書類（契約書等の写し）

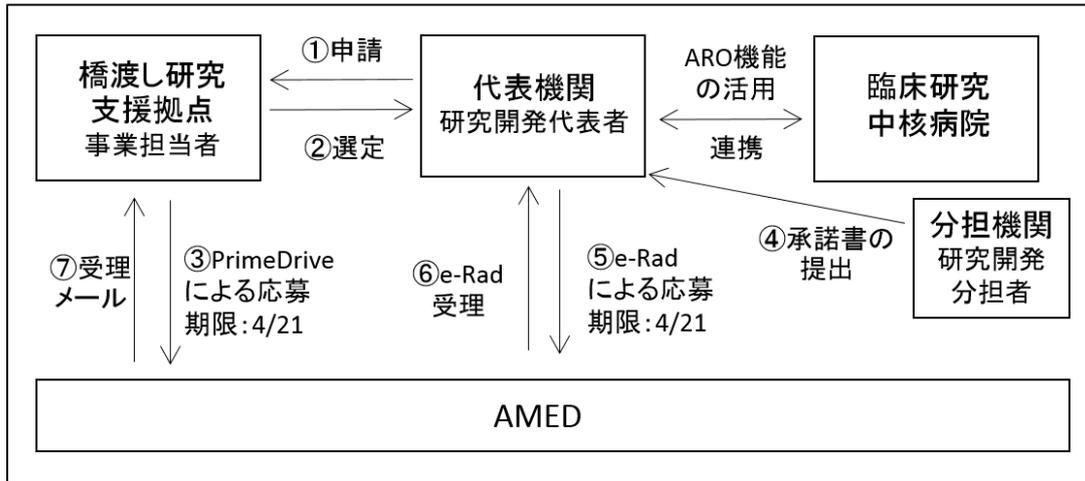
### ・橋渡し研究支援拠点が提出する書類

	必須/任意	様式/別添	提出物
1	必須	様式 6	応募シーズ一覧と連絡先
2	必須	様式 7	シーズ選考の概要
3	必須	様式 8 - （シーズ番号）	支援計画 ※提案書ごとに作成
4	必須	様式 9 - （シーズ番号）	薬事承認までの工程表 ※様式自由、提案書ごとに作成

## 7. 応募書類の提出方法

本事業の応募資格者は、橋渡し研究支援拠点の事業担当者（拠点長）とします。応募書類については、研究開発代表者は e-Rad に登録、橋渡し研究支援拠点は AMED が案内する手順で提出して下さい。

### 応募書類の提出手順



- ① 本公募に応募を検討する研究者は、橋渡し研究支援拠点の事業担当者（拠点長）に申請を行います。各拠点におけるシーズ募集については、申請を検討される拠点にお問い合わせください。拠点によっては、本公募に合わせたシーズ募集を行わない拠点もありますので、御了承ください。
- ② 拠点の事業担当者（拠点長）は、拠点内の委員会等でシーズ選定を行い、応募シーズを決定し、研究者に通知します。
- ③ 拠点は、様式6～9を作成し、AMEDが拠点に別途案内するファイル送信サービス（PrimeDrive等）を使用してAMEDに提出します。提出期限は、平成29年4月21日（金）【15時】です。
- ④ 研究開発代表者は、分担機関がある場合、研究開発分担者から様式4承諾書を受け取ります。
- ⑤ 研究開発代表者は、様式1～5・別添1～5をe-Rad登録して応募します。提出期限は、平成29年4月21日（金）【15時】です。
- ⑥ AMEDは、e-Radに登録された応募ファイルを確認し、e-Radで応募課題を受理します。研究開発代表者には応募ファイルが受理されたことがメールで通知されます。本公募においては、e-Radによる登録のみで応募は完了しておらず、最終的な応募の受理は拠点への通知になりますので、御留意ください（次項⑦）。
- ⑦ AMEDは、拠点及び研究開発代表者からの提出書類一式を確認し、拠点からの応募課題として受理したことを拠点に通知します。拠点は、応募が受理されたことを研究開発代表者に連絡するようにしてください。

### 8. 応募数の上限

本公募は、橋渡し研究支援拠点を通じて応募が可能です。1拠点が申請できるシーズ数は、拠点を構成する大学の機関から発掘した課題については、シーズBは最大4課題、シーズCは最大3課題としますが、研究開発代表者が拠点を構成する大学以外の機関所属である課題については、申請数の上限はありません。

なお、拠点を構成する大学の機関とは、橋渡し研究戦略的推進プログラム（1次公募）において採択された事業実施機関10拠点（代表・分担問わず）を指し、原則、研究開発代表者がいずれの拠点に属さず、かつ、開発権を研究開発代表者の所属する研究機関が保有するシーズのみ、申請数の上限がないものとします。ただし、本プログラムでは、拠点におけるシーズの適切な評価と戦略的な育成を求めており、拠点が応募するシーズの採択率や採択後の課題評価結果（中間・事後）については、次回以降のシーズ公募における申請数の上限設定及び拠点評価（中間・事後）の対象となりますのでご留意下さい。

## 9. 審査において重視する事項等

本事業では、アカデミア等における革新的な基礎研究の成果を臨床研究・実用化へ効率的に橋渡しができる体制を日本全体で構築することを目指しています。そのため、以下の点を総合的に判断して採択を行います。なお、審査項目と観点については、Ⅲ. 3. (2) を参照してください。

(1) 医療上の必要性及び既存治療に対する優位性の根拠が示されているとともに、シーズの科学的意義が高く、革新的な医薬品・医療機器等の創出に繋がるシーズであり、また、研究開発代表者の所属する研究機関において最終製品をカバーする強い知財が確保され、戦略的に活用されてシーズの価値を最大限に高める計画となっているかどうかを重視します。

(2) 提案書に設定されたマイルストンの達成、又は期待される試験成績が得られた場合に、他の競争的資金制度等への採択による外部研究資金の獲得や企業へ導出できる可能性が高いと見込める課題を優先して採択します。

(3) 本事業の趣旨に鑑み、橋渡し研究支援拠点のシーズ開発戦略と支援計画も評価の対象となります。そのため、本公募においてヒアリングを実施する場合には、研究開発代表者と拠点の双方から提案内容についてご説明いただき、実現可能性の高さを評価します。

(4) シーズ B については、3 年以内に非臨床 POC 取得等の目標への到達が見込める課題で、研究開発代表者・分担者と拠点の役割分担が明確になっており、拠点の開発方針と支援計画が適切であることを評価します。

(5) シーズ C については、3 年以内に臨床 POC 取得等の目標への到達が見込める課題であるとともに、研究開発代表者・分担者と拠点、臨床研究中核病院等との密な連携が構築されているかどうかを評価します。特に、他の橋渡し研究支援拠点と協力して実施する医師主導治験等、効率的な研究開発を実施する課題については、評価の際に考慮します。また、特段の事情がない限り、「治験」として実施する課題を重視して評価します（治験として試験を実施しない場合には、その理由等を研究開発提案書へ記載してください）。

(6) 橋渡し研究加速ネットワークプログラムにおいて研究費支援を受けていたシーズについては、応募の際、事後評価結果の指摘事項に対する改善点を明確に示してください。

## 10. 採択課題に課される条件

本公募で採択された研究開発課題には、以下の条件を課します。

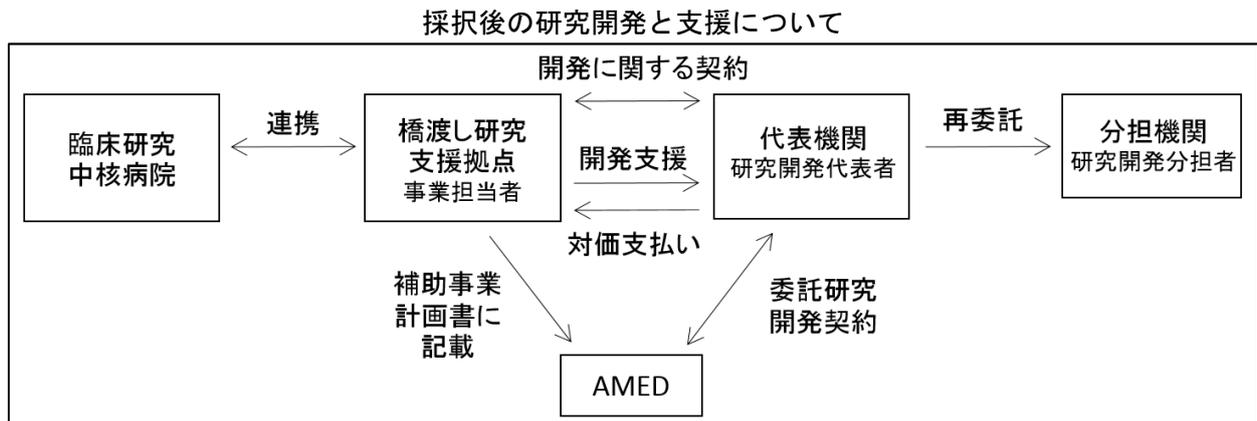
(1) 本研究費は、企業との連携や他の競争的資金制度等への採択による外部研究資金の獲得に繋げるための研究費です。そのため、研究開発実施予定期間であっても、企業や他の競争的資金等の本事業以外からの研究費の確保、及び、将来的な企業導出に向けた交渉に努めることとします。本事業以外からの研究費が確保された場合、速やかに AMED まで助成開始日（交付日、契約日）を連絡して下さい。原則、本事業からは助成開始日まで支援します。なお、実施期間中であつたとしても、PS、PO 等の指導・助言や評価の結果、及び研究の進捗状況等によっては、中止の指示をすることもあり得ます。

(2) 本プログラムでは拠点の自立的運営を求めていることから、研究開発代表者は、委託研究開発費に拠点が提供する研究支援業務の対価に相当する額を計上し、拠点においては、研究開発代表者に求める研究支援業務の対価について、料金表等に基づく内訳を示してください。シーズ支援にあたり、拠点

とシーズの研究開発代表者は、情報開示や、研究費の使途、成果の取り扱い等に係る研究開発委託契約等を取り交わすこととします。

(3) 研究開発代表者と拠点は、提案書及び採択条件に付された事項を踏まえて計画書を作成し、Go/No-go decision やステージアップの判断基準、支援継続・中止の基準等の開発方針について研究開発の開始前に合意するようにしてください。

(4) AMED が実施する臨床研究に係る倫理指針の遵守状況の調査及び橋渡し研究戦略的推進プログラムに係る調査や会合等に協力するとともに、臨床研究の倫理性の向上に努めてください。



### 1 1. 採択後、研究実施上の留意点

#### (1) 薬事戦略相談について

実用化段階に移行する研究開発課題（薬事戦略相談において対象範囲となる研究開発課題）においては、採択条件として、原則、採択後1～2年目（臨床試験（治験）を対象とした課題については、臨床試験（治験）開始前までに）にPMDAの実施する薬事戦略相談（対面助言）を受けていただくこととなります。薬事戦略相談に関しては、5. 医師主導治験又は臨床試験の研究開発提案の際の要件（一部非臨床試験を含む）も参照してください。

#### (2) 研究開発課題の評価について

研究開発の実施にあたり、原則として、毎年度書面及び必要に応じたヒアリングによる中間評価を実施し、次年度の研究開発継続の可否について決定します。採択課題の管理と評価については、VI.章を参照してください。

研究期間中であっても、当該基準の達成が見込めないと判断される場合や、毎年度のマイルストンの達成が不十分である場合には、研究開発の打ち切りを直ちに検討します。

#### (3) 法律、各府省が定める症例・倫理指針等の遵守について

臨床研究を実施する場合は、妥当な臨床試験計画を作成し、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年度文部科学省・厚生労働省告示第3号、平成29年2月28日一部改正）等に規定する倫理審査委員会の承認を得るとともに、あらかじめ、研究の内容、費用及び補償の有無等について患者又は家族に説明し、文書により同意を得てください。

## 別紙1 シーズパッケージ制度

シーズパッケージ制度とは、橋渡し研究支援拠点と研究者を連携させ、拠点の判断により様々な開発段階にあるシーズ（医薬品・医療機器・再生医療等製品等の候補となる物質等）に関し、最適の資金配分を実施する仕組みを含めた橋渡し研究支援を行う制度です。

橋渡し研究支援拠点は支援するシーズを研究の進捗毎にシーズ A～C に振り分けます。このうち、拠点支援活動費（拠点がシーズを支援するのに必要な経費）及び研究費の支援を希望するシーズについては、AMED に申請します。シーズ A、B 及び C 毎に選考方法は異なります（以下、参照）。原則、他の競争的資金等の支援を受けていないシーズについて支援するものとし、他の競争的資金等の獲得を目指し、毎年申請することを前提とします。

### シーズ A :

関連特許出願を目指す基礎研究開発課題を対象とします（目安として2年以内に特許出願をし、シーズ B への移行を目指すものとします）。

橋渡し研究支援拠点は、支援するシーズ A のうち、拠点支援活動費及び研究費の支援を希望する研究開発課題につき、別途 AMED が指示する額を上限として複数の研究開発課題を登録することができます（登録数に制限はない。）、拠点内の審査に基づき、AMED に申請することができます。AMED は1課題当たり年間最大 500 万円程度の研究費を拠点到に配分し、さらに拠点からシーズ研究実施機関へ必要な研究費を配分することとします。当該支援期間は、原則1年間とします。

拠点は、支援するシーズ A について、進捗管理や成果のとりまとめ等を実施します。

### シーズ B :

関連特許出願済みである以下の研究開発課題を支援対象とします。

- ・非臨床 POC 取得及び治験届提出を目指す医薬品及び医療機器等の研究開発課題
- ・薬事申請用臨床データ取得を目指す体外診断用医薬品等の研究開発課題

橋渡し研究支援拠点は、支援するシーズ B のうち、拠点支援活動費及び研究費の支援を希望する研究開発課題につき、AMED に複数の研究開発課題を申請することが出来ます。なお、拠点支援活動費及び研究費支援の募集対象は、3年以内に上記の目標への到達を目指す研究開発課題です。採択の可否については、課題評価委員会の意見を踏まえ AMED が決定します。AMED は、1課題当たり年間最大 7000 万円程度の研究費を配分します。当該支援期間は、原則1年間とします。

AMED が研究費を支援する全課題を対象に、状況に応じて、サイトビジットやヒアリング等において、PD、PS、PO 等による評価を実施し、支援継続の可否について検討することもあります。

### シーズ C :

関連特許出願及び非臨床 POC 取得済みである以下の臨床研究課題を支援対象とします。

- ・健常人又は患者を対象とし、臨床 POC 取得を目指す医薬品等の研究課題
- ・治験又は性能試験を行い、承認・認証を目指す医療機器等の臨床研究課題

橋渡し研究支援拠点は、支援するシーズ C のうち、拠点支援活動費及び研究費の支援を希望する研究開発課題につき、AMED に複数の研究開発課題を申請することが出来ます。なお、拠点支援活動費及び研究費支援の募集対象は、3年以内に目標（臨床 POC 取得）への到達を目指す臨床研究開発課題です。採択の可否は、課題評価委員会の意見を踏まえ AMED が決定します。AMED は、1課題当たり年間最大 1 億円程度の研究費を配分します。当該支援期間は、原則1年間とします。

AMED が研究費を支援する全課題を対象に、状況に応じて、サイトビジットやヒアリング等において、PD、PS、PO 等による評価を実施し、支援継続の可否について検討することもあります。

### 支援中止シーズ :

拠点到に登録されたシーズのうち、開発マイルストンの未達成や研究開発代表者の異動等により、拠点到が開発支援を中止すると判断したシーズを指します。

### 支援完了シーズ :

拠点到に登録されたシーズのうち、企業導出や薬事承認等により、拠点到の開発支援が完了したシーズを指します。

表1 各シーズに対する条件

	シーズ A	シーズ B	シーズ C
対象課題	関連特許出願を目指す基礎研究開発課題	関連特許出願済みである以下の研究開発課題 ・非臨床 POC 取得及び治験届提出を目指す医薬品及び医療機器等の研究開発課題 ・薬事申請用臨床データ取得を目指す体外診断用医薬品等の研究開発課題	関連特許出願及び非臨床 POC 取得済みである以下の臨床研究課題 ・健常人又は患者を対象とし、臨床 POC 取得を目指す医薬品等の研究課題 ・治験又は性能試験を行い、承認・認証を目指す医療機器等の臨床研究課題
研究費等の支援の対象課題※1	上記「対象課題」と同じ。	上記「対象課題」のうち、 <u>3</u> 年以内に目標への到達を目指す研究開発課題	上記「対象課題」のうち、 <u>3</u> 年以内に目標への到達を目指す臨床研究開発課題
研究費等の申請方法	拠点から AMED へ申請（拠点内の審査に基づく）	拠点から AMED に申請	拠点から AMED に申請
支援額（1 課題当り）	最大 500 万円	原則、最大 7000 万円	原則、最大 1 億円
研究費等の実施期間	原則 1 年	原則 1 年	原則 1 年
研究費等の支援継続等の可否		状況に応じて、サイトビジットやヒアリングでの PD、PS、PO 等による評価を実施し、支援継続の可否について検討することもある。	状況に応じて、サイトビジットやヒアリングでの PD、PS、PO 等による評価を実施し、支援継続の可否について検討することもある。

※1 研究費等の支援対象課題となるシーズ B 及び C は、関連特許の出願人に原則、研究開発代表者の所属する研究機関が含まれるものとする。

別表 AMED において求める各種資料の提出時期と内容の整理

医師主導治験整理票（医薬品版）

AMEDにおいて求める各種資料の提出時期と内容の整理

	新医薬品等		新効能		倫理指針下の臨床試験 (製剤後)	
	非臨床試験	医師主導治験		医師主導治験		
		第Ⅰ相(安全性)	第Ⅱ相以降	第Ⅰ相(安全性)		第Ⅱ相以降
工程表	研究開発提案時に承認取得までの工程やマイルストーンを示した工程表を提出する。	同左	同左	同左	同左	研究開発提案時にガイドライン作成や適応拡大等までの工程やマイルストーンを示した工程表を提出する。
治験実施計画書	研究開発提案時にプロトコルコンセプトを提出する。もしくはマイルストーンにて提出時期を明示する。	研究開発提案時に治験実施計画書、又はプロトコルコンセプトを提出し、治験実施前に治験実施計画書を提出する。	同左	同左	同左	同左
審事戦略相談 (対面助言)	研究フェーズ・内容に応じた相談(対面助言)を、原則採択後1~2年目に求める。申請時点では必須ではないが受けていることが望ましい。既に実施した相談記録(事前相談の場合はアカデミア側作成の要旨で可)があれば提出する。	研究フェーズ・内容に応じた相談(対面助言)を、原則採択後から治験開始前までに求める。申請時点では必須ではないが受けていることが望ましい。既に実施した相談記録(事前相談の場合はアカデミア側作成の要旨で可)があれば提出する。	同左	同左	同左	同左
	主な相談内容	・非臨床試験充足性 ・治験薬等の品質・規格	治験デザイン	・臨床データパッケージ ・治験デザイン	治験デザイン	・臨床データパッケージ ・治験デザイン
応募書に記載する生物統計家の関与についての記載等	—	関与の有無について記載が必要。関与がある場合は治験デザインに関するコメントを記載する。関与がない場合はその理由を記載。	同左	同左	同左	同左
生物統計家関与の必要性	必ずしも要しない。	関与すべき場合もある。	関与すべき。	関与すべき場合もある。	関与すべき。	関与すべき場合もある。
知財	知財等の状況・戦略を記載する。					不要
応募書に記載する知財等の状況の項目	自己技術の状況、関連する他者技術の状況、研究成果の企業導出(実用化)に対する方針					
企業との連携	連携状況を記載する。					
治験薬の入手に関する状況	治験薬(対照薬を含む)の入手に関する状況を記載する。	同左	同左	同左	同左	—

医師主導治験整理票（医療機器版）

AMEDにおいて求める各種資料の提出時期と内容の整理

	未承認の医療機器（使用目的の拡大を含む）				既承認の医療機器（承認範囲内での使用）	
	非臨床試験	医師主導治験		倫理指針下の臨床試験	倫理指針下の臨床試験	
		探索的治験	治験(ビポタル試験)			
研究の目標	・製造販売承認の取得（使用目的の拡大を含む）				・新たなエビデンスの構築（標準治療の確立・術式の確立など）	
工程表	研究開発提案時に承認取得への工程やマイルストーンを示した工程表を提出する。 (保険収載や標準治療の確立についても簡潔に記載する。)	同左	同左	研究開発提案時に、試験の位置付けを明確にし、出口戦略(今後の治験実施予定、企業連携、製造販売承認、保険収載)を示した工程表を提出する。	研究開発提案時に、得られるエビデンスの活用方法とそれに向けての工程・マイルストーンを示した工程表を提出する。	
実施計画書	研究開発提案時にプロトコルコンセプトを提出する。もしくはマイルストーンにて提出時期を明示する。	研究開発提案時に治験実施計画書、又はプロトコルコンセプトを提出し、治験実施前に治験実施計画書を提出する。	同左	研究開発提案時に治験実施計画書、又はプロトコルコンセプトを提出し、治験実施前に治験実施計画書を提出する。 また、研究開発提案時に、非臨床試験に関する資料を提出する。	研究開発提案時に治験実施計画書、又はプロトコルコンセプトを提出し、治験実施前に治験実施計画書を提出する。	
規制当局との相談等	研究フェーズ・内容に応じたPMDA相談を適時求める。申請時には既に実施した相談記録(事前相談の場合はアカデミア側作成の要旨で可)があれば提出する。	同左	同左	以下について規制当局と相談を進めている場合は、その状況を記載する。 ・機器の入手 ・先進医療制度の活用 また、施設内の委員会等と相談を進めている場合は、その状況を記載する。	以下について規制当局と相談を進めている場合は、その状況を記載する。 ・先進医療制度の活用	
	タイミング	治験開始前	同左			
	主な相談内容	・治験の要/不要 ・非臨床試験充足性	・治験デザイン	・治験デザイン ・臨床データパッケージ		
応募書に記載する生物統計家の関与についての記載等	—	関与の有無について記載。関与がある場合は治験デザインに関するコメントを記載する。関与がない場合はその理由を記載。	同左	同左	同左	
生物統計家関与の必要性	必ずしも要しない。	関与すべき場合もある。	関与すべき。	関与すべき場合もある。	関与すべき場合もある。	
知財	知財等の状況・戦略を記載する。					必要に応じて知財等の状況を記載する。
知財等の状況の項目	自己技術の状況、関連する他者技術の状況、研究成果の企業導出(実用化)に対する方針					—
企業との連携	連携状況を記載する。			以下について記載する。 ・共同研究契約、覚書の有無 ・安全性情報の管理体制 ・不具合発生時の対応・責任		連携がある場合、その状況を記載する。
治験機器の入手・提供に関する状況	治験機器(対照機器を含む)の入手に関する状況を記載する。					—



平成 2 9 年度

## 公 募 要 領

### 3. 革新的医療シーズ実用化研究事業

平成 2 9 年 3 月



# 目次

<b>I. はじめに</b> .....	<b>1</b>
1. 事業の概要.....	1
(1) 事業の現状及び方向性.....	1
(2) 事業の目標と成果.....	1
2. 事業の構成.....	1
(1) 事業実施体制.....	1
(2) 代表機関と分担機関の役割.....	2
<b>II. 応募に関する諸条件等</b> .....	<b>3</b>
1. 応募資格者.....	3
2. 応募に当たっての留意事項.....	3
(1) 委託研究開発契約について.....	3
(2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について.....	3
(3) 臨床研究登録制度への登録について.....	4
(4) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）.....	4
<b>III. 公募・選考の実施方法</b> .....	<b>5</b>
1. 公募研究開発課題の概要.....	5
2. 研究開発提案書等の作成及び提出.....	5
(1) 提案書類様式の入手方法.....	5
(2) 提案書類受付期間.....	5
(3) 提案書類の提出.....	5
(4) スケジュール等.....	7
3. 提案書類の審査の実施方法.....	7
(1) 審査方法.....	7
(2) 審査項目と観点.....	8
<b>IV. 提案書類の作成と注意</b> .....	<b>10</b>
1. 提案書類等に含まれる情報の取扱い.....	10
(1) 情報の利用目的.....	10
(2) 必要な情報公開・情報提供等.....	10
2. 提案書類の様式及び作成上の注意.....	10
(1) 提案書類の様式.....	10
(2) 提案書類の作成.....	10
(3) 研究開発提案書類作成上の注意.....	11
(4) 研究提案開発提案書以外に必要な書類について.....	11
<b>V. 委託研究開発契約の締結等</b> .....	<b>12</b>
1. 委託研究開発契約の締結.....	12
(1) 契約条件等.....	12
(2) 契約締結の準備について.....	12
(3) 契約に関する事務処理.....	12
(4) 委託研究開発費の額の確定等について.....	12
2. 委託研究開発費の範囲及び支払い等.....	13
(1) 委託研究開発費の範囲.....	13
(2) 委託研究開発費の計上.....	13
(3) 委託研究開発費の支払い.....	13
(4) 間接経費に係る領収書等の証拠書類の整備について.....	14

3.	委託研究開発費の繰越について	14
4.	本事業を実施する研究機関の責務等について	14
	(1) 法令の遵守	14
	(2) 研究倫理教育プログラムの履修・修了	14
	(3) 利益相反の管理について	14
	(4) 法令・倫理指針等の遵守について	15
	(5) 委託研究開発費の執行についての管理責任	16
	(6) 体制整備に関する対応義務	16
5.	本事業の研究活動に参画する研究者の責務等について	16
	(1) 委託研究開発費の公正かつ適正な執行について	16
	(2) 応募における手続等	16
	(3) 研究倫理教育プログラムの履修・修了	16
6.	研究倫理プログラムの履修等について	16
	(1) 履修プログラム・教材について	16
	(2) 履修対象者について	17
	(3) 履修時期について	17
	(4) 研究機関等の役割について	17
	(5) 履修状況の報告について	17
	(6) お問い合わせ先	17
7.	利益相反の管理について	17
	(1) 対象事業・課題について	17
	(2) 対象者について	17
	(3) 利益相反審査の申出について	17
	(4) 倫理審査及び利益相反管理の状況報告書の提出について	17
	(5) お問い合わせ先	18
8.	不正行為・不正使用・不正受給への対応について	18
	(1) 本事業に係る不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等	18
	(2) 不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について	19
	(3) AMED RIO ネットワークへの加入	20
9.	採択後契約締結までの留意点	21
	(1) 採択の取消し等について	21
	(2) 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について	21
	(4) 研究開発計画書及び報告書の提出について	21
	(5) 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除について	21
<b>VI. 採択課題の管理と評価</b>		<b>23</b>
1.	課題管理	23
2.	評価	23
3.	成果報告会等での発表	23
<b>VII. 研究開発成果の取扱い</b>		<b>24</b>
1.	委託研究開発成果報告書の提出と公表	24
2.	研究開発成果の帰属	24
3.	医療研究者等向け知財教材について	24
4.	研究開発成果のオープンアクセスの確保	24
<b>VIII. 取得物品の取扱い</b>		<b>25</b>
1.	所有権	25
2.	研究開発期間終了後の取扱い	25
3.	放射性廃棄物等の処分	25
<b>IX. その他</b>		<b>26</b>

1.	国民との双方向コミュニケーション活動について.....	26
2.	健康危険情報について.....	26
3.	政府研究開発データベース入力のための情報.....	26
4.	リサーチツール特許の使用の円滑化について.....	27
5.	知的財産推進計画に係る対応について.....	27
6.	AMED 知的財産コンサルタントによる知的財産戦略立案の支援等について.....	27
7.	創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援について.....	27
8.	AMED における課題評価の充実.....	28
9.	各種データベースへの協力について.....	28
	(1) バイオサイエンスデータベースセンターへの協力.....	28
	(2) その他.....	28
10.	研究者情報の RESEACHMAP への登録について.....	29
<b>X.</b>	<b>照会先.....</b>	<b>30</b>
<b>XI.</b>	<b>公募研究開発課題.....</b>	<b>31</b>
1.	臨床研究中核病院を活用する革新的医療シーズの実用化に関する研究.....	31
2.	応募に際して満たすべき事項.....	31
3.	研究開発提案書を作成する際の留意事項.....	32
4.	医師主導治験または臨床試験の研究開発提案の際の要件について.....	32
5.	応募時に必要な書類一覧.....	34
6.	応募書類の提出方法.....	35
7.	審査において重視する事項等.....	35
8.	採択された場合に課す主な要件.....	35
9.	採択後、研究実施上の留意点.....	36

# I. はじめに

本公募要領に含まれる公募研究開発課題は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が実施する革新的医療シーズ実用化研究事業（以下「本事業」という。）の公募研究開発課題<sup>※</sup>です。

※ 本公募研究開発課題は、平成 29 年度予算の国会での成立を前提としているため、平成 29 年 4 月 1 日までに政府予算が成立しない場合は契約内容について別途協議することになります。

## 1. 事業の概要

### (1) 事業の現状及び方向性

健康・医療戦略（平成 26 年 7 月 22 日閣議決定）では、臨床研究・治験実施環境の抜本的向上が求められていることを背景として、医療分野研究開発推進計画（平成 26 年 7 月 22 日健康・医療戦略推進本部決定）では、基礎研究成果を実用化に繋ぐ体制の構築が求められており、また、臨床研究中核病院等を中心とした研究開発基盤（ARO<sup>※1</sup>機能）の構築による臨床研究・治験の推進が謳われています。

このような中、平成 26 年度より、文部科学省の「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」と厚生労働省の「臨床研究品質確保体制整備事業」や「未承認医薬品等臨床研究安全性確保支援事業」（医療法に基づく臨床研究中核病院対象）等、両省の一体的な整備として「革新的医療技術創出拠点プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）が開始され、平成 27 年度からは本プロジェクトが AMED のプロジェクトにおける柱の一つとなって今日まで推進されてきました。本プロジェクトでは、「大学等の革新的な基礎研究成果を一貫して実用化に繋ぐ体制を構築する」とのポリシーの下で推進がなされ、その結果、橋渡し研究支援拠点においてアカデミア発シーズの発掘・育成が行われ、それらのシーズを臨床研究・治験の支援・実施体制が整備された臨床研究中核病院において効率的に開発するというスキームが構築されるようになりました。さらに「橋渡し研究戦略的推進プログラム」により橋渡し研究支援拠点<sup>※2</sup>として新たに 5 年計画で、アカデミア発シーズの発掘・育成の更なる強化に係る取組みが平成 29 年度より開始することとなっています。

本事業では、この「アカデミア発シーズの基礎から臨床への一気通貫の支援スキーム」を活用した研究開発を更に推進します。すなわち、本プロジェクトにおいて発掘・育成されたシーズを主な対象として、臨床研究中核病院の機能を最大限に活用することで、効率的かつ効果的な研究開発を推進し、革新的な医療シーズをいち早く実用化に繋げることを目指します。

また、特に国際共同臨床研究・治験の実施あるいは支援を推進するための拠点とすべく、臨床研究中核病院の中から国際共同臨床研究実施推進拠点が平成 28 年度に選定されました<sup>※3</sup>。本邦の医療機関が主導的な立場で国際共同臨床研究・治験に積極的に取り組むことで、世界における日本の臨床研究・治験実施基盤としてのプレゼンスの向上と世界的なネットワークの構築に繋がることが期待されます。

そのため本事業では、本プロジェクトの下、当該拠点の ARO 機能が活用され、諸外国の規制要件等を熟知した上での国際的な研究開発が展開されることで、有望な革新的医療シーズを世界に先駆けて実用化することに繋げることも目指します。

<sup>※1</sup>ARO（Academic Research Organization）：研究機関、医療機関等を有する大学等がその機能を活用して医薬品開発等を支援する組織（健康・医療戦略（平成 26 年 7 月 22 日閣議決定）より）

<sup>※2</sup>対象拠点：北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、慶應義塾大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、岡山大学、九州大学

<sup>※3</sup>国立がん研究センター中央病院、及び大阪大学医学部附属病院

### (2) 事業の目標と成果

本事業における最終的な目標は、臨床研究中核病院の機能を最大限に活用することで、本プロジェクトにおいて発掘・育成がなされた革新的なアカデミア発シーズ等をいち早く実用化に繋げることであり、それらを国民への利益として広く還元することを目指します。

## 2. 事業の構成

### (1) 事業実施体制

医療分野研究開発推進計画に基づき、競争的資金の効率的な活用を図り、優れた成果を生み出していくための円滑な実施を図るため、プログラムスーパーバイザー（以下「PS」という。）及びプログラムオフィサー（以下「PO」という。）等を事業内に配置します。

PS 及び PO 等は、本事業全体の進捗状況を把握し、事業の円滑な推進のため、必要な指導・助言等を行います。また、研究機関及び研究者は、PS 及び PO 等に協力する義務を負います。PS 及び PO 等による指導、助言等を踏まえ、研究開発課題に対し必要に応じて計画の見直し、変更、中止、実施体制の変更等を求めることがあります。

## （２） 代表機関と分担機関の役割

本事業において、研究開発課題は代表機関及び必要に応じて分担機関が実施します。

（a）「代表機関」とは、研究開発代表者が所属し、AMED と直接委託研究開発契約を締結する研究機関※をいいます。

（b）「分担機関」とは、研究開発分担者が所属し、AMED と直接委託研究開発契約又は代表機関と再委託研究開発契約を締結する「代表機関」以外の研究機関※をいいます。

※ 本事業における機関との委託研究開発契約の詳細については V. 章を御参照ください。

## II. 応募に関する諸条件等

### 1. 応募資格者

本事業の応募資格者は、以下（１）～（５）の要件を満たす国内の研究機関等に所属し、応募に係る研究開発課題について、研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う能力を有する研究者（以下「研究開発代表者」という。）とします。

**なお、本公募に応募する上で満たすべき事項を「XI. 公募研究開発課題」の項に記載していますので、そちらも必ず確認してください。**

#### （１）以下の（a）から（g）までに掲げる研究機関等

- （a）国の施設等機関<sup>※1</sup>（研究開発代表者が教育職、研究職、医療職<sup>※2</sup>、福祉職<sup>※2</sup>、指定職<sup>※2</sup>又は任期付研究員である場合に限る。）
- （b）地方公共団体の附属試験研究機関等
- （c）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学及び同附属試験研究機関等（大学共同利用機関法人も含む。）
- （d）民間企業の研究開発部門、研究所等
- （e）研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
- （f）研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条に規定する地方独立行政法人
- （g）その他AMED理事長が適当と認めるもの

※1 内閣府及び国家行政組織法第3条第2項に規定される行政機関に置かれる試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいいます。

※2 病院又は研究を行う機関に所属する者に限ります。

- （２）課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること。
- （３）課題が採択された場合に、契約手続き等の事務を行うことができること。
- （４）課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む。）に対して、責任ある対処を行うことができること。
- （５）本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援本事業に係る必要な手続等を行うことができること。

また、委託研究開発契約の履行能力を確認するため、審査時に、代表機関及び分担機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

### 2. 応募に当たっての留意事項

#### （１）委託研究開発契約について

採択された研究開発課題については、その実施に当たり、研究開発課題を実施する研究機関の長とAMED理事長との間で委託研究開発契約を締結することを原則<sup>※</sup>とします。

※ 詳細はV. 章を御参照ください。

#### （２）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

委託研究開発費においては、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化した府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を用いて応募を受け付けます。応募に当たっては、事業や各公募研究課題の概要等の記載内容をよく確認した上で、提案する研

究開発の実施によりどのような成果を示せるかを十分検討の上、提案書類に記載してください。詳細は、IV.章を御参照ください。

### (3) 臨床研究登録制度への登録について

介入研究を実施する場合には「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等に基づき、当該臨床研究を開始するまでに以下の三つのうちいずれかの臨床研究登録システムに登録を行ってください（委託研究開発成果報告書の提出時に、登録の有無を記載した報告書（様式自由）の添付を求めることがあります）。なお、登録された内容が、実施している研究の内容と齟齬がないか調査を行うことがありますのであらかじめ御了解ください。

- 1) 大学病院医療情報ネットワーク（UMIN）「臨床試験登録システム」  
<http://www.umin.ac.jp/ctr/index-j.htm>
- 2) (財)日本医薬情報センター（JAPIC）「臨床試験情報」  
[http://www.clinicaltrials.jp/user/cte\\_main.jsp](http://www.clinicaltrials.jp/user/cte_main.jsp)
- 3) 日本医師会治験促進センター「臨床試験登録システム」  
<https://dbcentre3.jmacct.med.or.jp/jmactr/>

### (4) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究開発を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制\*が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

\*：現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に炭素繊維や数値制御工作機械等、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）使用する場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件またはインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）があります。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリ等の記憶媒体で提供する事はもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは、下記を参照ください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック（2014年第8版）  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<http://www.cistec.or.jp/>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

### III. 公募・選考の実施方法

#### 1. 公募研究開発課題の概要

本公募要領に含まれる公募研究開発課題の概要は以下のとおりです。詳細は XI. 章を参照してください。

#	公募研究開発課題名	研究開発費の規模	研究開発実施 予定期間	新規採択課題 予定数
1	臨床研究中核病院を活用する革新的医療シーズの実用化に関する研究	1 課題当たり年間 50,000 千円～ 100,000 千円程度 (間接経費を含む)	最長 3 年 平成 29 年度 ～31 年度	10 課題 程度

- 研究開発費の規模等はおおよその目安となります。
- 研究開発費の規模及び新規採択課題予定数等は、公募開始後の予算成立の状況等により変動することがあります。大きな変動があった場合には、全部又は一部の公募研究開発課題について提案書類の受付や課題の採択を取りやめる可能性があります。
- 複数の公募研究開発課題への応募は認められますが、競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中（詳細は V. 章 9. (5) を御参照ください）に該当しないことを示すため、同時に応募した研究開発課題の情報を研究開発提案書の該当欄へ必ず記載してください。本公募と合同で公募を実施している「橋渡し研究戦略的推進プログラム（2次公募）」への応募については、公募要領 p.1 の I. 1. (3) 合同公募のスキームを御参照ください。

#### 2. 研究開発提案書等の作成及び提出

##### (1) 提案書類様式の入手方法

提案書類の様式等、応募に必要な資料は AMED ウェブサイトの公募情報からダウンロードしてください。

<http://www.amed.go.jp/koubo/>

##### (2) 提案書類受付期間

平成 29 年 3 月 28 日（火）～平成 29 年 4 月 21 日（金）【15 時】（厳守）

(注 1) e-Rad への登録において行う作業については、e-Rad の利用可能時間帯のみですので御注意ください。

(注 2) 全ての研究開発提案書等について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんので御注意ください。

##### (3) 提案書類の提出

提案書類の提出は、受付期間内に e-Rad にてお願いいたします。提出期限内に提出が完了していない場合は応募を受理しません。研究開発提案書等の記載（入力）に際しては、本項目及び研究開発提案書（様式 1）に示した記載要領に従って、必要な内容を誤りなく記載してください。なお、受付期間終了後は提出いただいた提案書類の差し替え等には応じられません。

##### (a) システムの使用に当たっての留意事項

操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）から参照又はダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

##### 1) システムの利用可能時間帯

サービス時間は平日、休日ともに 00:00～24:00

(注) 上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad の運用を停止することがあります。e-Rad の運用を停止する場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

## 2) 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、「代表機関」（研究開発代表者が所属する研究機関）、「分担機関」（研究開発分担者が所属する研究機関）は、原則として応募時まで e-Rad に登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。応募時点で、特定の研究機関に所属していない、又は日本国外の研究機関に所属している場合においては、別途、提出前に担当課までなるべくお早めにお問い合わせください。

## 3) 研究者情報の登録

研究課題に応募する「研究開発代表者」及び研究に参画する「研究開発分担者」は研究者情報を登録し、システムログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。研究機関に所属している研究者の情報は研究機関が登録します。なお、過去に科学研究費補助金制度などで登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きは e-Rad ポータルサイトを参照してください。

## (b) システム上で提出するに当たっての注意

### 1) 提案書類様式のダウンロード

制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。

### 2) ファイル種別

電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューから行ってください。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、パソコンへインストールしてお使いいただくこともできます。（システムへの負荷軽減と安定稼働の実現のため、旧システムでは可能だった Word 等の形式のままでの提出は行えなくなりました。）外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

### 3) 画像ファイル形式

提案書類に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CAD やスキャナ、PostScript や DTP ソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

### 4) ファイル容量

アップロードできるファイルの最大容量は 10 MB です。

### 5) 提案書類のアップロード

提案書類は、PDF に変換しアップロードしてください。

### 6) 所属機関の承認

「研究開発代表者」から所属機関に e-Rad で申請した段階では応募は完了していません。所属機関の承認の手続きを必ず行ってください。

### 7) 受付状況の確認

受付期間終了時点で、システムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっていない提案書類は無効となります。受付期間終了時点までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、所属機関まで至急連絡してください。提案書類の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。

#### 8) 提出後の提案書類の修正

いったん提出した提案書類を修正するには、受付期間内に「引戻し」操作を行い、修正した後に再度提出する必要があります。具体的な操作については研究者向け操作マニュアルを参照してください。

#### 9) その他

上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Rad ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、確認ください。

#### (c) システムの操作方法に関する問い合わせ先

システムの操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ポータルサイトのヘルプデスクにて受け付けます（X. 章を御参照ください）。ポータルサイトのほか、「よくある質問と答え（FAQ）ページ」もよく確認の上、問い合わせてください。なお、ヘルプデスクでは公募要領の内容、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

#### (4) スケジュール等

本事業における採択までのスケジュールは、公募開始時点で以下のとおり予定しています。審査の実施方法の詳細は III. 章 3. を御参照ください。

書面審査 平成 29 年 4 月下旬～平成 29 年 5 月中旬（予定）

面接（ヒアリング） 平成 29 年 6 月 6 日（火）（予定） ※必要に応じて実施

（注 1）ヒアリングを実施する場合は、対象課題の研究開発代表者に対して、原則としてヒアリングの 1 週間前（平成 29 年 5 月 30 日（火））までに提案書様式 1 の連絡先に記載された電子メールにて御連絡します（ヒアリング対象外の場合や、ヒアリング自体が実施されない場合には、この御連絡はいたしませんので、採択可否の通知までお待ちください）。ヒアリングの実施や日程に関する情報更新がある場合は、III. 3.（1）項に記載の AMED ウェブサイトの公募情報に掲載しますので、併せて御参照ください。ヒアリングの対象か否かに関する個別回答はいたしかねます。

（注 2）ヒアリング対象課題の研究開発代表者に対して、書面審査の過程で生じた照会事項を電子メールで送付する場合があります。当該照会事項に対する回答は、ヒアリングに先立ち、照会時に AMED が指定する期日までに事務局宛に電子メールで送付してください。

（注 3）ヒアリングの対象者は原則として研究開発代表者等とします。ヒアリングの日程は変更できません。

（注 4）ヒアリング終了後、必要に応じて、研究開発代表者に対して事務的な確認を行う場合があります。当該確認に対しては、AMED が指定する方法で速やかに回答してください。

採択可否の通知 平成 29 年 6 月中旬（予定）

（注）採択課題候補となった課題の研究開発代表者に対しては、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正を求めるとや、研究開発費合計額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。

研究開発開始（契約締結等） 予定日 平成 29 年 7 月 1 日（土）

（注）この「予定日」は、提案時に研究開始時期を見据えた最適な研究開発計画を立てていただくこと、また、採択決定後、契約締結等までの間で、あらかじめ可能な準備を実施していただき、契約締結後、速やかに研究を開始いただくこと、などを考慮して明示するものであり、**契約締結等をお約束するものではありません**。この「予定日」に契約を締結等するためには、研究開発計画（研究開発費や研究開発体制を含む。）の作成や調整について、研究機関等の皆様の御尽力をいただくことが必要となります。AMED においても、PS・PO との調整などを速やかに実施し、早期の契約締結等に努めていきます。

### 3. 提案書類の審査の実施方法

#### (1) 審査方法

本事業における研究開発課題の採択に当たっては、実施の必要性、目標や計画の妥当性を把握し、予算等の配分の意思決定を行うため、外部の有識者等の中から AMED 理事長が指名する評価委員を評価者とする課題事前評価（審査）を実施します。課題評価委員会は、定められた評価項目について評価を行い、AMED はこれをもとに採択課題を決定します。

- (a) 審査は、AMED に設置した課題評価委員会において、非公開で行います。
- (b) 課題評価委員会は、提出された提案書類の内容について書類選考（書面審査）及び必要に応じて面接（ヒアリング）を行い※、審議により評価を行います。
- ※ 審査の過程で研究開発代表者に資料等の追加提出を求める場合があります。
- (c) 採択に当たっては、研究開発代表者に対して、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正※を求めることや、予算額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画等の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。
- ※ 採択された場合、ここで修正された目標等がその後の中間評価や事後評価の際の評価指標の1つとなります。採択課題の管理と評価についてはVI. 章を御参照ください。
- (d) 審査終了後、AMED は研究開発代表者に対して、採択可否等について通知します。なお、選考の途中経過についての問い合わせには一切応じられません。
- (e) 評価委員には、その職務に関して知り得た秘密について、その職を退いた後も含め漏洩や盗用等を禁じることを趣旨とする秘密保持遵守義務が課せられます。また、評価に当たっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないようにしています。
- (f) 採択課題の研究開発課題名や研究開発代表者氏名等は、後日、AMED ウェブサイトへの掲載等により公開します。また、評価委員の氏名については、原則として、毎年度1回、AMED 全体を一括して公表します。
- (g) 公正で透明な評価を行う観点から、AMED の規定に基づき、評価委員の利益相反マネジメントを行っています。評価委員が下記に該当する場合は、利益相反マネジメントの対象として AMED に対し申告を求め、原則として当該課題の評価に携わらないものとします。なお、評価の科学的妥当性を確保する上で特に必要があり、評価の公正かつ適正な判断が損なわれないと委員長が認めた場合には、課題の評価に参加することがあります。
- ① 被評価者が家族であるとき
  - ② 被評価者が大学、国立研究開発法人、国立試験研究機関等の研究機関において同一の学科等又は同一の企業に所属している者であるとき
  - ③ 被評価者が課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に緊密な共同研究を行った者であるとき
  - ④ 被評価者が博士論文の指導を行い、又は受ける等緊密な師弟関係にある者であるとき
  - ⑤ 被評価者から当該委員が、課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に、いずれかの年度において100万円を超える経済的利益を受けているとき
  - ⑥ 被評価者と直接的な競合関係にあるとき
  - ⑦ その他深刻な利益相反があると認められるとき
- (h) 応募しようとする者、応募した者は、AMED 役職員、PD、PS、PO、評価委員に対し、評価及び採択についての働きかけを行わないでください。

## (2) 審査項目と観点

本事業における課題の採択に当たっては、提案書類について以下の観点に基づいて審査します。分担機関を設定した研究開発課題を提案する場合は、研究開発を遂行する上での分担機関の必要性と、分担機関における研究開発の遂行能力等も評価の対象となります。

### (a) 事業趣旨等との整合性

- ・事業趣旨、目標等に合致しているか（※）
- ・「応募に際して満たすべき事項」を全て満たしているか（※）

### (b) 事業目標達成の可能性

- ・本公募の目標である「実用化（薬事承認取得）に繋がる企業導出」について、研究開発期間終了時までには、達成が十分見込める研究であるか
- ・上記を裏付ける根拠として、積極的な企業連携が伺える研究であるか

(c) 科学的・技術的な意義及び優位性

- ・革新的な医薬品・医療機器等の創出に繋がる研究であるか
- ・医療上の必要性及び既存治療等に対する優位性（臨床的位置付け）の根拠が明確か

(d) 計画の妥当性及び実施可能性

- ・全体計画の内容と目的は明確であるか
- ・年度ごとの計画は具体的なもので、かつ、実現可能であるか
- ・現在の技術レベル及びこれまでの実績は十分にあるか
- ・申請者等のエフォートは適切であるか
- ・生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか（※）
- ・研究開発費の内訳、支出計画等は妥当であるか
- ・国内のみでの開発に比して国際的に共同で行うことの臨床開発上の利点があると判断できる研究であるか（国際的に実施する研究のみ該当）
- ・各国の規制要件を遵守した薬事申請に耐えうる試験計画であるか（国際的に実施する研究のみ該当）

(e) 研究開発実施と支援の体制

- ・研究開発代表者を中心とした研究開発体制が適切に組織されているか
- ・臨床研究中核病院の ARO 機能が十分に活用され、時間的・費用的側面からも無駄のない効率的、効果的な研究開発計画であるか

(f) 実用化に向けて総合的に勘案すべき項目

- ・開発目標の主なハードルと予想されるリスクは明確になっているか
- ・製品化と医療現場における使用についての想定が明確になっているか
- ・実用化までのロードマップは適切か
- ・目的とする試験開始に当たり、必要なデータ（非臨床試験データ等）を取得済みであるか

(g) 総合評価

10段階評価により、（a）～（f）を勘案しつつこれらと別に評点を付し、総合評価をする。

（注）（※）を付した項目については、委員会としての評価結果の決定に参加する委員の半数以上が「不適」と判断した場合に、不採択とする取扱いとする。

## IV. 提案書類の作成と注意

### 1. 提案書類等に含まれる情報の取扱い

#### (1) 情報の利用目的

提案書類等に含まれる情報は、研究開発課題採択のための審査のほか、研究開発費の委託業務、Ⅹに記載されている研究支援のために利用されます。

また、提案書要約の情報は、新規事業創出等の AMED 事業運営に資する研究動向の分析にも利用します。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、提案者の不必要な不利益が生じないように、提案書類等に含まれる情報に関する秘密は厳守します。詳しくは総務省のウェブサイト※を御参照ください。

※ 「行政機関・独立行政法人等における個人情報の保護 > 法制度の紹介」 (総務省)  
[http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/horei\\_kihon.html#7\\_2](http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/horei_kihon.html#7_2)

#### (2) 必要な情報公開・情報提供等

(a) 採択された個々の課題に関する情報(事業名、研究課題名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」に該当し、情報開示することがあるほか、マクロ分析に必要な情報は「政府研究開発データベース」(Ⅸ. 3. 節を御参照ください)への入力のため e-Rad を通じて内閣府に提供され、分析結果が公表される場合があります。

(b) 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、提案書類等に含まれる一部の情報を、e-Rad などを通じて、他府省等を含む他の競争的資金等の担当部門に情報提供(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際にも、同様に情報提供を行う場合があります。

### 2. 提案書類の様式及び作成上の注意

#### (1) 提案書類の様式

提案書類の様式は、「研究開発提案書」とします。簡潔かつ明瞭に各項目を記載してください。提案書類受付期間及び提出に関しては、Ⅲ. 章を御参照ください。

#### (2) 提案書類の作成

応募は e-Rad にて行います。提案書類の作成に当たっては、(3)に示す注意事項も併せて御覧ください。提案書類に不備がある場合、受理できないことがあります。

様式への入力に際しては、以下の事項に注意してください。

(a) 研究開発提案書は、原則として日本語での作成ですが、要約については、日本語と英語の両方の記載が必須となります。記載漏れなど不備がある場合は、審査対象外となる場合があります。

(b) 字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。

(c) 入力する文字のサイズは、原則として 10.5 ポイントを用いてください。

(d) 英数字は、原則として半角で入力してください。(例) 郵便番号、電話番号、人数等)

(e) 提案書類は、下中央に通しページ (-1-) を付与してください。

(f) 提案書類の作成はカラーでも可としますが、白黒コピーをした場合でも内容が理解できるように作成してください。

### (3) 研究開発提案書類作成上の注意

#### (a) 省令・倫理指針等の遵守

研究開発計画の策定に当たっては法律、各府省が定める省令・倫理指針等を遵守してください。詳細は V. 4. (4) を御参照ください。

#### (b) 研究開発課題の提案に対する機関の承認

研究開発代表者が提案書類を提出するに当たっては、代表機関（研究開発代表者が所属し、AMED と直接委託契約を締結する研究機関）の長の了承を取ってください。また、複数の研究機関が共同で研究を実施する研究提案を提出する場合には、参加する全ての研究機関の長の了承を得てください。

#### (c) 研究開発提案内容の調整

研究開発課題の採択に当たっては、予算の制約等の理由から、提案された計画の修正を求めることがあります。また、今後、採択された研究開発課題の実施に当たって、割り当てられる経費・実施期間は、予算の制約等により変わる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

#### (d) 対象外となる提案について

以下に示す研究開発課題の提案は本事業の対象外となります。

- ① 単に既製の設備備品の購入を目的とする提案
- ② 他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業の経費により賄うことを想定している提案

### (4) 研究提案開発提案書以外に必要な書類について

#### (a) PMDA の事前面談・対面助言の記録等

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が実施する「薬事戦略相談」のうち、事前面談を実施済みの場合はサマリー（様式自由；アカデミア側作成の要旨で可）を、対面助言を実施済みの場合は対面助言記録及び別紙（相談内容）を、それぞれ添付していただきます。詳細は XI. 章の各公募研究開発課題に記載されている留意点等を御参照ください。

（注）実用化段階に移行する研究開発課題（「薬事戦略相談」の対象範囲となる研究開発課題）においては、その契約条件として、原則採択後 1～2 年目に対面助言を受けていただくこととなります（受けるべき時期等、詳細は IV. 1. を御参照ください）。応募時点で対面助言を実施済みであることは必須ではありませんが、対面助言を受け、その相談結果を研究開発計画に反映させていることが望まれます。

#### (b) 臨床研究に関する資料等

革新的な医薬品や医療機器の創出を念頭に置いた医師主導治験や臨床試験及びそれらを目指した非臨床試験を行う研究<sup>※</sup>では、治験計画書やプロトコル（目的、対象、選択基準、除外基準、症例数、観察内容、介入内容、統計的手法、研究体制等の情報を含む）（様式自由；応募時点で未実施の場合は案で可）等の臨床研究に関する資料等を添付していただきます。詳細は XI. 章の各公募研究開発課題に記載されている留意点等を御参照ください。

※ 新しい医薬品や医療機器の創出を目的としていない研究や新しい医療技術の評価、通常の承認プロセスと異なるものは対象外とします。

#### (c) 動物実験に関する自己点検・評価結果

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）又は厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知、平成 27 年 2 月 20 日一部改正）に定められた動物種を用いて動物実験を実施する機関については、本基本指針に基づき、機関自らが実施した本基本指針への適合性に関する自己点検・評価結果のうち、直近で実施したものの写しの提出を求めることがあります。

## V. 委託研究開発契約の締結等

### 1. 委託研究開発契約の締結

#### (1) 契約条件等

採択された研究開発課題については、研究開発課題を実施する機関<sup>※</sup>の長とAMED理事長との間で、国の会計年度の原則に従い単年度の委託研究開発契約を締結することになります。詳細は採択後にAMEDから御案内します。

契約を締結するに当たっては、課題評価委員会、PS、PO等の意見を踏まえ、採択時に付された条件が満たされていない場合、契約の内容（経費の積算を含む。）や方法が双方の合意に至らない場合等には、採択された研究開発課題であっても契約しないことがあります。

契約締結後においても、予算の都合等により、やむを得ない事情が生じた場合には、研究開発計画の見直し又は中止を求めることがあります。

PS、PO等が、研究進捗状況等を確認し、年度途中での研究開発計画の見直し等による契約変更や課題の中止を行うことがあります。

※ 国の施設等機関等（国の施設等機関及び公設試験研究機関を総称したものをいう。）である代表機関又は分担機関については、相当の事由に基づき当該機関及び当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者が申し出た場合に限り、AMEDとの協議を経て、AMEDから当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者へ間接補助金を交付する方式をとることがあります（その場合、AMEDが定める補助金取扱要領に従うこととします）。このとき、間接補助金の経理に係る事務については当該機関の長に委任していただきます。

なお、研究計画において「代表機関」と「分担機関」の研究内容が一体的に進める必要性が認められる場合等であって、「分担機関」が国の施設等機関等でない場合には、本事業においては、再委託として取り扱うことを認めることがあります。ただし、再委託の場合であっても、再委託先においては機関経理を行うことを原則とし、さらにAMEDの求めに応じて監査等に応じることを条件とします。

#### (2) 契約締結の準備について

研究開発課題の採択後、速やかに契約の締結が進められるよう、受託者は、

- (a) 全体研究開発計画書及び研究開発計画書<sup>※</sup>の作成
- (b) 業務計画に必要な経費の見積書の取得
- (c) 会計規程及び職務発明規程等の整備

を実施しておく必要があります。

※全体研究開発計画書は、採択時の研究開発提案書を元に研究開発課題ごとに各一通作成いただきます。全実施期間の研究開発構想を中心に、基本計画、研究開発内容、研究開発体制、予算計画等を記載してください。同計画書は、年度における予算配分の検討及び中間・事後評価や課題進捗管理の基礎資料の一つとなります。

研究開発計画書は、各年度の委託研究開発契約締結の際に、契約ごとに各一通作成いただきます。

計画書様式は、採択後に別途御連絡いたします。

#### (3) 契約に関する事務処理

AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」<sup>※</sup>に基づき、必要となる事務処理を行ってください。

※ <http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html> からリンク

#### (4) 委託研究開発費の額の確定等について

当該年度の委託研究開発契約期間終了後、委託研究開発契約書に基づいて提出していただく委託研究開発実績報告書を受けて行う確定検査により、委託研究開発費の額の確定を行います。確定検査等において、研究に要する経費の不正使用又は当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部の返還を求める場合があります。また、不正使用等を行った研究の実

施者は、その内容の程度により一定期間契約をしないこととなります（V. 8. (2)を御参照ください）。

## 2. 委託研究開発費の範囲及び支払い等

### (1) 委託研究開発費の範囲

本事業では以下のとおり費目構成を設定しています。詳細は AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※<sup>1</sup>を御参照ください。

	大項目	定義
直接経費	物品費	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア（既製品）、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用
	旅費	研究開発参加者に係る旅費、外部専門家等の招聘対象者に係る旅費
	人件費・謝金	人件費：当該委託研究開発のために雇用する研究員等の人件費 謝金：講演依頼、指導・助言、被験者、通訳・翻訳者、単純労働等の謝金等の経費
	その他	上記のほか、当該委託研究開発を遂行するための経費例） 研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費、検査業務費、不課税取引等に係る消費税相当額等
間接経費※ <sup>2</sup>	直接経費に対して一定比率（30%以内）で手当され、当該委託研究開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として AMED が支払い、研究機関が使用する経費	

※<sup>1</sup> <http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html> からリンク

※<sup>2</sup> AMED が国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人、特殊法人、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業又は私立大学等と委託研究開発契約を締結して、研究開発を実施する場合に措置されます。国の施設等機関（国立教育政策研究所を除く）に所属する研究者である場合は対象外となります。なお、間接経費は、分担機関（国の施設等機関等を除く）についても、配分される直接経費に応じて配分されます。

### (2) 委託研究開発費の計上

研究開発に必要な経費を算出し、総額を計上してください。経費の計上及び精算は、原則として AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※の定めによるものとします。

※ <http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html> からリンク

(注) AMED における研究者主導治験・臨床試験での委託研究開発契約では、今後、「研究者主導治験又は臨床試験における症例単価表を用いた契約管理方式」を導入します※。採択された研究開発課題がその対象と認められる場合には、あらかじめ定められた内部受託規程（「研究者主導治験又は臨床試験における受託研究取扱規程」（仮称））に基づき治験・臨床研究における症例登録等が行われる体制が研究機関に整備されていれば、症例登録等を研究機関の長から他の医療機関に対して一種の外注形式で依頼できるものとします。詳細は AMED「研究費の運用：研究者主導治験又は臨床試験における医療機関経費の管理について」（[http://www.amed.go.jp/program/kenkyu\\_unyo.html](http://www.amed.go.jp/program/kenkyu_unyo.html) からリンク）を御参照ください。

※ 治験・臨床研究の業務支援体制が充実している施設においては、当分の間、従来方式でも可とします。

### (3) 委託研究開発費の支払い

支払額は、四半期ごとに各期とも当該年度における直接経費及び間接経費の合計額を均等 4 分割した額を原則とします。

#### (4) 間接経費に係る領収書等の証拠書類の整備について

AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※にて確認ください。

※<http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html> からリンク

### 3. 委託研究開発費の繰越について

事業の進捗において、研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難、その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

詳細は、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※にて確認ください。

※<http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html> からリンク

### 4. 本事業を実施する研究機関の責務等について

#### (1) 法令の遵守

研究機関は、本事業の実施に当たり、その原資が公的資金であることを鑑み、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、不正行為<sup>※1</sup>、不正使用<sup>※2</sup>又は不正受給<sup>※3</sup>（以下、これらをあわせて「不正行為等」という。）を防止する措置を講じることが求められます。

\* 1 「不正行為」とは、研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造（ねつぞう）、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによります。

ア 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用：他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

\* 2 「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、公的研究資金の他の用途への使用又は公的研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資金の使用を含むがこれらに限られない）をいいます。

\* 3 「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により公的研究資金を受給することをいいます。

※上記定義において、「研究者等」とは、公的研究資金による研究活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他研究活動又はそれに付随する事務に従事する者をいいます。

#### (2) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

不正行為等を未然に防止する取組みの一環として、AMED は、事業に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務付けることとします。研究機関には、研究者に対する研究倫理教育を実施し、その履修状況を AMED に報告していただきます（詳細は V. 6. 節及び AMED のウェブサイトをご覧ください）。

なお、AMED が督促したにもかかわらず当該研究者等が定める履修義務を果たさない場合は、委託研究開発費の全部又は一部の執行停止等を研究機関に指示することがあります。研究機関は、指示に従って委託研究開発費の執行を停止し、指示があるまで再開しないでください。

#### (3) 利益相反の管理について

研究の公正性、信頼性を確保するため、AMED の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」（平成 28 年 3 月 17 日 平成 28 年規則第 35 号）に基づき、研究開発課題に関わる研究者の利益相反状態を適切に管理するとともに、その報告を行っていただきます。

研究機関等が AMED 事業における研究開発において、研究開発代表者及び研究開発分担者の利益相反を適切に管理していないと AMED が判断した場合、AMED は研究機関に対し、改善の指導又は研究資金の提供の打ち切り並びに AMED から研究機関に対して既に交付した研究資金の一部又は全部の返還請求を行うことがあります。詳細は V. 7. 節及び AMED のウェブサイトをご覧ください。

#### (4) 法令・倫理指針等の遵守について

研究開発構想を実施するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究開発、個人情報等の取扱いの配慮を必要とする研究開発、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究開発等、法令・倫理指針等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。

遵守すべき関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取消し等を行う場合がありますので、留意してください。

また、研究開発計画に相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。

これらの関係法令・指針等に関する研究機関における倫理審査の状況については、各年度の終了後又は委託研究開発課題終了後 61 日以内に、AMED に対して利益相反管理の状況とともに報告を行っていただきます。

特にライフサイエンスに関する研究開発について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです。このほかにも研究開発内容によって法令等が定められている場合がありますので、最新の改正にて確認ください。

- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 18 年法律第 106 号）
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 特定胚の取扱いに関する指針（平成 13 年文部科学省告示第 173 号）
- ヒト ES 細胞の樹立に関する指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ヒト ES 細胞の分配及び使用に関する指針（平成 26 年文部科学省告示第 174 号）
- ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」（平成 22 年文部科学省告示 88 号）
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号、平成 29 年 2 月 28 日一部改正）
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
- 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）
- 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省第 89 号）
- 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生労働省令第 21 号）
- 医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 37 号）
- 再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 88 号）
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
- 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年度文部科学省・厚生労働省告示第 3 号、平成 29 年 2 月 28 日一部改正）
- 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成 27 年厚生労働省告示第 344 号）
- ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号、平成 29 年 2 月 28 日一部改正）
- 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知、平成 27 年 2 月 20 日一部改正）又は農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日農林水産省農林水産技術会議事務局長通知）

※ 生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイトを参照してください。

- ・文部科学省ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」  
<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>
- ・厚生労働省「研究に関する指針について」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyoyou/i-kenkyu/index.html>

#### (5) 委託研究開発費の執行についての管理責任

委託研究開発費は、委託研究開発契約に基づき、その全額を委託研究開発費として研究機関に執行していただきます。そのため、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」※（平成26年3月31日厚生労働大臣官房厚生科学課長決定）に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従うとともに、このガイドラインに示された「機関に実施を要請する事項」等を踏まえ、研究機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。

#### (6) 体制整備に関する対応義務

各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」※<sup>1</sup>（平成26年3月31日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」※<sup>2</sup>（平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定）等に則り、研究機関に実施が要請されている事項につき（公的研究費の管理・監査に係る体制整備を含む）遵守していただきます。

※ガイドラインは、次のウェブサイトにて確認ください。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

（平成26年3月31日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000043065.pdf>

「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

（平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定）」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/husei2.pdf>

### 5. 本事業の研究活動に参画する研究者の責務等について

#### (1) 委託研究開発費の公正かつ適正な執行について

本事業の研究活動に参画する研究者等は、AMEDの委託研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。

#### (2) 応募における手続等

研究開発担当者となる研究者等は、応募に際しては、自身が研究開発課題を実施する機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

#### (3) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

本事業に参画する研究者は、不正使用・不正受給・不正行為を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります（詳細はV.6.を御参照ください）。なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、委託研究開発費の執行を停止等することがありますので、御留意ください。

### 6. 研究倫理プログラムの履修等について

#### (1) 履修プログラム・教材について

後記(2)の履修対象者は、以下のいずれかのプログラム・教材を履修してください。

- ・CITI Japan e-ラーニングプログラム
- ・「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」  
（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）
- ・研究機関等が、上記と内容的に同等と判断したプログラム

(2) 履修対象者について

履修対象者は、研究機関等が、AMED の所管する研究費により行われる研究活動に実質的に参画していると判断する研究者です。

(3) 履修時期について

履修対象者は、原則、研究開発期間の初年度内に履修してください。その後も適切に履修してください（過去の履修が有効となる場合があります）。

(4) 研究機関等の役割について

研究機関等は、自己の機関（委託先を含む。）に属する上記（2）の履修対象者に、上記（1）のプログラム・教材による研究倫理教育を履修させ、履修状況を AMED へ報告してください。

(5) 履修状況の報告について

研究機関等が取りまとめの上、AMED が指定する様式の履修状況報告書を、AMED（研究公正・法務部）に電子ファイルで提出してください（押印は不要です。）。

報告対象者：平成 28 年度以降に開始された事業における履修対象者

提出期限：翌年 5 月末日

提出書類：「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」（AMED のウェブサイトより様式をダウンロードしてください。）

URL：[http://www.amed.go.jp/kenkyu\\_kousei/](http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/)

提出先・方法：kenkyuukousei” at” amed.go.jp へ電子メールで送信してください。  
"at"の部分を@に変えてください

件名【平成 28 年度履修状況報告書 ▲▲】として、▲▲には研究機関等の名称を記載してください。

(6) お問い合わせ先

研究倫理教育プログラムに関するお問合せは、kenkyuukousei” at” amed.go.jp へ電子メールで送信してください（"at"の部分を@に変えてください）。

7. 利益相反の管理について

(1) 対象事業・課題について

・研究開発に該当しないもの（基盤整備・人材育成等）については対象外となります。  
・平成 28 年 4 月 1 日時点において利益相反規定又は利益相反委員会の整備が未了の研究機関等については、平成 30 年 3 月 31 日まで AMED の「研究活動における利益相反に関する規則」の適用を除外するものとします。ただし、これらの研究機関等においても、AMED の事業に参加する研究者の利益相反につき、適切な管理に努めてください。

(2) 対象者について

研究開発代表者及び研究開発分担者

(3) 利益相反審査の申出について

対象者は、研究開発課題についての各年度の契約締結前までに、利益相反委員会等に対して経済的利益関係について報告した上で、研究開発課題における利益相反の審査について申し出てください。

(4) 倫理審査及び利益相反管理の状況報告書の提出について

各研究機関等は、研究機関等に所属する研究開発代表者及び研究開発分担者について、参加している課題ごとに、倫理審査及び利益相反管理の状況報告書を作成し、研究機関等の機関長の押印を行った上で、各課題を担当する事業課宛に郵送にて提出してください（なお、各研究機関等は、委託先機

関における研究開発分担者の報告書も取りまとめて提出してください)。提出期限は、各年度終了後又は委託研究開発課題の終了後 61 日以内となります。

#### (5) お問い合わせ先

利益相反管理に関するお問合せは、kenkyuukousei” at” amed.go.jp へ電子メールで送信してください (“at”の部分>@に変えてください)。

- \* 詳細については、次のウェブサイトにて確認ください。
- ・ 研究活動における利益相反の管理に関する規則  
[http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan\\_kisoku.pdf](http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_kisoku.pdf)
- ・ 規則 Q&A  
[http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan\\_kisoku-qa.pdf](http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_kisoku-qa.pdf)
- ・ 倫理審査状況及び利益相反管理状況報告書  
[http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan\\_houkokuyoshiki.docx](http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_houkokuyoshiki.docx)

#### 8. 不正行為・不正使用・不正受給への対応について

- ・ 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン  
(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定)
- ・ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)  
(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定)

##### (1) 本事業に係る不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等

本事業に関し、研究機関に対して不正行為・不正使用・不正受給(以下、これらをあわせて「不正行為等」という。)に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む)があった場合は、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 27 年 1 月 16 日)、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 3 月 31 日)、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成 27 年 4 月 1 日制定、平成 28 年 2 月 19 日改正 平成 28 年規則第 34 号)に則り、速やかに当該予備調査が開始したことを AMED に報告してください。

研究機関において、本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について AMED と協議しなければなりません。

この場合、AMED は、必要に応じて、本調査中の一時的措置として、被告発者等及び研究機関に対し、本事業の研究費の使用停止を命じることがありますので御留意ください。

また、研究機関は、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成 27 年 4 月 1 日制定、平成 28 年 2 月 19 日改正 平成 28 年規則第 34 号)に定められた期限以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を AMED に提出してください。

なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、AMED に報告する必要があるほか、AMED の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を AMED へ提出する必要があります。

研究機関は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、AMED への当該事案に係る資料の提出又は AMED による閲覧、現地調査に応じなければなりませんので留意してください。

研究機関が最終報告書の提出期限を遅延した場合は、AMED は、研究機関に対し、間接経費の一定割合削減、委託研究開発費の執行停止等の措置を行う場合があります。その他、報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 27 年 1 月 16 日)、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 3 月 31 日)、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成 27 年 4 月 1 日制定、平成 28 年 2 月 19 日改正 平成 28 年規則第 34 号)を参照してください。

(2) 不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について

本事業において、不正行為等があった場合、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成27年1月16日)、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年3月31日)、AMEDの「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成27年4月1日制定、平成28年2月19日改正 平成28年規則第34号)に基づき、研究機関及び研究者に対して、次のような措置を行います。

(a) 契約の解除等

AMEDは、本事業において不正行為等が認められた場合は、研究機関に対し、委託研究開発契約を解除し、委託研究開発費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降委託研究開発費を交付しないことがあります。

(b) 応募及び参加の制限

本事業において不正行為等を行った研究者及びそれに関与又は責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、AMEDの事業への応募及び参加の制限を行います。

【不正行為の場合】

※認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正行為への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5年
		上記以外の著者		2~3年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2~3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2~3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年	

## 【不正使用・不正受給の場合】

※ 研究費等の執行停止などを行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正使用及び不正受給の内容を勘案して相当と認められる期間

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、かつ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、かつ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究活動の対象課題として採択される場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

※※ 以下の場合、応募申請の制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・1～4において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・6において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

また、本事業において、不正行為等が認定され、応募及び参加制限が講じられた場合、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等の担当に情報提供することにより、関係府省の研究資金制度において、同様に、応募及び参加が制限される場合があります。

### (c) 他の研究資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する制限

本事業以外の国又は独立行政法人等が所掌する、原資の全部又は一部が国費である研究資金制度において、不正行為等が認められ応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への応募及び参加資格を制限します。事業採択後に、当該研究者の本事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、当該事業の採択を取り消すこと等があります。また委託研究開発契約締結後に、当該研究者の事業への参加が明らかとなった場合は、当該契約を解除すること等があります。

### (d) 他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがある場合について

本事業に参画している研究者が、他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがあるとして告発等があった場合、当該研究者の所属機関は、当該不正事案が本調査に入ったことを、AMEDに報告する義務があります。

当該報告を受けて、AMEDは、必要と認める場合には、委託研究開発費の使用の一時停止を指示することがありますので、留意してください。

また、当該研究者の所属機関が上記の報告する義務を怠った場合には、委託研究開発契約の解除等を行う場合があります。

### (e) 不正事案の公表

本事業において、上記1)及び2)の措置・制限を実施するときは、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成27年1月16日)、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年3月31日)、AMEDの「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成28年2月19日改正 平成28年規則第34号)等に従い、当該措置の内容等を公表することがあります。

## (3) AMED RIO ネットワークへの加入

AMED では、平成 29 年度に RIO ネットワーク※を構築する予定です。AMED と契約した研究機関は、研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者、及び研究不正と研究費不正に関する実務担当者を登録していただき、RIO ネットワーク活動に参画していただきます。

※ AMED の資金で研究開発を行っている研究機関等の研究公正責任者（RIO：Research Integrity Officer、研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者）とその実務担当者のネットワーク。

## 9. 採択後契約締結までの留意点

### (1) 採択の取消し等について

本課題採択後において、以下の場合においては、採択の取消し等を行うことがあります。

- ・ AMED が指示する提出物の提出期限を守らない場合
- ・ 当該研究に参加する研究者につき一定期間応募・参加制限がされた場合
- ・ 不正行為等に関する本調査が開始された場合等

### (2) 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について

AMED は、委託研究開発契約の締結に当たって、研究機関に対し、次の（a）から（c）について表明保証していただきますので、御留意ください。

（a）研究機関において、本課題の研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び研究開発代表者と研究項目を分担する者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者が、国の不正行為等対応ガイドライン※に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。）ではないこと

（b）研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査（以下「本調査」という。）の対象となっている者が研究開発計画書における研究開発代表者及び研究開発分担者に含まれている場合には、当該対象者について、委託研究開発契約締結日前までに AMED に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき AMED の了解を得ていること

（c）研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること

\* AMED と委託研究開発契約を締結している研究機関が第三者と委託契約を締結（AMED からみると、再委託契約に当たります。この第三者について、以下「委託先」といいます。）している場合には、当該研究機関は、委託先に所属する研究者のうち「研究開発分担者」（これに相当する肩書きを付与された者も含む）についても、表明保証の対象となりますので、留意してください。

※この項目における「国の不正行為等対応ガイドライン」とは次のガイドラインをいいます。

- ・ 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定）
- ・ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）

### (4) 研究開発計画書及び報告書の提出について

採択課題については、研究開発計画書及び報告書の一部を英語での提出を依頼することがありますので、あらかじめ留意してください。

### (5) 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除について

#### (a) 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（研究開発資金等が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される

状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかにAMEDの本事業担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### (b) 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、本項では、これらを「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間※に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これに準ずる場合

※ 総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率（%）」に基づきます。なお、研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかにAMEDの本事業担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### (c) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

#### (d) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

提案書類に、他府省を含む他の競争的資金等の受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、予算額、エフォート等）を記載していただく場合があります。記載内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

## VI. 採択課題の管理と評価

### 1. 課題管理

全ての採択課題について、毎年度、委託研究開発成果報告書の提出を求めます。また、PS、PO 等が進捗管理を綿密に行います。進捗管理に当たっては、報告会の開催や、調査票（研究の進捗状況を記入する書類）、ヒアリング（個別課題ごとの面談）、サイトビジット（研究実施場所における実際の研究状況の確認）等を通じて出口戦略の実現を図っていきますので御対応ください。なお、進捗状況に応じて、計画の見直しや課題の中止（早期終了）等を求めることがあります。

### 2. 評価

本事業では、必要と認める課題については時期を問わず、中間評価を実施することがあります。また、PS、PO 等の総合的な判断により AMED が課題の中止（早期終了）や延長等を決定することがあります。

さらに、全ての採択課題について、課題終了前後の適切な時期に事後評価を実施します。なお、必要に応じて、課題終了後一定の時間を経過した後に追跡評価を実施することがあります。

詳細については、XI. 公募研究開発課題 項を参照してください。

### 3. 成果報告会等での発表

本事業の成果報告の一環として、採択課題の研究開発代表者等に対して、AMED が主催する公開又は非公開の成果報告会等での発表を求めることがあります。また、追跡調査や成果展開調査の一環として、必要に応じて課題終了翌年度以降においても発表を依頼することがありますので、御協力をお願いします。

## VII. 研究開発成果の取扱い

研究開発成果の取扱いについては、委託研究開発契約に基づき、知的財産権や成果利用に関する事項を遵守することが義務付けられています。

### 1. 委託研究開発成果報告書の提出と公表

受託者は、研究成果を取りまとめた委託研究開発成果報告書を提出していただきます。提出期限は委託研究開発実施期間の終了、委託研究開発の完了・中止・廃止のいずれか早い日から起算して61日以内ですので注意してください。なお、期限までに委託研究開発成果報告書の提出がなされない場合、委託研究開発契約が履行されなかったこととなり、委託研究開発費の支払い等が行えなくなるため、提出期限は厳守してください。

また、成果報告書における一部の項目及び総括研究報告の内容は、公開情報となります。適切な時期にAMEDウェブサイトにて公開します。

### 2. 研究開発成果の帰属

研究を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）における日本版バイ・ドール規定に基づく一定の要件の下で受託者に帰属させることができます。日本版バイ・ドール規定の目的は、知的財産権の受託者帰属を通じて研究開発活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用することにあります。本事業においては、受託者自身が成果の実用化に最大限取り組むことを期待し、この日本版バイ・ドール規定を適用しています。要件の詳細については契約時に定める契約条項によることとします。

受託者におかれましては、国の委託研究開発の成果に係る知的財産権を保有するに当たり、自らが研究開発の成果の実用化に最大限取り組むべき立場にあり、実用化の実現が期待されていることを強く意識し、これに向けて取り組んでください。特に、AMED 知的財産ポリシー<sup>※</sup>に則り、知的財産権をグローバルで適切に保護し活用するため、知的財産権の取得に当たり、間接経費を充当する等、受託者の財源の中で適切な措置がなされるようにしてください。

AMED 知的財産部では、受託者に帰属した研究開発成果の最大化及び実用化に向けて、一貫した支援を行っています。AMED 知的財産部による支援には、①成果の知財化における強化支援、②企業連携戦略等の助言、③企業への導出・ライセンス化活動の支援等があります。

※ [http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai\\_policy.html](http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_policy.html)

### 3. 医療研究者等向け知財教材について

受託者に帰属した研究開発成果の出願戦略、権利化戦略、活用戦略等を検討する上で参考となる医療研究者等向け知財教材をウェブサイト<sup>※</sup>で公開しています。研究を実施する前に、研究者等が知財教材を閲覧することを強く推奨しています。

※ [http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai\\_kyouzai.html](http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_kyouzai.html)

### 4. 研究開発成果のオープンアクセスの確保

受託者は、必要な知的財産等の確保をした上で、可能な限り研究成果のオープンアクセスを確保するよう努めてください。

## VIII. 取得物品の取扱い

### 1. 所有権

大学等<sup>※1</sup>が直接経費により取得した物品等（以下「取得物品」という。）の所有権は、大学等に帰属するものとします。

企業等<sup>※2</sup>による取得物品の所有権は、取得価格が 50 万円以上（消費税含む。）かつ耐用年数が 1 年以上のものについては AMED に帰属するものとしますが、当該取得物品は委託研究開発期間終了までの間、委託研究開発のために無償で使用することができます。当該取得物品については、受託者が善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。

※1 「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称したものをいいます。

- ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人
- イ 国立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関
- ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、AMED が認めるもの

※2 「企業等」とは、「大学等」以外の研究機関を総称したものをいいます。

### 2. 研究開発期間終了後の取扱い

企業等に対しては、引き続き当該研究開発の応用等の目的に使用されることを前提に、平成 27 年度以降に取得され、所有権が AMED に帰属する所得物品のうち有形固定資産は、原則として耐用年数期間は無償貸与し、耐用年数経過後に有償で譲渡することとします。ただしいずれも、AMED が当該取得物品を使用し又は処分する場合はこの限りではありません。※

消耗品扱いとなる取得物品については、特に貸借契約等の手続を行いませんが、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。（転売して利益を得ることは認められません。）

※ 上記取扱いを原則としますが、変更が生じる場合があります。研究開発終了時の賃貸借契約、売買契約、譲渡手続きの時点であらためて御案内させていただきます。

### 3. 放射性廃棄物等の処分

汚染資産等及び委託研究開発の実施により発生した放射性廃棄物は、受託者の責任において処分してください。

## IX. その他

### 1. 国民との双方向コミュニケーション活動について

総合科学技術会議（現：総合科学技術・イノベーション会議）では、「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組が求められています。研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

### 2. 健康危険情報について

AMED では、厚生労働省からの依頼に基づき、研究者が研究の過程で国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危険情報」という。）を得た場合には、所定の様式<sup>※1</sup>にて厚生労働省への通報をお願いします。連絡先等詳細については、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」<sup>※2</sup>を参照してください。

なお、提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供いただくようお願いします。

※1 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/kenkoukiken.doc>

※2 <http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html> からリンク

### 3. 政府研究開発データベース入力のための情報

委託研究開発費により行う研究については、府省横断的なデータベースである政府研究開発データベース（内閣府総合科学技術・イノベーション会議事務局）への入力対象となります。以下の情報については、e-Rad を通じて、政府研究開発データベースに提供されます。

#### （1）研究者番号（8桁）

e-Rad により研究者に一意に付与される研究者固有の番号（8桁）を「研究者番号」と呼びます。本システムで、対象とする制度・事業について、研究課題名、研究者名、研究期間、配分額等の基本情報を取り扱うに当たって、研究者に対して「研究番号」を発行し研究者の一意性を確保します。

（注）従来の「研究者 ID」とは異なりますので御留意ください。

#### （2）エフォート

「研究開発代表者」等は、研究者が当該研究の実施に必要とする時間が年間の全勤務時間（正規の勤務時間以外の勤務時間を含む。）に占める割合を百分率で表した数値（1未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数値）（いわゆるエフォート）を記入してください。また、このエフォートについては、各研究者が当該研究について何%ずつ分担するのかを問うものではありませんので、誤解のないようお願いします。

研究者 A のエフォート率（%） $= \frac{\text{研究者 A が当該研究の実施に必要とする時間}}{\text{研究者 A の年間の全勤務時間}} \times 100$

#### （3）「研究分野 細目・キーワード一覧」による研究分野

主たる研究分野（研究分野（主））と関連する研究分野（研究分野（副））について、「研究分野 細目・キーワード一覧」より選択し、系、分野、分科、細目番号、細目名を記入するとともに、当該研究の内容に即したキーワードについて「研究分野 細目・キーワード一覧」より選び、キーワード番号、キーワードを記入願います。（最低 1 つ、最大 5 つ）

キーワードの記入に際して、「研究分野 細目・キーワード一覧」より最低1つ選択する必要がありますが、「研究分野 細目・キーワード一覧」にないキーワードを記載する際は、「その他キーワード」欄に50文字以内で2つまで記入することができます。そのため、最大で合計7つのキーワードまで記入することが可能です

#### (4) 研究開発の性格

当該研究については、基礎研究、応用研究、開発研究のいずれに当たるかを記入願います。

#### 4. リサーチツール特許の使用の円滑化について

リサーチツール特許については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議（現：総合科学技術・イノベーション会議））に基づき、適切に取り扱うよう努めてください。

#### 5. 知的財産推進計画に係る対応について

「知的財産推進計画」は、知的財産基本法（平成14年法律第122号）に基づき、知的財産戦略を強力に推進するために、知的財産戦略本部により毎年策定されている計画です。知的財産推進計画2014（平成26年7月4日知的財産戦略本部）※<sup>1</sup>においては、国際標準化活動を更に活性化するために、認証の戦略的活用を促進することとされており、AMEDにおいても、国際標準化・認証を視野に入れた研究開発の促進に取り組むこととされています。

このため、委託研究開発費において、国際標準化・認証に結びつく可能性のある研究を実施する場合には、個別の研究開発計画において、認証に向けた基準策定を盛り込む、研究開発活動に認証機関を参画させる、公的研究機関においては、認証業務の立ち上げの際はその支援を検討するなど、国際標準化を視野に入れた研究開発に取り組むよう、よろしく願います。

※1 知的財産推進計画2014（抜粋）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20140704.pdf>

第1 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

4. 国際標準化・認証への取組

(2) 今後取り組むべき施策

(特定戦略分野※<sup>2</sup>における国際標準化戦略の推進)

・特定戦略分野（市場の規模・成長性、分野の広がり、我が国の優位性、国際標準化の意義といった事項を踏まえて選定）における国際標準化戦略について、国際的な議論を主導するとともに、関係者による自律的な取組を推進する。（短期・中期）（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

※2 特定戦略分野・・・先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギーマネジメント、コンテンツメディア及びロボット

#### 6. AMED 知的財産コンサルタントによる知的財産戦略立案の支援等について

AMED が実施する事業で得られた研究成果の実用化を促進するために、一貫した支援を行っていきます。具体的には、①明細書充実のための相談、データ追加のための助言等の成果の知的財産化における強化支援、②開発ステージ移行のための知的財産と連携した企業連携戦略等の助言、③企業への導出・ライセンス化活動の支援等を始め、AMED 知的財産コンサルタント及びAMED 担当課室等との連携を通じた研究開発計画における知的財産戦略・出口戦略の精査や立案支援等を行っていきます。このために必要な情報（研究開発計画や知的財産情報等）を提供します（IV. 1. 節を御参照ください）。また、必要に応じてヒアリング等を実施する予定です。

知的財産戦略・出口戦略の立案支援等を希望される方は、Medical IP Desk（医療分野の知的財産相談窓口）にお問い合わせください。Medical IP Desk については下記ウェブサイトをご参照ください。

#### 7. 創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援について

大学等の優れた基礎研究の成果を医薬品として実用化につなげるため、AMED 創薬支援戦略部（以下「創薬支援戦略部」という。）が本部機能を担い、特定国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発

法人医薬基盤・健康・栄養研究所、特定国立研究開発法人産業技術総合研究所等で構成するオールジャパンでの創薬支援連携体制「創薬支援ネットワーク」を構築し、主に応用研究から前臨床開発段階までの創薬研究に対して切れ目のない実用化支援を行い、企業導出等に取り組んでいます。

具体的には、創薬支援戦略部が実施する事業の一環として創薬研究に取り組む研究者からの相談を幅広く受け付けるとともに、有望シーズの情報収集・調査及び評価、個別シーズの知財戦略及び製薬企業への導出に向けた出口戦略を含む研究開発計画の策定や、応用研究（探索研究、最適化研究等）、非臨床試験（GLP 準拠）等における技術的支援、CRO（医薬品開発業務受託機関）や CMO（医薬品製造業務受託機関）等の紹介・委託支援、製薬企業への導出等の業務を行っています。

このように、創薬支援戦略部は、創薬研究を行う大学等の研究者に対して、実用化に関する技術的課題の助言や、製薬企業への導出に向けた研究開発戦略の策定支援等を専門に行う部門です。このため、AMED が委託する研究開発のうち医薬品開発に係る研究開発課題については、事業担当課室と調整の上、創薬支援戦略部による支援を積極的に行うことがあります。

つきましては、医薬品開発に係る応募研究開発課題については、その採否に関わらず、創薬支援戦略部に情報提供を行います（IV. 1. 節を御参照ください）。なお、創薬支援戦略部は研究者に帰属する知的財産等の保全及び守秘を前提として、研究者の要請に基づいて上記の支援を行います。

創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援に関する照会先は、X. 章を御参照ください。

## 8. AMED における課題評価の充実

AMEDにおいては、課題評価委員会を充実し、より適切な課題評価の実施することを目指し、専門領域について高度な知見を有する委員の確保、年齢・性別・所属機関等の観点からの委員の多様性への配慮に取り組んでいます。

このため、課題が採択された場合等には、AMED の評価委員等としてのご協力をお願いすることがあります。

## 9. 各種データベースへの協力について

### (1) バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

・国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC\*では、国内の生命科学分野の研究者が生み出したデータセットを丸ごとダウンロードできる「生命科学系データベースアーカイブ」（<http://dbarchive.biosciencedbc.jp/>）を提供しています。また、ヒトゲノム等のヒト由来試料から産生された様々なデータを共有するためのプラットフォーム「NBDC ヒトデータベース」（<http://humandbs.biosciencedbc.jp/>）では、ヒトに関するデータを提供しています。

・生命科学分野の研究成果データが広く長く活用されるために、NBDC の「生命科学系データベースアーカイブ」や「NBDC ヒトデータベース」へデータを提供くださるよう御協力を願います。

・問合せ先：科学技術振興機構 バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）

アーカイブについては... [dbarchive "AT" biosciencedbc.jp](http://dbarchive(AT)biosciencedbc.jp)

ヒトデータベースについては... [humandbs "AT" biosciencedbc.jp](http://humandbs(AT)biosciencedbc.jp)

（上記アドレス“AT”の部分を実際@に変えてください）

\* : バイオサイエンスデータベースセンター(<http://biosciencedbc.jp/>)では、我が国の生命科学系データベースを統合して使いやすくするための研究開発やサービス提供を行っています。研究データが広く共有・活用されることによって、研究や開発が活性化されることを目指しています。

### (2) その他

検体保存やゲノム解析については、既存の研究基盤の利用を積極的に行うことが求められ、AMED が最適な研究基盤に誘導・マッチングを提案する場合もあります。これらへの対応を含め、AMED が指定する各種データベースへのデータ提供を依頼する際は、御協力いただけますようお願いいたします。

## 10. 研究者情報の researchmap への登録について

Researchmap（旧称 Read&Researchmap <http://researchmap.jp/>）は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

Researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

## X. 照会先

本公募要領の記載内容について疑問点等が生じた場合には、次表に示す連絡先に照会してください※<sup>1</sup>、<sup>2</sup>。また、情報の更新がある場合はAMEDウェブサイトの公募情報※<sup>3</sup>に掲載しますので、併せて御参照ください。

- ※1 お問い合わせはなるべく電子メールでお願いいたします（下記アドレス“AT”の部分を実際に@に変えてください）。
- ※2 電話番号のお掛け間違いに御注意ください。電話受付時間は、特記なき場合、平日 10:00～12:00 及び 13:00～17:00 です。
- ※3 <http://www.amed.go.jp/koubo/>

照会内容	連絡先
公募研究開発課題、評価、提案書類の記載方法等	AMED 臨床研究・治験基盤事業部 臨床研究課 Tel: 03-6870-2229 E-mail: rinsho “AT” amed.go.jp
不正行為・不正使用・不正受給に関して	AMED 研究公正・法務部 E-mail: kouseisoudan “AT” amed.go.jp
利益相反管理・研究倫理教育プログラムに関して	AMED 研究公正・法務部 E-mail: kenkyuukousei “AT” amed.go.jp
創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援	AMED 創薬支援戦略部 西日本統括部 〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町三丁目 1 番 グランフロント大阪 タワーB Tel: 06-6372-1771（内線 120） E-mail: id3navi “AT” amed.go.jp
e-Rad システムの操作方法	e-Rad ポータルサイトヘルプデスク お電話の前に、よくある質問と答え（FAQ）ページにて確認ください： <a href="https://www.e-rad.go.jp/contact/">https://www.e-rad.go.jp/contact/</a> からリンク →そのうえで、e-Radにログインし、操作マニュアルを確認できる状態で： Tel: 0570-066-877（ナビダイヤル）、利用できない場合は 03-5625-3961（直通） 受付時間 9:00～18:00（平日） ※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く
バイオサイエンスデータベース 生命科学系データベースアーカイブ	国立研究開発法人科学技術振興機構（JST） バイオサイエンスデータベースセンター E-mail: dbarchive “AT” biosciencedbc.jp <a href="http://dbarchive.biosciencedbc.jp/">http://dbarchive.biosciencedbc.jp/</a>
バイオサイエンスデータベース NBDC ヒトデータベース	国立研究開発法人科学技術振興機構（JST） バイオサイエンスデータベースセンター E-mail: humandbs “AT” biosciencedbc.jp <a href="http://humandbs.biosciencedbc.jp/">http://humandbs.biosciencedbc.jp/</a>
AMED の知的財産ポリシー及び委託研究開発における知的財産の取扱い	AMED 知的財産部 Tel: 03-6870-2237 Email: medicalip “AT” amed.go.jp

## Ⅺ. 公募研究開発課題

公募研究開発課題は以下のとおりです。本事業全体の概要等については I. 章を、公募・選考の実施方法については III. 章を、それぞれ参照してください。

### 1. 臨床研究中核病院を活用する革新的医療シーズの実用化に関する研究

#### (1) 目標

本公募においては、革新的医療技術創出拠点プロジェクトにおいて発掘・育成されたシーズ等を対象として、臨床研究中核病院の機能を最大限に活用し、効率的・効果的な研究開発を推進することで、事業の最終的な目標（I.1.(2)項）達成に向けた薬事承認（実用化）に繋がる企業導出等を目指します。



#### (2) 求められる成果

企業への導出、企業への導出に繋がるエビデンスの創出 等

#### (3) 研究開発費の規模等

研究開発費の規模 : 1 課題当たり年間 50,000 千円～100,000 千円程度（間接経費を含む）※1,2,3  
研究開発実施予定期間 : 最長 3 年度 平成 29 年度～平成 31 年度  
新規採択課題予定数 : 10 課題程度

※1 本事業の性質上、様々な分野の幅広いシーズを公募の対象としているため、個別の研究開発課題ごとに必要な研究開発費は異なりうる（開発品目、開発相等）と考えられます。したがって本公募では、研究開発費の規模を上記の幅のとおり設定しますが、応募に際しては、提案する内容に合わせた適切と考えられる研究開発費をご提示ください。審査にあたっては、実施計画の内容に対する経費計画の妥当性についても評価します（III. 3. (2) 「審査項目と観点」の項参照）。

なお、研究開発費の規模及び新規採択課題数などについては、今後の状況により変動することがあります。

※2 採択後の研究時の予算執行においては、年度途中の進捗や実施計画等を踏まえた必要性を考慮し、研究の加速のため研究費の再配分や減額を行うことがあります。

※3 採択後 2 年目以降の研究開発費について、研究の進捗内容に応じて最長 3 年間の中で必要となる研究開発費の規模は変わりうる想定されますので、各年度における必要な研究開発費も検討の上、全体像をご提示ください。ただし、進捗管理、中間評価等の結果や今後の事業としての予算状況により変動することがあり、今回採択された場合であっても決して 2 年目以降の契約、及び研究開発費が提案のとおり保証されているわけではありません。

### 2. 応募に際して満たすべき事項

本事業の応募にあたっては、「Ⅱ. 応募に関する諸条件等 1. 応募資格者」を満たし、かつ、以下の事項を全て満たしていることが必須となります。

- (1) 本公募は、医薬品、医療機器、再生医療等製品又は体外診断用医薬品であって、原則として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」とする）に基づく製造販売承認の取得（一部変更承認も含む）を目指す研究開発課題を対象とします。
- (2) 臨床研究中核病院において臨床研究・治験を実施する計画（あるいは実施中）、あるいは臨床研究中核病院と連携して実施する計画（あるいは実施中）である必要があります。
- (3) 本公募の申請時点において医師主導治験等を計画中である場合は、遅くとも平成30年3月末までに試験開始（治験であれば治験届を提出）する見込みのある課題である必要があります。また、その試験開始のために必要となる非臨床試験等のデータを有している必要があります。なお、申請時点において医師主導治験を実施中の研究開発課題も公募の対象となります。
- (4) 研究開発代表者は、医薬品・医療機器等の実用化に向けた研究開発、及び GCP（Good Clinical Practice）等の治験実施に関する教育・トレーニングを十分に受け熟知している者である必要があります。研究開発提案書においてそのことが確認できる内容（例、研修等の受講歴）を記載してください。なお、客観的に確認可能な資料（受講証、修了証等の写し）が提出されるとより望ましいと考えます。
- (5) （国際的に実施する研究開発課題のみ該当）  
国際的に実施する研究開発課題では、上記（1）～（4）に加え、以下の全てを満たす必要があります。なお、国際的に実施する計画である研究開発課題に該当する場合は、様式1の該当項にその旨記載した上で、様式2-1に加え、様式2-2も提出してください。
  - ① アカデミアが主導して実施する実用化を目指した国際的な研究（薬事承認取得を目指す治験等）であること
  - ② 「国際共同臨床研究実施推進拠点」として採択された臨床研究中核病院の支援を受けること
  - ③ 研究開発方針として、本邦での実用化（薬事承認取得）を念頭に計画していること

### 3. 研究開発提案書を作成する際の留意事項

- (1) 研究開発期間全体の目標を達成するためのスケジュールを作成し、研究開発項目ごとのマイルストーン及び具体的な達成時期を可能な限り定量的に明記してください。また、年度ごとの計画及び達成目標を事後的に検証可能な客観的指標（可能な限り具体的な数値等）を用いて記載してください。
- (2) 実施体制図には、研究開発代表者、研究開発分担者等、また臨床研究中核病院との相互連携関係を明示し、モニタリング・監査・データマネジメント・統計解析等の安全性、倫理性、及び科学性を担保するための研究開発体制も含めて記載してください。
- (3) 本研究開発課題として事前に設定されたマイルストーンの達成、又は期待される試験成績が得られることを前提とし、具体的にどのような戦略で企業への導出等に繋げるか、またその見込みについて客観的な根拠等に基づき説明してください。
- (4) 目標を明確にするため、公的な資金を原資とした委託研究開発事業であることを踏まえ、当該研究により期待される科学的成果及び当該成果によりもたらされる学術的・社会的・経済的メリットを研究開発提案書へ具体的に記載してください。
- (5) その他、下記4項「医師主導治験または臨床試験の研究開発提案の際の要件について」の趣旨を踏まえ、研究開発提案書を記載してください。

### 4. 医師主導治験または臨床試験の研究開発提案の際の要件について

AMED では、実用化を目指した臨床研究を推進していくこととしております。そのうち、革新的な医薬品や医療機器の創出を念頭に置いた医師主導治験を行う研究については、研究開発提案時、医師主導治験または臨床試験開始時等のそれぞれの開発段階において、適切な資料の用意及び

AMED への提出を研究開発者に対し求めることにしました。そのうち、主に研究開発提案時に提出を求める資料を中心に、以下に整理しました（別表参照）。

(1) 工程表（ロードマップ）

研究開発提案から新医薬品・医療機器・再生医療等製品承認（企業への導出等）または新効能追加等の出口までの全体のスケジュールがわかる工程表を作成し、研究開発提案する研究がその中でどの位置づけになるかを明示してください。

(2) 医師主導治験または臨床試験実施計画書

新医薬品・医療機器・再生医療等製品承認（企業への導出等）または新効能追加等の出口を見据えた開発・実用化研究（一部非臨床試験を含む）においては、研究開発提案時点において医師主導治験または臨床試験実施計画書が作成されていることが最も望ましく、その計画書において試験全体の工程表及び実現可能なマイルストーンが明記されている必要があります。

(3) 薬事戦略相談

新医薬品創出のための承認申請を目指した臨床試験（治験）は省令 GCP に基づき実施する必要があります。非臨床試験の段階であっても新医薬品の創出を見据えた安全性試験等においては、GLP に基づき信頼性を担保した上で実施することが必要となります。また、再生医療等製品、医療機器を含めて、承認申請時に必要となる資料について十分な理解の下で試験を遂行する必要があります。

実用化段階に移行する研究開発課題（薬事戦略相談において対象範囲<sup>※1</sup>となる研究開発課題）においては、採択条件として、原則採択後 1～2 年目<sup>※2</sup>に PMDA の実施する薬事戦略相談（対面助言）を受けていただくこととなります。採択前に既に薬事戦略相談（対面助言）を受けている研究開発課題については、研究開発期間中に必要に応じて再度受けることでも差し支えありません。なお、本公募に対する申請時点までに薬事戦略相談（対面助言）を受けていることは必須ではありませんが薬事戦略相談（対面助言）を受け、その相談結果を研究計画に反映させていることが望まれます。

※1 薬事戦略相談に関する実施要綱（平成 26 年 11 月 21 日付）「2. 相談区分とその対象範囲」の項を参照

※2 臨床試験（治験）を対象とした研究開発課題については、「治験開始前まで」の実施を求める。

(4) 生物統計学の専門家／試験統計家／生物統計学者の関与

医師主導治験または臨床試験を行う際、症例数の設定根拠がその試験の成功に極めて重要な役割を示します。試験全体の計画及び解析においては生物統計家（特に臨床試験・治験に参画した実績をもつことが望ましい）の関与は必須であり、申請時点で明記することが望まれます。研究開発提案がコンセプトの段階である場合においても、生物統計家の関与について記載していただく必要があります。

(5) 知財担当者及び知財・成果導出に向けた戦略

新医薬品・医療機器・再生医療等製品承認（企業への導出等）の為の医師主導治験または臨床試験においては、研究開発提案時点で知財担当者の有無に関する記載及び以下の通り知財・成果導出に向けた戦略に関する記載を求めます。（企業が知財を有する場合は、可能な範囲で記載してください）

(a) 自己技術の状況

- ・特許出願しているか（している場合には技術内容の特許出願番号の記載、共有特許も含む）
- ・特許出願する予定があるか（どの技術・成果をいつ頃出願するか）

(b) 関連する他者技術の状況（研究開発提案時には可能な範囲で）

- ・他者特許の調査結果（調査のキーワードと特許データベースも記載）
- ・申請シーズとの関連性（自己技術利用の場合の制限等）

(c) 研究成果の企業導出（実用化）に対する方針

- ・すでに企業と連携しているかどうか（連携している場合は連携している知財の内容と今後の知財の活用方針）

- ・企業と連携する予定があるか（どの技術・成果をいつ頃知財化して、どのように活用する方針か）

(6) 企業との連携状況

新医薬品・医療機器・再生医療等製品承認（企業への導出等）においては、企業との連携が重要です。研究開発提案時点において、試験結果の企業への導出や、企業シーズの場合、治験薬剤入手と安全性情報の入手などを含む企業との連携状況についての有無の記載をしていただきます。

5. 応募時に必要な書類一覧

	必須/ 任意	様式/ 別添	提出物
1	必須	1	研究開発提案書 ①基本情報
2	必須	2-1	研究開発提案書 ②概要
3	必須	3	研究開発提案書 ③実施計画
4	任意 ※	2-2	国際的な研究を実施する場合の概要 ※ 国際的な研究を実施する場合のみ必須（2-1に加え）
5	任意 ※	4	承諾書 ※分担機関がある場合のみ必須（分担機関ごとに作成）
6	任意 ※	5	両事業審査希望書 ※両事業での審査を希望する場合必須
7	任意	別添①	研究開発代表者の各種トレーニング等に関する受講証、修了証等の写し
8	任意	別添②	臨床試験実施計画書（プロトコル） ※（案）も可
9	任意	別添③	統計解析計画書 ※（案）も可
10	任意	別添④	対面助言を実施している場合は対面助言記録の写し及び別紙（相談内容）、事前面談のみ実施の場合は概要 等
11	任意	別添⑤	企業連携、導出に関する各種書類（契約書等の写し）

## 6. 応募書類の提出方法

提案書類の提出は、受付期間内に e-Rad にてお願いいたします。詳細は「III. 公募・選考の実施方法」をご参照ください。

## 7. 審査において重視する事項等

- (1) 本研究開発課題として事前に設定されたマイルストーンの達成、又は期待される試験成績が得られた場合に、企業へ導出できる可能性が高いと判断され、かつ、導出先の企業が責任をもって実用化までのその後の研究開発を実施する（Late Phase の開発、薬事申請等）と見込める課題を最も重要視して評価します。
- (2) 上記（1）の観点より、企業と共同での研究提案である等、積極的な企業連携が伺える課題は重要視して評価しますので、研究開発提案書において記載してください。  
なお、連携する企業が研究開発分担者として参画していることは一つの評価ポイントと考えます。また、本公募のヒアリング対象となった場合、ヒアリングの場においてアカデミア側と企業側双方の研究開発者が計画する提案内容について説明でき、それが実現可能性の見込めるものであると判断できる場合は評価の際に考慮します。
- (3) 臨床研究中核病院の ARO 機能\*を十分に活用し、研究開発代表者・分担者とそれらの支援部門との連携関係（臨床試験の準備・実施・管理等）が構築されている課題は重視して評価します。特に、他施設共同研究の場合には臨床研究中核病院を臨床研究・治験の実施機関として含め、効率的な研究開発が見込める課題を優先的に採択します。  
\*ここでいう ARO 機能とは、例えば、研究開発（薬事）相談、臨床試験支援業務（プロトコル等の作成支援、コーディネーター業務、プロジェクトマネジメント支援、データマネジメント・統計解析支援、モニタリング、監査等）等の ARO が提供する各種支援（サービス）を言う。
- (4) 革新的医療技術創出拠点プロジェクト関連シーズ（橋渡し研究加速ネットワークプログラム、早期探索的・国際水準臨床研究事業）において、着実に研究開発が進められてきた研究開発課題を優先的に採択します。
- (5) 革新的医療技術創出拠点プロジェクト以外であっても、AMED 管轄の各種研究開発事業において着実な進捗があり、かつ、橋渡し研究支援拠点\*による支援を受けている研究開発課題は評価の際に考慮します。  
\*橋渡し研究戦略的推進プログラム採択拠点（北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、慶應義塾大学、名古屋大学、大阪大学、京都大学、岡山大学、九州大学）
- (6) 特段の事情がない限り、「治験」として実施する課題を重視して評価します（治験として試験を実施しない場合には、治験で実施しない理由等を研究開発提案書へ記載してください）。また、国際的な研究を実施する場合には、その臨床試験が国内外の薬事申請に耐えうる試験（ICH-GCP 水準、各国の規制要件を踏まえた試験計画）であることが評価の上で重要となります。
- (7) 国際的な研究を実施する場合には、「国内のみでの開発に比して国際的に共同で行うことの臨床開発上の利点がある」と判断できる研究開発課題は重要視して評価します。また、研究開発代表者及び支援拠点が研究実施国の中で主導的な立場（治験の企画・設計から全体的なマネジメント、調整、取りまとめ等）となる研究開発課題も重要視して評価します。

## 8. 採択された場合に課す主な要件

- (1) 治験を開始する前の研究開発課題にあつては、原則として、採択初年度中に治験届の提出を行うことを次年度の継続判断をする際の一つの条件とします。そのため、PS・PO の下 AMED による定期的な進捗把握及び必要に応じて中間評価等を行います。
- (2) 研究開発代表者は支援を受ける ARO と緊密な連携関係を構築する必要があります。
- (3) 「4. 医師主導治験または臨床試験の研究開発提案の際の要件について」に記載のとおり、PMDA 薬事戦略相談等の活用に関して委託契約締結時に適切に取り決めを行います。

- (4) 研究開発代表者は、支援を受ける ARO との間で支援内容に係る契約（または相当の手続き）を適切に締結してください。またその契約書（写し）等を AMED に対しても提出してください。
- (5) 研究計画を立案する上で、予め研究開発の Go/No-go decision の判断基準を明確に定めるようにしてください。基準設定に当たっては可能な限り客観的な判断が可能となることが望ましいと考えます。
- (6) 研究開発代表者等は、AMED の各種会合・イベント等に積極的な協力（成果の発表等）をお願いします。

## 9. 採択後、研究実施上の留意点

- (1) 薬事戦略相談について  
実用化段階に移行する研究開発課題（薬事戦略相談において対象範囲となる研究開発課題）においては、採択条件として、原則採択後初年度に PMDA の実施する薬事戦略相談（対面助言）を受けていただくこととなります。薬事戦略相談に関しては、「4. 医師主導治験または臨床試験の研究開発提案の際の要件について」を参照してください。
- (2) 研究開発課題の評価について  
研究開発の実施にあたり、原則として、毎年度書面及び必要に応じヒアリングによる中間評価を実施し、次年度の研究開発継続の可否について決定します。採択課題の管理と評価については、「V I .採択課題の管理と評価」を参照してください。なお、治験を開始する前の研究開発課題にあっては、原則として、採択初年度中に治験届の提出を行うことを次年度の継続判断をする際の一つの条件とします。また、臨床試験開始前にあっては予め Go/No-go decision の判断基準等を設定してください（すでに実施中の試験にあっては前もって設定されている基準を提示してください）。研究期間中であっても、当該基準の達成が見込めないと判断される場合や毎年度のマイルストーンの達成が不十分である場合には、研究開発の打ち切りを直ちに検討します。

別表

医師主導治験整理票（医薬品版）

AMEDにおいて求める各種資料の提出時期と内容の整理

	新医薬品等				新効能		倫理指針下の臨床試験 (製薬後)
	非臨床試験	医師主導治験		医師主導治験			
		第Ⅰ相(安全性)	第Ⅱ相以降	第Ⅰ相(安全性)	第Ⅱ相以降		
工程表	研究開発提案時に承認取得までの工程やマイルストーンを示した工程表を提出する。	同左	同左	同左	同左	同左	研究開発提案時にガイドライン作成や適応拡大等までの工程やマイルストーンを示した工程表を提出する。
治験実施計画書	研究開発提案時にプロトコールコンセプトを提出する。もしくはマイルストーンにて提出時期を明示する。	研究開発提案時に治験実施計画書、又はプロトコールコンセプトを提出し、治験実施前に治験実施計画書を提出する。	同左	同左	同左	同左	同左
事業戦略相談 (対面助言)	研究フェーズ・内容に応じた相談(対面助言)を、原則採択後1~2年目に求める。申請時点では必須ではないが受けていることが望ましい。既に実施した相談記録(事前面談の場合はアカデミア側作成の要旨で可)があれば提出する。	研究フェーズ・内容に応じた相談(対面助言)を、原則採択後から治験開始前までに求める。申請時点では必須ではないが受けていることが望ましい。既に実施した相談記録(事前面談の場合はアカデミア側作成の要旨で可)があれば提出する。	同左	同左	同左	同左	—
	主な相談内容	・非臨床試験充足性 ・治験薬等の品質・規格	治験デザイン	・臨床データパッケージ ・治験デザイン	治験デザイン	・臨床データパッケージ ・治験デザイン	—
応募書に記載する生物統計家の関与についての記載等	—	関与の有無について記載が必要。関与がある場合は治験デザインに関するコメントを記載する。関与がない場合はその理由を記載。	同左	同左	同左	同左	同左
生物統計家関与の必要性	必ずしも要しない。	関与すべき場合もある。	関与すべき。	関与すべき場合もある。	関与すべき。	関与すべき場合もある。	関与すべき場合もある。
知財	知財等の状況・戦略を記載する。						不要
応募書に記載する知財等の状況の項目	自己技術の状況、関連する他者技術の状況、研究成果の企業導出(実用化)に対する方針						
企業との連携	連携状況を記載する。						
治験薬の入手に関する状況	治験薬(対照薬を含む)の入手に関する状況を記載する。	同左	同左	同左	同左	同左	—

医師主導治験整理票（医療機器版）

AMEDにおいて求める各種資料の提出時期と内容の整理

	未承認の医療機器（使用目的の拡大を含む）				既承認の医療機器（承認範囲内での使用）	
	非臨床試験	医師主導治験		倫理指針下の臨床試験	倫理指針下の臨床試験	
		探索的治験	治験(ビOTAL試験)			
研究の目標	・製造販売承認の取得（使用目的の拡大を含む）				・新たなエビデンスの構築（標準治療の確立・術式の確立など）	
工程表	研究開発提案時に承認取得への工程やマイルストーンを示した工程表を提出する。 (保険収載や標準治療の確立についても簡潔に記載する。)	同左	同左	研究開発提案時に、試験の位置付けを明確にし、出口戦略(今後の治験実施予定、企業連携、製造販売承認、保険収載)を示した工程表を提出する。	研究開発提案時に、得られるエビデンスの活用方法とそれに向けての工程・マイルストーンを示した工程表を提出する。	
実施計画書	研究開発提案時にプロトコールコンセプトを提出する。もしくはマイルストーンにて提出時期を明示する。	研究開発提案時に治験実施計画書、又はプロトコールコンセプトを提出し、治験実施前に治験実施計画書を提出する。	同左	研究開発提案時に治験実施計画書、又はプロトコールコンセプトを提出し、治験実施前に治験実施計画書を提出する。 また、研究開発提案時に、非臨床試験に関する資料を提出する。	研究開発提案時に治験実施計画書、又はプロトコールコンセプトを提出し、治験実施前に治験実施計画書を提出する。	
規制当局との相談等	研究フェーズ・内容に応じたPMDA相談を適時求める。申請時には既に実施した相談記録(事前面談の場合はアカデミア側作成の要旨で可)があれば提出する。	同左	同左	以下について規制当局と相談を進めている場合は、その状況を記載する。 ・機器の入手 ・先進医療制度の活用 また、施設内の委員会等と相談を進めている場合は、その状況を記載する。	以下について規制当局と相談を進めている場合は、その状況を記載する。 ・先進医療制度の活用	
	タイミング	治験開始前	同左			
	主な相談内容	・治験の要/不要 ・非臨床試験充足性	・治験デザイン	・治験デザイン ・臨床データパッケージ		
応募書に記載する生物統計家の関与についての記載等	—	関与の有無について記載。関与がある場合は治験デザインに関するコメントを記載する。関与がない場合はその理由を記載。	同左	同左	同左	
生物統計家関与の必要性	必ずしも要しない。	関与すべき場合もある。	関与すべき。	関与すべき場合もある。	関与すべき場合もある。	
知財	知財等の状況・戦略を記載する。				必要に応じて知財等の状況を記載する。	
知財等の状況の項目	自己技術の状況、関連する他者技術の状況、研究成果の企業導出(実用化)に対する方針				—	
企業との連携	連携状況を記載する。				連携がある場合、その状況を記載する。	
治験機器の入手・提供に関する状況	治験機器(対照機器を含む)の入手に関する状況を記載する。				—	



国立研究開発法人 日本医療研究開発機構  
臨床研究・治験基盤事業部 臨床研究課

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル 21F  
Tel 03-6870-2229 Fax 03-6870-2246  
平成29年3月